

平成 28 (2016) 年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]



平成 28 (2016) 年 6 月



目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	6
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1 使命・目的等	9
1-1 使命・目的及び教育目的の明確性	9
1-2 使命・目的及び教育目的の適切性	10
1-3 使命・目的及び教育目的の有効性	14
基準 2 学修と教授	17
2-1 学生の受入れ	17
2-2 教育課程及び教授方法	28
2-3 学修及び授業の支援	36
2-4 単位認定、卒業修了認定等	41
2-5 キャリアガイダンス	44
2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック	48
2-7 学生サービス	54
2-8 教員の配置・職能開発等	62
2-9 教育環境の整備	66
基準 3 経営・管理と財務	71
3-1 経営の規律と誠実性	71
3-2 理事会の機能	73
3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ	74
3-4 コミュニケーションとガバナンス	76
3-5 業務執行体制の機能性	77
3-6 財務基盤と収支	79
3-7 会計	81
基準 4 自己点検・評価	83
4-1 自己点検・評価の適切性	83
4-2 自己点検・評価の誠実性	84
4-3 自己点検・評価の有効性	85
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	87
基準 A 地域・社会貢献	87
A-1 地域・社会貢献	87
A-2 地域・社会との連携協力活動	91

基準 B 国際交流（グローバル化の推進）	94
B-1 留学等を通じたグローバル人材の育成	94
B-2 時代のニーズにかなった新たな国際交流の展開	97
V. エビデンス集一覧	101
エビデンス集（データ編）一覧	101
エビデンス集（資料編）一覧	103

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1) 建学の精神・大学の基本理念

(a) 建学の精神（大学設立宣言）

東北公益文科大学は、日本初の「公益学」の創造と実践に基づく教育・研究・社会貢献を掲げ、平成 13（2001）年山形県庄内地域に開学した。山形県の日本海側に位置する庄内地域には山形大学農学部他に 4 年制大学がなく、本学の設立は長い間の住民の要望となっていた。山形県および地元 14 市町村（現在は合併により 2 市 3 町）の財政支援によりキャンパスや施設を整備し、その後、学校法人による運営するという「公設民営の大学」として本学は設立された。また開学の際には建学の精神として、以下の大学設立宣言を掲げている。

■大学設立宣言

東北から俯瞰せよ

今、東北の一郭・庄内の地には、創造と進取の気象がみなぎっている。その息吹のなかから新しい大学が誕生した。日本で初めて公益学に挑戦する東北公益文科大学である。

庄内地方は、遠い北前船の時代には東日本・日本海側で最も栄えた港町を擁した。日本一、二を誇る庄内米などを扱って全国を先導した豪商・大地主も多く輩出した。さらに最上川や鳥海・月山には芭蕉はじめ、多くの文人墨客が足跡を刻んだ。また庄内藩とそれに続く城下町の伝統は高度の学術・文化を育み、蓄積した。

その豊かな歴史と事跡、試行と革新、そしてそれらを暖かく見守り包みこんできた美しく大らかな自然や景観から生まれたのが、公益学であり、公益大学である。

20 世紀は<モノ・オカネ>本位の資本と市場原理の時代であった。その時代は、子供にとっては必ずしも子供らしく楽しく過ごせる時代ではなかった。過度な競争、いじめ、暴力がしばしば跋扈し、登校拒否、中退、学級崩壊も日常化した。

21 世紀は<ヒト・ココロ>本位の時代である。<世のため人のため>の非営利の考えや活動、制度やシステムが大きな位置と役割を占めることになる。そのときこそ、子供が子供らしく、人間が人間らしく生きることのできる公益の時代である。

そこに至って初めて資本と市場の原理、そして中央や大都市本位の論理が、新しい公益原理によって検証され、公益と調和のとれる在り方を模索するようになる。

その公益原理に基づく公益学は、人間・自然・地域を尊重する視点から、自由と平等、平和と安全、保護と保全を人類と地球が永続的に保障されるのを支援すべく、理論や体系の確立に向けて研鑽を積む。それとともに、公益大学は、公益のかがり火を掲げて庄内を拠点に東北から全国、さらに世界を俯瞰し、着実に発信し、貢献する。

もちろん、これからの道程は長く厳しい。その長く厳しい道程を学生諸君、そして地域の人たちとともに切り開き、一步一步踏み固めていきたい [資料 F-2 裏表紙]。

(b) 東北公益文科大学の基本理念

後述する中期計画「Innovation Action Plan ～社会システムをデザインし、社会を先導する人材育成を目指して [資料 1-1-1]」において、本学の基本理念を以下のように明

記している。

公益は人間存在にとって極めて大切な概念である。それは私益と対立するものではなく、私益を追求する人間の活動動機が、公益の実現に繋がるものでなければならぬし、また公益の実現を無視した私益の追求は、しばしば不毛な結果をもたらす。

ここで言う私益の追求は、一人一人の人間が個の確立を実現するための活動を意味するものであり、いわゆる私利私欲を意味するものでないことは言うまでもない。また、公益は私益と対立するものでないことから、公益の追求が自己犠牲のみを求めるものでないことも明らかである。公益の対象は、地域社会から地球規模まで、規模の大小およびその内容の多様性等、極めて大きな広がりを持つ。

東北公益文科大学は、個別の人、ものごと、自然環境の個性が尊重され、かつ全体として調和のとれた社会の創造を目指し、「尊重し調和へ」という基本理念のもと、人材育成「知を咲かす」、社会貢献「知をひらく」、公益学の確立「知を結ぶ」の使命を実現するべく活動を行っている。

2) 使命・目的

- ・人材育成（教育） — 「知を咲かす」

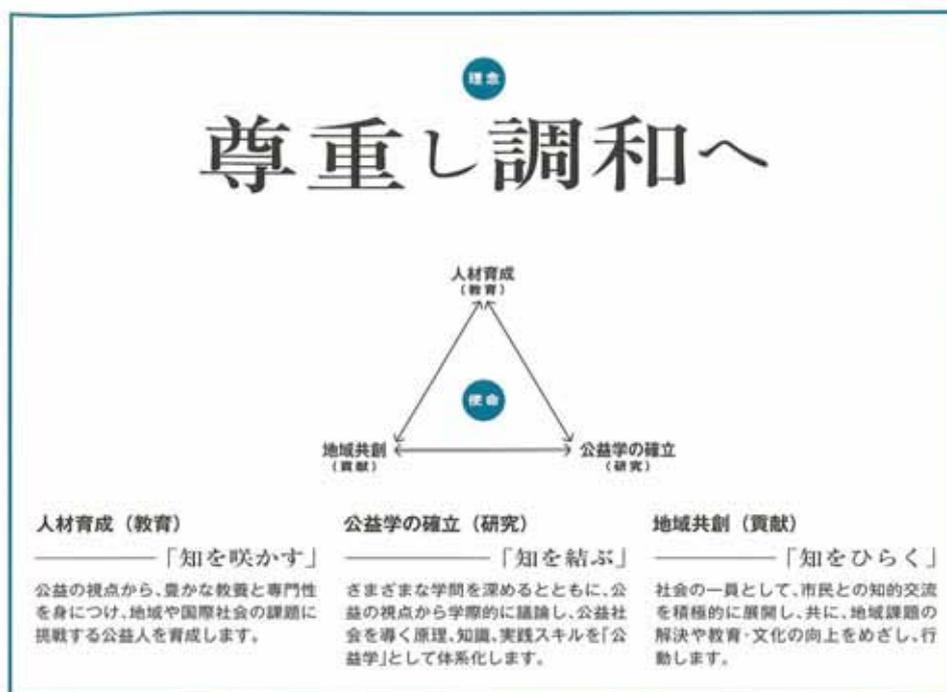
公益の視点から、豊かな教養と専門性を身につけ、地域や国際社会の課題に挑戦する公益人を育成します。

- ・公益学の確立（研究） — 「知を結ぶ」

さまざまな学問を深めるとともに、公益の視点から学際的に議論し、公益社会を導く原理、知識、実践スキルを「公益学」として体系化します。

- ・地域共創（貢献） — 「知をひらく」

社会の一員として、市民との知的交流を積極的に展開し、共に、地域課題の解決や教育・文化の向上をめざし、行動します。



2009年大学パンフレットより抜粋

計画と実行

平成 20(2008)年 6 月、2 代目黒田昌裕学長が就任し、平成 21(2009)年 5 月に中期計画「Innovation Action Plan ～社会システムをデザインし、社会を先導する人材育成を目指して」(～平成 25(2013)年まで 5 ヶ年計画) [資料 1-1-1] を制定した。平成 23(2011)年 12 月には Innovation Action Plan に学生確保に向けた改革プラン「大学改革プラン」 [資料 1-1-2] を制定し、3 代目町田睿学長のもと、大学改革を推進してきた。

平成 26(2014)年度からは 4 代目吉村昇学長のリーダーシップのもと、「第 1 期 吉村プラン ～地域に根ざし、世界に発信する教育・研究拠点～」(平成 26(2014)～28(2016)年) [資料 1-1-3] を策定した。これは平成 26(2014)年 10 月 10 日理事会で承認され、現在実行中である。常に理念・使命を意識し、改革を一つ一つ着実に進め、目標実現に向けて取り組んでいる。[資料 1-1-4]

「第 1 期吉村プラン」における基本教育目標 及び 重点目標は以下のとおりである。

東北公益文科大学 4 つの基本目標を持って、「学習者中心」の大学としての教育活動を推進します。

基本教育目標

1. 社会の変化に柔軟に対応できる教養と専門性、豊かな人間性と高度の倫理性を備え、「信頼」と「共生」を基本に公益の社会づくりに貢献できる人材を育成します。
2. 地域の文化・福祉・経済の発展に貢献できる人材を育成します。
3. グローバル化社会に通用するコミュニケーション能力・異文化理解力を備えた人材を育成します。
4. 学長のリーダーシップの下、上記目標を達成するため柔軟な運営体制を構築します。

教育

○学習者(学生)中心の大学として、豊かな人間性と倫理性を養うとともに、グローバルな視野を持ちながら、地域の人々とともに、地域社会が直面する課題にリーダーシップを持って果敢に取り組む人材を育てます。

○留学や長期インターンシップ等、学生の多様な活動をより活発化させることを目的に、 Semester 制(前期・後期)から「クォーター制(年 4 制)」へ学年の移行を進めます。

I. グローバル人材の育成を強化します。

1. 国際教養コースの専門科目は、原則として英語による少人数授業を行います。
2. EAP 教育(基礎英語集中プログラム)の導入を進めることによってグローバル人材育成の大学づくりを目指します。

II. 地域の発展に貢献できる人材の育成を強化します。

1. 地域の雇用や活力を生み出す人材育成(起業家等の育成)のため、ベンチャーマインドの醸成を図り、インターンシップの強化を目指します。
2. 地域の福祉に貢献する人材は、これからの社会で確実に必要とされる分野です。今求められている高齢者、障がい者、児童への支援を担う社会福祉士等資格試験合格のためのサポートを充実・強化します。(取得できる福祉資格の拡充と取得支援)
3. 地域の活性化、発展に対応できる地域リーダーを育成します。法律、経済、地域課題解決演習などの科目を充実させるほか、公務員試験合格のためのサポートを拡充・強化します。

Ⅲ. 学生支援体制を強化するため、学習支援、学生生活支援、キャリア支援、地域活動、国際交流の各センター機能の整理を行います。

名称	機能
教育推進センター	「教育システム改革、教育良好上を通じた人材育成」
学生支援センター	「個別の学生対応を通して一人一人を大切にす支援」
キャリア開発センター	「学生の進路実現を多面的にサポート」
地域共創センター	「地域との連携を通じた学生、地域の人材育成」
国際交流センター	「留学促進と留学生受け入れ促進を通じた人材育成」

入学前から卒業まで、5つのセンターが学生一人ひとりを大切にす支援を行います。

【教育推進センター】

入学前学習、高大連携、学修支援、リメディアル教育の強化、グローバル教育（EAP、英語、中国語等）

【学生支援センター】

学生相談、個々の状況に応じた学生の生活、経済、教育上の支援や寮（ドミトリー(学生研修寮))生活に関すること、課外活動（クラブ・サークル）等の支援を行います。

【キャリア開発センター】

キャリア支援、就職の的確な支援を行います。インターンシップ等、企業様との窓口業務を行います。

【地域共創センター】

学生の地域活動を支援します。

【国際交流センター】

短期留学制度、外国人留学生の受け入れや交換留学等に係る大学間協定締結を進めます。

研 究

大学における学術研究活動は、教育との両輪をなすものであり、教員は社会の様々な課題に果敢に取り組む必要があります。

そのため、各教員の個々の研究活動を支援し活性化を図るとともに、大学の組織としても、学際的・総合的なアプローチが必要な課題に対応できる研究体制を整えます。

I. 教員の研究活動支援を行い、研究活動の活性化を推進します。

1. 学内研究費において、研究に対するインセンティブを高められるよう配分します。
2. 外部研究資金の獲得のための支援体制を整えます。
3. 研究を行いやすい環境の整備を図ります。

（知財支援、研究活動におけるガイドライン・ルールの整備、女性研究者活動支援など）

4. 研究者総覧を整備し、産学官連携活動等に活用します。

II. 機能的な研究体制の整備をします。

1. 社会の様々な課題に対し、時宜にかなった研究が組織的に行うことができるように、公益総合研究センターをイノベーション創出研究機構に改編します。

社会貢献（地域貢献）

庄内地域の知の拠点として、地域住民や行政と連携して地域課題の解決に挑戦するとともに、地域の人材育成に積極的に取り組みます。

I. 地域と連携し、地域課題の整理と共有、調査・研究を行い、解決策の提言と活動等を行います。

1. 庄内オフィス、地域共創センターが中心となって、地域が抱える課題の解決や地域資源の活用について、自治体や地域住民と協働で取り組みます。
2. 子どもから、中・高校生、社会人と幅広い年代を対象とした地域カレッジを展開します。生涯学習の機会を提供するとともに、科学・学問への関心興味を高めるため、大学の知的資源を広く提供します。

II. 地域志向のカリキュラムにより、地域での多彩なフィールドワークを展開し、地域課題の具体的解決に取り組みます。

1. 学部カリキュラムで地域志向の科目を展開します。積極的な学びと行動で地域を知り、課題解決に向けての方策を探るプロセスを具体的に推進します。

国際化

グローバル社会に対応し、カリキュラム、教育方法を見直し、海外への学生派遣、留学生交流や国際学術交流などを包括して行う国際交流センターを新設します。21世紀の国際社会が求める戦略的な人材育成を行います。

I. 国際交流センターに国際戦略担当を配置します。海外との交流として以下の項目に取り組みます。

1. 海外への学生派遣、相互交流を充実します。
 - (1)外国の大学との学生・研究者の交流に向けた協定校の充実を目指します。
 - (2)海外からの交換留学生の受け入れを充実します。
2. 教育・研究のグローバル化の対応
 - (1) 国際教養コース等の専門科目は原則として英語で授業を行います。
 - (2) 国際的学術研究を推進します。
 - (3) EAP 教育（基礎英語集中プログラム）を導入し、英語に強い学生を育てます。

II. 国際交流戦略を推進するために、1名の専任教員を採用し、日本語教育の充実に努めます(国際交流センター専任教員)。

運 営

大学運営において、学長のリーダーシップによるガバナンスと大学マネジメントの強化を図り、責任ある執行体制を充実させます。企画、実施、評価、改善のサイクルを明確にし、戦略的な大学運営を行います。

I. 大学戦略会議、戦略会議推進室を設置し、以下について推進します。

1. 学長補佐（教員2名）及び学長特別補佐体制を構築し、迅速な大学運営を推進します。
2. 中期計画のP-D-C-Aを毎年実施します。
3. IR担当を配置し、大学データの分析、戦略的体制を推進します。

4. 平成 28 年度の認証評価に向けた準備を進めます。
- II. 教育効果の点検・評価のため、点検評価委員会を機能させ、不断の評価を推進します。
- III. 学長、学部長、研究科長、学長補佐(教員 2 名)、学部長補佐(教員 2 名)を中心とした教員人事委員会を再編し、採用、昇任について審議をします。
- IV. 男女共同参画、ワークライフバランスのできる制度・環境の整備を進め、アクションプランの実施に努めます。
- V. 各関係委員会間の連携を推進し、入学者の確保に努めます。
- VI. 東北公益文科大学図書館の略称をメディアセンターから「公益大図書館」に変更します。
- VII. 大学院教育のグローバル化を進めます。新たにアジアビジネスサポート人材養成講座を設置します。原則英語での授業の実施や海外インターンシップの実施、海外からの留学生受け入れのほか、社会人を積極的に受け入れるなど、学習歴社会の展開を図ります。
- VIII. 公益大大学院修了生からの教員の採用に努めます。

大学院(公益学研究科)

学部の完成を経た平成 17(2005)年、公益を具体的に実現する力の養成を目指して、大学院を山形県鶴岡市に設置した。本大学院が理念として掲げる「公益」とは、「社会への責任と貢献」である。この学術研究の成果を社会に提言・提供するとともに、輩出する人材が社会現場で研究成果を実践し、実現・波及することを目標としている。

平成 19(2007)年には、公益学部及び既設の大学院公益学研究科公益学専攻(修士課程)を基礎とし、これを発展させる新たな専攻として、博士後期課程の公益学研究専攻を設置した。これにより、高度専門研究者及び公益理論の高度実践者の養成を図り、社会の要請に応えることを目的としている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

創設者「山形県、鶴岡市、酒田市、立川町、余目町、藤島町、羽黒町、楡引町、三川町、朝日村、温海町、遊佐町、八幡町、松山町、平田町」(学校法人を設立し、私立大学として運営)

平成 12(2000)年 12 月	学校法人東北公益文科大学設立/東北公益文科大学設置
平成 13(2001)年 4 月	東北公益文科大学開学/公益学部 初代理事長に原田克弘就任 初代学長に小松隆二就任
平成 14(2002)年 5 月	東北公益文科大学ニュージーランド研究所設置
平成 16(2004)年 4 月	大学コンソーシアムやまがた 共同設立
平成 17(2005)年 4 月	大学院開学/公益学研究科(修士課程)
平成 18(2006)年 4 月	東北公益文科大学公益総合研究所設置
平成 18(2006)年 5 月	東北公益文科大学地域共創センター設置

東北公益文科大学

- 平成 18(2006)年 12 月 2 代目理事長に日野雅夫就任
- 平成 19(2007)年 4 月 大学院公益学研究科博士後期課程設置
- 平成 19(2007)年 7 月 キャリア開発センター設置
- 平成 19(2007)年 9 月 文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」(学生支援G P)の採択
(事業名「インクルージョン社会を目指した大学づくりー特別なニーズをもつ学生への「共育」支援を通して」(～平成 22(2010)年度)
- 平成 19(2007)年 11 月 学生共育支援室設置
- 平成 20(2008)年 6 月 2 代目学長に黒田昌裕就任
- 平成 21(2009)年 5 月 中期計画「Innovation Action Plan ～社会システムをデザインし、社会を先導する人材育成を目指して」(～平成 25(2013)年まで、5 ヶ年計画)を制定
- 平成 21(2009)年 8 月 3 代目理事長に新田嘉一就任
文部科学省「大学教育・学生支援推進事業」学生支援推進プログラムの採択
(事業名「地方小規模大学におけるキャリア開発プログラムの拡充と強化」(～平成 23(2011)年度)
- 平成 23(2011)年 12 月 Innovation Action Plan に学生確保に向けた改革プラン「大学改革プラン」を制定
- 平成 24(2012)年 4 月 3 代目学長に町田睿就任
- 平成 24(2012)年 4 月 文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」の採択
(事業名「美しい山形を活用した『社会人力育成山形講座』の展開」(～平成 28(2016)年度)
- 平成 25(2013)年 10 月 文部科学省「地(知)の拠点整備事業(COC 事業)」の採択
(事業名「地域力結集による人材育成と複合型課題の解決ー庄内モデルの発信」(～平成 29(2017)年度)
- 平成 25(2013)年 11 月 庄内オフィス設置
- 平成 26(2014)年 4 月 4 代目学長に吉村昇就任
- 平成 26(2014)年 10 月 「第 1 期吉村プラン～地域に根ざし、世界に発信する教育・研究拠点～」(～平成 28(2016)年まで 3 ヶ年計画)を制定
- 平成 27(2015)年 3 月 教育推進センター、学生支援センター、国際交流センター設置
- 平成 27(2016)年 10 月 文部科学省「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」の採択
(事業名「協働・循環型「やまがた創生」人材育成事業」申請校:山形大学(～平成 31(2019)年度))
- 平成 27(2015)年 12 月 マルチプロジェクト研究機構設置

2. 本学の現況

- ・ 大学名 東北公益文科大学
- ・ 所在地 酒田キャンパス 山形県酒田市飯森山三丁目 5 番地の 1
鶴岡キャンパス 山形県鶴岡市馬場町 14 番 1 号

・ 学部構成

学部	学科		コース
公益学部	公益学科	地域経営系	経営コース
			政策コース
			地域福祉コース
		交流文化系	国際教養コース
			観光・まちづくりコース

大学院の構成

学部	学科	課程
公益学研究科	公益学専攻	修士課程
	公益学研究専攻	博士後期課程

・ 学生数、教員数、職員数

学部の学生数（平成 28(2016)年 5 月 1 日現在）

学部	学科	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
公益学部	公益学科	193	174	143	170	680
計		193	174	143	170	680

大学院の学生数（平成 28(2016)年 5 月 1 日現在）

研究科	専攻	修士課程			博士後期課程			
		1 年次	2 年次	計	1 年次	2 年次	3 年次	計
公益学研究科	公益学専攻	15	8	23	-	-	-	-
	公益学研究専攻	-	-	-	0	0	3	3
計		15	8	23	0	0	3	3

教員数（平成 28(2016)年 5 月 1 日現在）

学部	学科	専任教員					助手	兼任	兼任
		教授	准教授	講師	助教	計			
公益学部	公益学科	20	15	9	3	47	0		
学部計		20	15	9	3	47	0		
公益学研究科	公益学専攻							29	13
	公益学研究専攻							19	0
大学院計								48	13
合計		20	15	9	3	47	0	48	13

職員数（平成 28(2016)年 5 月 1 日現在）

正職員	嘱託等	合計
25	56	81

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

東北公益文科大学は、個別の人、ものごと、自然環境の個性が尊重され、かつ全体として調和のとれた社会の創造を目指し、「尊重し調和へ」という基本理念のもと、人材育成「知を咲かす」、社会貢献「知をひらく」、公益学の確立「知を結ぶ」を使命・目的としている。

また本学の目的については、「学則」第 1 条に大学全体の目的を、「大学院学則」に公設学研究所の目的をそれぞれ明確に規定している。[資料 F-3]

本学は、平成 13(2001)年、山形県庄内地域の住民の長年の熱望により、公設民営方式で開学した(初代小松隆二学長)。そのことは大学設立宣言や使命・目的にも示されており、これからの地域社会に必要な人材育成を教育目標に掲げている。

平成 21(2009)年には中期計画「Innovation Action Plan ～社会システムをデザインし、社会を先導する人材育成を目指して」(～平成 25(2013)年まで 5 ヶ年計画、2 代目黒田昌裕学長) [資料 1-1-1] を制定し、平成 23(2011)年 12 月にはさらに学生確保に向けた「大学改革プラン」(3 代目町田睿学長) [資料 1-1-2] を制定し、常に地域社会のニーズに応える大学改革を推進してきた。

平成 26(2014)年からは吉村昇学長のリーダーシップの下、「第 1 期吉村プラン ～地域に根ざし、世界に発信する教育・研究拠点～」(平成 26(2014)～28(2016)年) [資料 1-1-3] を実施している。このプランに沿って、学習者中心の大学としての教育活動を推進するため、各センター・委員会の再編や、カリキュラムのクォーター化など、新しい試みに挑戦している。またこのプランを元に各センター・委員会・コース等が毎年、実行目標を掲げ、目的意識を持って実行計画を推進している。

第 1 期吉村プランは教員と職員からなる「吉村プラン作成ワーキンググループ」で検討・策定され、教授会、理事会を経て承認されている。決定後は製本印刷され、学内に配布するとともに、大学ウェブサイトにも掲載し、明確に示している [資料 1-1-4]。

〈自己評価〉

本学の使命・目的は具体的・明確に明示されていると評価できる。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的および教育目的は「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」及び「基準 1、1-1-①」で述べたとおり簡潔に文章化している。これらは学内に掲示するとともに、ウェブサイト(<http://www.koeki-u.ac.jp/>) [資料 1-1-5]

にも掲載している。

〈自己評価〉

ウェブサイト、大学案内等に明示されている基本理念や使命・目的、教育目的は具体的で明確であり、簡潔に文章化されていると評価できる。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

大学の基本理念に沿って教育理念は明確であり、平成 26(2014)年度からは吉村プランによる基本教育目標に沿い、学生を中心とした人材育成を強化している。多様な支援センターを機能させ、同時にクォーター制度の導入など、カリキュラムも見直し、教育の充実を推進していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

公設民営の大学として

本学は、平成 13(2001)年、山形県庄内地域の住民の長年の熱望により、公設民営方式で開学した。地域に求められている大学として、常にこれからの地域社会に必要な人材育成を教育目標に掲げている。

本学は、東北公益文科大学学則第 1 条において「教育基本法に則り、社会的利益調和の追及と公益の研究や実践を通じた国際連携の理念のもと、深く専門の学術を教授し、社会と時代の要請に応え得る有為の人材を育成するとともに、地域の特性を活かした学術研究の振興、文化の向上に寄与することを目的にする」と定めている。使命・目的においても、文中に「地域や国際社会の課題に挑戦する」「学際的に議論し、公共社会を導く原理、知識、実践スキル」「社会の一員として、地域の人々との知的交流を積極的に展開し、共に、地域課題の解決や教育・文化の向上を目指し、行動する」と、地域の人材育成機関としての目的を具体的に示している。

本学では「地域に開かれた大学」として山形県内をはじめ近隣の高等教育機関や市町村など行政、金融機関との学術・連携協定に積極的に取り組んできた。学生の留学促進とグローバル化に対応するため、海外の大学との学術協定についても強化している [資料 1-2-1]。

平成 26(2014)年からは吉村昇学長のリーダーシップの下、「第 1 期吉村プラン ～地域に根ざし、世界に発信する教育・研究拠点～」(平成 26(2014)～28(2016)年) [資料 1-1-3] を実施している。このプランでは、これまでの本学の理念と使命を元に、「グローバル人材の育成」「地域の発展に貢献できる人材の育成」「入学前から卒業まで、一貫した学生支援体制」の強化を明示し、実行している。

クォーター制の導入

留学や長期インターンシップ等、学生の多様な活動を活発化させることを目的に、平成 27(2015)年度より学年暦をセメスター制（2 学期制）に加えクォーター制（4 学期制）も導入した。導入初年度である平成 27(2015)年度のクォーター科目の割合は全体の 32.9%であった。クォーター制の導入により、短期・中期・長期の留学に取り組む学生が増加した(平成 27(2015)年度実績で計 21 名を派遣) [資料 1-2-2]。

2 学期制(セメスター制)と 4 学期制(クォーター制)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2 学期制 (セメスター制)	春学期(15 週)				夏季 休業		秋学期(15 週)				春季 休業	
4 学期制 (クォーター制)	S1クォーター (8 週)		S2クォーター (8 週)		語学留学 インターンシップなど		A1クォーター (8 週)		A2クォーター (8 週)		語学留学 インターンシップなど	

グローバル人材の養成

公益学部の人材育成像は「グローバルな視野を持ち、地域の人々とともに、地域社会が直面する経済、行政、福祉などの課題に、リーダーシップを持って果敢に取り組む人材」としている。第 1 期吉村プランでは、新たに「国際交流センター」[資料 1-2-3] を立ち上げ、学生の留学促進と外国人留学生の受け入れや交換留学等の支援体制を強化した。

国際教養コースの専門科目においては原則として英語による少人数教育を実施するとともに、EAP 教育(基礎英語集中プログラム)の導入も実施している。本学では平成 26(2014)年度入学生より国際教養コースに所属する学生は「短期語学留学 I」「実践外国語(留学期間・留学先大学名)」を選択必修科目とした。ただし TOEIC、TOEFL 等、指定された語学試験で水準を満たす学生については、申請により選択必修を免除し、通常を選択科目としている [資料 F-12 シラバス p.14] [資料 F-3] [資料 F-5]。

また公益学研究科では、アジア諸国等海外とのビジネス展開を進め、地域経済の発展に寄与する人材を養成することを目的に、平成 27(2015)年度 10 月より山形県寄附講座「アジアビジネス人材養成講座」を新設した。1 期生となる院生は中国からの留学生を含め 8 名が入学した。11 月 13 日には開設記念シンポジウムを行い、日本貿易振興機構(JETRO)から講師を招き ASEAN の経済状況をお話いただくとともに、アジアでのビジネスを展開している庄内地域の企業の方々からの実践事例報告があった。参加者アンケートの満足度も 80.4%と高く、今後も留学生の受け入れ対応と併せて、地域からの院生募集に力を入れていく [資料 1-2-4]。

地域の人材育成機関として

地域をフィールドとした教育の実践は、本学が開学時から積極的に取り入れている特色の一つである。庄内地域の自治体、企業、商店街、地元住民等から協力を得ながら「専門演習」や「プロジェクト型応用演習(公益社会演習)」等を展開している。平成 25(2013)年度には文部科学省「地(知)の拠点整備事業」(COC 事業)が採択され、地域志向の科目をシラバスにも明示した。それぞれの科目に対し「地域に関する科目」の欄を設けるとともに、地域に関する学習のどの部分を深めるのか、「地域区分」「(地域についての) 学びの基本学習」「地域の背景学習」「地域課題の認識」「地域課題の解決」について、表示するよう

にしている [資料 F-12]。

第1期吉村プランではさらに、地域の発展に貢献できる人材の育成を強化するとし、「地域の雇用や活力を生み出す人材育成」「インターンシップの強化」「地域の福祉に貢献する人材育成の強化」「公務員試験合格のためのサポート」等、具体的な目標を設定し、実行している。

また、酒田市で制定した東北公益文科大学修学制度は、大学進学を選択せずに酒田市職員に新規採用された者について、研修派遣するものである。この制度により、平成28(2016)年度から、酒田市職員1名を公益学部で受け入れている。市職員としての能力向上はもとより、当該派遣職員が地域を先導する人材となるよう、本学においてまちづくりのノウハウ等を体系的に学ぶものであり、本学が地域の人材育成機関としての役割を果たしている。

なお、酒田市では、本学の学生が卒業後に酒田市内に居住し就業した場合、日本学生支援機構等の奨学金の返還額の36回分(3年間)相当額を補助する事業(東北公益文科大学学生定住促進事業 奨学金返還支援制度) [資料 1-2-5] を平成29(2017)年3月卒業生から実施することとしている。これは地元行政においても、本学が地域の人材育成機関の一つとして重視しているものと理解できる。

学習者中心の大学として

少人数教育を基本にする本学では、入学前から卒業まで、一貫した学生支援体制を整備し、学生一人ひとりを大切に支援を行っている。吉村プランでは具体的に学生を中心する5つのセンターを再整備した。

入学前学習から修学支援等、学生の学び全般についてサポートする「教育推進センター」 [資料 1-2-6]、学生相談や寮など生活面をサポートする「学生支援センター」 [資料 1-2-7]、学生の就職などキャリア関連事業や企業との窓口業務を行う「キャリア開発センター」 [資料 1-2-8]、学生の地域活動を支援する「地域共創センター」 [資料 1-2-9]、短期留学に取り組む学生や外国人留学生などの支援を中心に本学のグローバル事業に関する業務を行う「国際交流センター」 [資料 1-2-3] を設置し、きめ細かな学生サポートが行える体制となっている。



各センター・委員会に学部コース・大学院は毎年、実行目標、実行計画を定め、目的意識を持ってプランの実現を進めている。

〈自己評価〉

使命・目的及び教育目的は、本学の個性・特色を反映し、大学案内やウェブサイトに表示されていると評価できる。公設民営の大学として、時代のニーズを捉え、地域との連携を重視しながら、特色ある人材育成教育の実践がなされている。

1-2-② 法令への適合

本学の「学則」第1条に示された目的は「学校教育法」第83条(学部)、「学校教育法」第99条(大学院)に適合している。また教育研究の目的も本学「学則」第5条(学部)、本学「大学院学則」第1条(研究科)に定められており「大学設置基準」第2条、「大学院設置

基準」第1条に適合している。

〈自己評価〉

使命・目的及び教育目的は適切に明示され、法令等を遵守していると評価できる。

1-2-③ 変化への対応

使命・目的及び教育目的を元に、常に時代の要請に応え、教育内容や手法を変化させている。特に開学当時から取り組んできた地域との連携活動は、社会のニーズに対応し、発展的に変化させてきた。

平成 24(2012)年度には地元企業、行政、NPO、福祉・医療機関等と協働し、「地域・大学協働人材育成プログラム」を立ち上げた。これは大学と地域が協働して、本学のディプロマ・ポリシーである4つのスキル（コミュニケーション力と発信力、国際感覚、創造力と企画力、リーダーシップ）の育成に取り組むもので、インターンシップや演習の充実を図った。

さらに平成 25(2013)年には文部科学省「地(知)の拠点整備事業」(COC 事業) (事業名「地域力結集による人材育成と複合型課題の解決—庄内モデルの発信」) (平成 25(2013)年～平成 29(2017)年) にも採択された。庄内地域の高等教育機関として人材育成・教育研究の役割を果たしている。

平成 26(2014)年を初年度とする第1期吉村プランでは、これまでの使命・目的を基本に、さらに地方においても国際感覚を持ちグローバルな視点を持つ人材が必要であるという視点から、留学や語学研修に取り組みやすい環境と学生支援体制を強化した。また、留学や長期インターンシップ等、学生の多様な活動をより活発化させることを目的に、セメスター制(2 学期制)に加え「クォーター制(4 学期制)」を平成 27(2015)年度から導入している。

本学では、平成 27(2015)年より大学戦略推進室に IR 担当を置き、IR 推進体制を整えた [資料 1-2-10]。平成 27(2015)年 10 月には「東北公益文科大学 基本データ集(平成 27 年度版)」 [資料 1-2-11] を発行した。今後は毎年 10 月を目処に基本データ集を作成し、データに基づく教育改革を推進する。

平成 27(2015)年度は特に卒業後の動向調査として「卒業生の離職者状況」を調査した [資料 1-2-12]。本学の学生は約 7 割が山形県内の出身者であることから、結果、卒業生は約半数が山形県内に本社がある企業に就職している。平成 27(2015)年度の調査では、山形県内の本学卒業 3 年後の学生の情報収集と、企業側から見た本学卒業生の採用後の印象などを聞き取り調査し、大学戦略会議で報告し共有している。こうしたデータを常に検証しながら、地域や社会からの要請に応える努力を継続的に実施している。

地元企業・団体が参加する東北公益文科大学後援会(平成 27(2015)年度会員数 法人 225 社、個人会員 238 名)では、「卒業生を交えた意見交換会 ...社会と時代の要請に応え得る人材とは...」を実施(平成 28(2016)年 4 月 20 日)し、「公益大での教育が社会人となってからどのように活かされていると感じているか」等について、採用企業関係者、卒業生、本学教職員が対話する機会も設けている [資料 1-2-13]。

公益学研究科では、平成 27(2015)年度 10 月より山形県寄附講座「アジアビジネス人材養成講座」 [資料 1-2-14] を新設した。この背景には講座開設前に実施した山形県内企業に対するアンケートおよび実際に企業訪問した際に、実践的な英語教育とビジネス教育のニーズがあることを把握していた [資料 1-2-15]。特に地元企業の社内幹部候補や後継者、

国際展開のリーダーについて具体的な養成を行える機関が県内になかったことから、山形県からの寄附講座として開講するに至った経緯がある。それに伴い、平成 27(2015)年度 10 月開講時には外国人教員 2 名(平成 28(2016)年度 4 月からは 3 名)を採用し、ビジネスに必要な英語力の向上とアジアでのビジネスの展開を見据えた実践的な科目群を運用している。

〈自己評価〉

基本理念や目的は不変であるが、変化する時代に対応しながら目指すべき教育目標を明示し、それを実現できる体制を整えている。また、吉村学長のリーダーシップのもと、「吉村プラン」の実行目標の設定、実施へと速やかに対応できている。学生を中心とした 5 つのセンターの機能を拡充させたと同時に、大学戦略会議を中心とする学内組織の機動力が高く、クォーター制の実施など学生の学びを多様化できるよう教学システムの改編にも積極的に挑戦している。小規模大学の即応力を活かし対応していると評価できる。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では開学以来、グローバルな視野を持ち、地域社会の課題に果敢に取り組む人材育成に取り組んできた。本学の個性・特色である、地域をフィールドに実際に地域の人たちと一緒に課題に取り組む機会を多く持っていることや、クォーター制の導入など、地方の小規模大学の機動性を活かした取り組みを展開している。この取り組みにより平成 27(2015)年度の「私立大学等改革総合支援事業」ではタイプ 1「教育の質的転換」、タイプ 2「地域発展」、タイプ 4「グローバル化」の 3 つの分野で選定された。

本学では、平成 27(2015)年より大学戦略推進室に IR 担当を置き、IR 推進体制を整えた。今後は毎年 10 月を目処に基本データ集を作成し、データに基づく教育改革を推進し、学長の意志決定を支援していく。

また、中・長期の留学や多様なインターンシップなど、社会のニーズを敏感に捉え、学生が主体的に取り組める環境を常に検討していく。平成 28(2016)年度から導入されたアセスメントポリシー(平成 27(2015)年度の状況は平成 28(2016)年 5 月に各センター・委員会において確認する)[資料 1-2-16]の確実な運用により、時代に対応した新しい評価の仕組みを構築し提供していく。

平成 28(2016)年度に第 1 期吉村プランが終了することから、平成 28(2016)年 2 月から各センター・委員会、学部・大学院等、全学的に点検・評価を行うとともに、教学での課題について、また、地域と社会が抱える課題への対応とその人材教育について等、学長主催で各専門分野教職員からなる勉強会を実施している。勉強会の進捗状況や議論の経過は大学戦略会議に報告され、平成 28(2016)年後期に着手する第 2 期吉村プランの策定へと繋げていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

「基準項目 1-3 を満たしている。」

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学における使命・目的及び教育目的は、様々なメディアを通じて共有している。平成 26(2014)年に吉村プランを策定した際には、立案の段階から教員、職員からなる吉村プラン作成ワーキンググループを活動させ、教職員協働で第 1 期吉村プランを完成させた。理事会の承認を受け、各センター・委員会がボトムアップしながら、それぞれの項目に対する実行計画を作成し、諸施策の実施、進捗状況の確認、教授会での報告、自己点検活動を通じて、全教職員の理解強化に努めている。

〈自己評価〉

本学の使命・目的及び教育目的は周知され、役員及び教職員に理解され、支持されていると評価できる。

1-3-② 学内外への周知

本学の建学の精神である「大学設立宣言」、基本理念及び使命・目的の学内外の周知は以下のとおりである。

- 1) 「大学設立宣言」、基本理念及び使命・目的は学内に掲示され周知している。
- 2) 毎年、新入生に配布する「学生便覧」[資料 F-5] に掲載し周知している。
- 3) 大学パンフレット [資料 F-2] 及び本学ウェブサイトに掲載し、学生、教職員に周知している。

そのほか、入学後の保護者説明会やオープンキャンパス等においても周知を図っている。

〈自己評価〉

本学の建学の精神、使命・目的及び教育目的は学生便覧、大学パンフレット、大学ウェブサイトに掲載され、学内に周知されていると評価できる。

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

使命・目的及び教育目的を、一貫性をもって中長期的な計画及び事業計画等へ反映させることに努めている。

平成 21(2009)年度から 5 ヶ年計画の中期計画として、「Innovation Action Plan」(～平成 25(2013)年まで)に取り組んできた。その期間、プランの進捗状況を踏まえながら毎年度の事業計画を策定している。平成 23(2011)年 12 月には、Innovation Action Plan を学生確保の観点から見直しを実施し、平成 24(2012)年度、町田睿学長の就任と同時に「大学改革プラン」として実行に移している。平成 26(2014)年には吉村昇学長が就任し、「第 1 期吉村プラン」を策定している。

各プランにおいて、本学の使命・目的及び教育目的を中心としながら、新しい取り組みに挑戦しており、理事会・評議員会において、毎回承認を得て実行に移している。

本学では教育目的を具体的に実践するため「ディプロマ・ポリシー」「人材育成像」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」を明確に定めている。また平成 27(2015)年度から検討してきた「アセスメントポリシー」を平成 28(2016)年度から導入した。これにより学生の学習成果を評価するとともに、3 つのポリシーに沿った教育が行われているかを総合的に判断するよう定めている。

[資料 F-12]、[資料 F-4]、[資料 1-3-1]、[資料 1-3-2]、[資料 1-2-16]、[資料 1-3-3]

〈自己評価〉

本学の教育の中期計画である「第1期吉村プラン」を策定し、基本教育方針等へ、本学の理念使命・目的及び教育目的が反映されていると評価できる。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織としては、学長をリーダーとする大学戦略会議のほか、学生を中心とする5つのセンター（教育推進センター、学生支援センター、国際交流センター、キャリア開発センター、地域共創センター）に加えさらに、マルチプロジェクト創出研究機構、図書館、インフォメーションマネジメントセンターを配置し、それぞれの規程の元に運営している〔資料1-3-4〕〔資料1-3-5〕。

教授会は方針・課題の審議・協議を行い、学長に対して意見を述べる。また各センター・委員会課題への対応立案・実施を行い、その実施状況について報告している。

〈自己評価〉

使命・目的及び教育目的を達成するために教員研究組織が整備されていると評価できる。

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

使命及び教育目的に基づいて作成された第1期吉村プランを年度事業計画と連動させ、各センター・委員会・コースの具体的な数値目標を立てて実行計画に反映させていく。また、平成29(2017)年度からの中期計画(第2期吉村プラン)の策定準備のため、各センター教員、コース担当教員等と随時、課題検討のための勉強会も開催し、地域・社会の要求を捉えながら、使命・教育目的達成のための教育改革を推進していく。

〔基準1の自己評価〕

本学は、平成13(2001)年に公設民営の大学として開学以来、「公益」を大学名に掲げ、「深く専門の学術を教授し、社会と時代の要請に応え得る有為の人材を育成するとともに、地域の特性を活かした学術研究の振興、文化の向上に寄与すること」を目的としてきた。「知を咲かす」「知を結ぶ」「知をひらく」を使命とし、地域に根ざした教育と研究を遂行する大学として、時代の要請に合わせて、具体的な施策の拡充を行っている。教育理念と教育目標、中期計画、事業計画は使命・目的に沿って策定・計画されており、教員研究組織の構成との整合性もとれ、これらの諸活動について評価できる。

本学の建学の精神である「大学設立宣言」及び理念・使命は、学内に掲示されており、学生、教職員にも十分周知されている。また、これらの情報公開も適正になされている。

平成26(2014)年度から実施された吉村プランの推進に対応するよう、組織や制度も新たに整備した。教育理念と基本教育目標、学生を中心とする各センター・コースが自ら具体的な実行計画を立案し実行していく。

また、平成27(2015)年より大学戦略推進室にIR担当を置き、IR推進体制を整えた。今後は毎年10月を目処に基本データ集を作成し、データに基づく教育改革を推進し、学長の意思決定を支援していく。

社会のニーズを捉えた教育内容、カリキュラムの検討・改善を常に行い、学生が主体的に取り組める環境を検討し続けるとともに、平成28年度から導入されたアセスメントポリシーの確実な運用により、学生の学修成果を客観的に評価するための制度の試行など、時代に対応した新しい仕組みを構築していく。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受け入れの方針の明確化と周知

本学では、建学の精神・大学の基本理念に基づき、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）を、学部及び大学院研究科（修士課程、博士後期課程）ごとに定め、求める学生像を明確に示している。

アドミッション・ポリシー(入学受け入れ方針)

<p>公益学部 公益学科</p>	<p>東北公益文科大学では、次の要件に該当し知的的好奇心と探究心をもった勉学意欲の高い学生を求めています。</p> <p>国際的な視野を持ち、地域社会における経済、行政、福祉などの領域で、自ら課題を見つけ解決策を考え、リーダーシップを持って地域の人々とともに課題に取り組むたいと考えている人。</p>
<p>大学院 公益学研究科 公益学専攻 修士課程</p>	<p>東北公益文科大学大学院修士課程では、次の要件に該当する人材を求めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際的な視野を持ち、地域と共創しながら社会における課題の発見と解決に主体的に取り組むたいと考えている人材 ○修士課程での研究・学修に必要な論理的思考能力・コミュニケーション能力や関連する基盤的実績のある人材 ○具体的には、大学学部卒業生、社会人（ビジネスパーソン、公務員、地方議員、教員、NPO 法人・社会福祉法人等の公益法人勤務者、自営業者等）、留学生など
<p>大学院 公益学研究科 公益学研究専攻 博士後期課程</p>	<p>東北公益文科大学大学院博士後期課程では、次の要件に該当する人材を求めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際的な視野を持ち、日本及び地域社会における様々な課題の解決策を提示し、公益の実現に向け体系化を図りたいと考えている人材 ○博士後期課程での研究に必要な高度な専門知識と基盤的実績及び論理的思考能力を持つ人材

【公益学部】

本学公益学部のアドミッション・ポリシーは、受験生に配布する学生募集要項に明記され、大学のウェブサイトにも掲載されている。また、オープンキャンパスや各高等学校等への説明の際にも、受験生や関係者に配布し周知を図っている。アドミッション・ポリシーの明示については、以下のとおりである。

[資料 F-4]、[資料 1-3-1]

＜自己評価＞

公益学部の入学者受け入れ方針は、適切に明確化され周知されている。アドミッション・

ポリシーを定め、人材育成像、ディプロマ・ポリシー（身に付けさせる力（スキル））を具体的に示していることは評価できる。

【公益学研究科】

平成 27(2015)年度には研究科運営委員会及び教授会での協議を経て修士課程及び博士後期課程の「ディプロマ・ポリシー」「人材育成像」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」の改訂を行い、平成 28(2016)年度入学生の募集パンフレット及び大学ウェブサイトに改訂後の内容を掲載した。入学者受入れの方針であるアドミッション・ポリシーは以下に明示され、公開されている。3 ポリシーの改訂に基づき、カリキュラム改編の検討を行い、一部、平成 28(2016)年度から実施する [資料 F-2]、[資料 F-4]、[資料 F-12]、[資料 1-3-3]。

また、本学修士課程のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）3 つのうちの1 つ「国際的な視野を持ち、地域と共創しながら社会における課題の発見と解決に主体的に取り組みたいと考えている人材」を基に、平成 27(2015)年度より山形県寄附講座「アジアビジネス人材養成講座」を新設した。カリキュラムでは特に、アジア諸国等海外とのビジネス展開を進め、地域経済の発展に寄与する人材を養成することを目的に、広く明示している。アジアビジネス人材養成講座のアドミッション・ポリシーは、以下に明示している [資料 1-2-14]、[資料 2-1-1]。

<自己評価>

これらのアドミッション・ポリシーは適切に明確化されている。行政、企業、NPO 等への案内においても明示し、適切に周知されていると判断できる。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

【公益学部】

教授会の下に学部長を委員長とする入試委員会を組織し、入学者選抜（入学試験）の実施計画や、入試問題の作成者、入学選抜試験の運営体制、入学試験実施後の判定案について審議をしている。実施計画および判定案については教授会の意見を聞いた上で学長が決定している。判定案は、各入試区分における試験科目の採点后、合計得点の得点率に基づいて作成している。なお、入試問題の作成はすべて本学専任教員の作問担当者が担っている。

本学のアドミッション・ポリシーに沿って学生を受け入れるため、公益学部では学校教育法に定める学力の三要素も踏まえて、多様な方法による入学試験を行っている。本学の入学試験は AO 入学試験、推薦入学試験、一般・センター試験利用入学試験に大別される。公益学部の入学定員 [表 F-4] と各入学試験の実施要領は、募集要項及び大学ウェブサイトに記載している [資料 F-4]。

平成 28(2016)年度入学生を対象とした各入試について概要は以下のとおりである。

1) AO 入学試験

受験生の本学における教育方針などへの十分な理解を前提とし、受験者の意欲や問題意識、適性などについて評価する「AO 入学試験」と、1 年次の S2 クォーターにおいて長期学外学修を行うことを前提とした「ギャップイヤー入学試験」がある。いずれも専願試験である。

「AO 入学試験」の試験科目は「小論文」と「プレゼンテーション・面接」の2科目である。「プレゼンテーション・面接」では、受験生が学習の成果や諸活動の実績、また志望動機や目標等について、プレゼンテーションを行った後、プレゼンテーション内容および自己評価・志望理由書等の提出書類に関する面接が行われる。これらを通して表現力や柔軟性、創造力等の汎用的技能、態度・志向性を有し、主体的に学修に取り組む人材であるかどうかを評価する。

「ギャップイヤー入学試験」は、平成 28(2016)年度入学生を対象に新設された、本学の独自性の高い入試区分である。入学後の早い段階から主体的に学ぶ習慣を身に付け、「何のために学ぶのか」という学びの動機付けに役立てるために、1年次の第2クォーターから海外研修や民間企業等における1ヶ月以上の長期学外学修プログラム（ギャップイヤープログラム）に参加することが義務づけられている。出願要件は評定平均値 4.0 以上であり、成績優秀で主体的に学修に取り組む学生を求めている。試験科目は「小論文」、「プレゼンテーション・面接」、「調査書」で、「プレゼンテーション・面接」では、受験生がギャップイヤープログラムを通して学びたいこと等に関するプレゼンテーションを行った後、プレゼンテーションの内容と、自己評価・志望理由書、プログラムの活動計画書の内容に関する面接が行われる。評価の視点は「AO 入学試験」と同様であるが、出願要件に評定平均値を定めることで、一定の基礎学力を担保している。

2) 推薦入学試験

指定校制推薦入学試験と公募制推薦入学試験の2区分がある。指定校制推薦入学試験は、調査書における全体の評定平均値が、本学が定める基準を満たしている者で、高等学校長または中等教育学校長が推薦する者を対象とする専願試験で、「面接」と「調査書」によって選抜する。「公募制推薦入学試験」は受験生の取り組みを評価する多種多様な出願要件を備えた入試で、併願も可能である。評定平均値のほか、得意教科や、学業成績には反映されにくい課外活動や資格取得への取り組みなども出願要件に加えている。「小論文」、「面接」、「調査書」によって、総合的に合否が判定される。いずれも評定平均値を出願要件に定めることで一定の学力を担保し、調査書において授業以外の活動への取り組みも評価対象に含めることで、基礎学力、知識を活用する汎用的技能、主体性を総合的に評価する入試区分である。

3) 一般・センター試験利用入学試験

高等学校等において、幅広い基礎的な学力を身に付けて本学を志願する者を対象とした学力試験で、併願も可とする。「一般入学試験」はA日程からC日程まで3回の試験を設定している。A日程は「コミュニケーション英語」（必須科目）、「国語総合（古文・漢文を除く）・現代文 B」・「数学 I・II・A・B」・「現代社会」・「日本史 B」（以上4科目から1科目を選択）の計2科目、B日程は「コミュニケーション英語 I・II」・「国語総合（古文・漢文を除く）・現代文 B」・「数学 I・II・A・B」・「小論文」のうちから2科目選択、C日程は「コミュニケーション英語」・「小論文」の2科目を必須とする。

「大学入試センター試験利用入学試験」も一般入学試験と同様に3回の試験を実施している。大学入試センター試験科目のうち本学の指定した科目の成績を評価する学力試験で、併願も可としている。A日程では3科目、B・C日程では2科目の成績を利用し、合否を判定する。

4) その他の入学試験

「編入学試験」は、学則に編入学定員を明記し受け入れを行っている。在籍年数と修得単位数により3年次編入または2年次編入が可能となっている。選抜方法は、基礎的な学力は身に付けていることを前提とし、「小論文」と「面接」によって適性を判断する。なお、本学が指定する短期大学の卒業見込者については、「小論文」が免除されている。

「社会人入学試験」は社会人として5年以上の経験を有し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者や、社会人として2年以上の経験を有し、学士、短期大学士、準学士のいずれかの学位を有する者等を対象とした入学試験で、「小論文」と「面接」によって適性を判断する。

「帰国生入学試験」は日本の国籍を有し、保護者の海外在留等の事情により外国における正規の学校教育を受けた者を対象とする入学試験であり、「小論文」と「面接」により適性を判断する。

「留学生入学試験」は、外国の国籍を有する者で、外国において12年間の学校教育の課程を修了した者等を対象として行う入学試験であり、基礎的な日本語能力があることを条件として、「作文」と「面接」によって適性を判断する。

「酒田市特別推薦入学試験」は本学の位置する酒田市の市長より特別に推薦があり、本学に研修として派遣される者に対し、「面接」により適性を判断し、入学を許可する試験である。平成28(2016)年度入試より新設されている。

5) 入学試験実施上の工夫

公募制推薦入学試験、一般入学試験、大学入試センター試験利用入学試験、編入学試験は、それぞれ年3回実施することによって受験機会を増やしている。また、指定校制推薦入学試験、公募制推薦入学試験(A日程)および一般入学試験(A・B・C日程)では、酒田キャンパス以外にも試験場を設け、遠隔地受験者の負担軽減を図っている。留学生入学試験では、受験者の便宜のため、本学教職員が受験者の居住地(国内および国外)に出張する現地入試も行っている。

<自己評価>

アドミッション・ポリシーを周知している。また、アドミッション・ポリシーに沿った学生受け入れを行うにあたり、学力を多様な側面から評価するために、複数の入試区分を設定している。入学者選抜は公正な方法により行われていると評価できる。

【公益学研究科】

研究科教授会の下にある研究科運営委員会において、入学者選抜試験の実施計画や日程、試験運営体制等を協議し、教授会での議論を経て実施している。試験問題は本学専任教員が作成している。判定に用いる評定票は、小論文や面接等の種類ごとに研究科運営委員会において作成している。

小論文問題は、出願者の経歴や研究希望分野を踏まえて、その分野を専門とする専任教員が作成し、基礎知識や内容・表現、論理的思考力などを基準に採点している。

面接試験においては、出願者の研究希望分野を専門とする専任教員を含む3名(修士課程)または4名(博士後期課程)が試験員となり、研究の視点や出願者の意欲、資質や能

力などを基準に採点している。評価はすべて数値化され、それに基づき研究科運営委員会及び教授会で判定を行っている。

なお、出願者の希望する研究内容と、本大学院の指導体制・研究環境等に齟齬が生じないよう、出願に先立って本学教員との相互理解を図るため、教員との事前面談を随時受け付けている旨を、入試要項に明記している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の選抜を行うために、学生定員と試験区分は以下のとおりである〔表 F-5〕。

公益学専攻 修士課程

課 程	試験区分		募集人員
公益学研究科 公益学専攻 修士課程	一般選抜	一般選抜試験	5名
		卒論・修論等試験	
	社会人選抜	社会人選抜試験	6名
		社会人特別選抜試験A	6名
		社会人特別選抜試験B	
	学内選抜	学内特別選抜試験	3名
		職員特別選抜試験	若干名
アジアビジネス特別選抜	アジアビジネス特別選抜試験	10名	

公益学研究専攻 博士後期課程

課 程	試験区分		募集人員
公益学研究科 公益学研究専攻 博士後期課程	一般選抜	一般選抜試験	4名
	社会人選抜	社会人選抜試験	
		社会人特別試験 A	
		社会人特別試験 B	
	学内選抜	学内特別選抜試験	
		職員特別選抜試験	

1) 修士課程

(a) 一般選抜

(i) 一般選抜試験

大学を卒業した者、および卒業見込みの者を対象にした入学試験で、前期(11月)及び後期(3月)の2回実施し、英語、小論文、面接によって合否を判定している。ただし、英語に関しては、TOEIC、TOEFL-IBT/PBT、IELTS のいずれかのスコアが、所定の点数以上の場合、免除している〔資料 F-4〕。個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者の受験も認める。

(ii) 卒論・修論等試験

一般選抜試験の出願要件を満たす者で、論文等(大学在学中に執筆した卒業論文または大学院修士(博士前期)課程在学中に執筆した研究論文)の審査及び研究計画書に基づく試問を含む面接試験によって合否を判定する。

(b) 社会人選抜

(i) 社会人選抜試験

一般選抜試験の出願要件を満たす者で、企業、団体、官公庁、学校などで1年以上の職業経験を有する者、何らかの社会的実践活動経験または実務経験を1年以上有する者を対象にした入試で、前期(11月)及び後期(3月)の2回実施している。小論文と面接試験によって合否を判定する。

(ii) 社会人特別選抜試験 A

社会人選抜試験の出願資格要件を満たし、かつ企業、団体、官公庁、学校などに在籍し、所属の長の推薦の上、派遣される者を対象にした入試で、前期(11月)及び後期(3月)の2回実施している。面接試験によって合否を判定する。

(iii) 社会人特別選抜試験 B

社会人選抜試験の出願資格要件を満たし、公益法人・NPO法人などの非営利組織における活動実績がある者で当該組織の長が推薦する者、あるいは、組織の長またはそれに準ずる役員等の職務経験を1年以上有する者を対象にした入試で、前期(11月)及び後期(3月)の2回実施し、面接試験によって合否を判定する。

(c) 学内選抜

(i) 学内特別選抜試験

学内特別選抜の出願資格は、本学公益学部を受験年度の3月に卒業見込みであること、3年次までに履修した科目全体のGPAが2.8以上であること、専門演習担当教員の推薦があることの3つの要件を満たす者としており、入学試験は面接試験のみによって合否を判定する。

(ii) 職員特別選抜試験

一般選抜試験の出願要件を満たす本学職員を対象にしており、面接試験によって合否を判定する。

(d) アジアビジネス特別選抜試験

○ **アジアビジネス特別選抜試験**

平成27(2015)年度に新設をした「アジアビジネス人材養成講座」については、修士課程の他の入試とは別に「アジアビジネス特別選抜試験要項」[資料2-1-1]を作成し、第1回目の選抜試験では、10月入学を実施するために8月に出願受付を行い、9月に試験を実施した。第2回目は公益学研究科の一般選抜等の入試と同日程で行っている。一般選抜試験の出願資格要件を満たす者を対象にしており、社会人特別選抜試験と同様に面接試験によって合否を判定する。

2) 博士後期課程

(a) 一般選抜

一般選抜試験

修士の学位又は専門職学位を有する者及び取得見込みの者を対象にした入試で、前期(11月)及び後期(3月)の2回実施し、英語、小論文、面接によって合否を判定する。個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者の受験も認める。

(b) 社会人選抜

(i) 社会人選抜試験

一般選抜試験の出願資格要件を満たす者で、企業、団体、官公庁、学校などで1年以上の職業経験を有する者、何らかの社会的実践活動経験または実務経験を1年以上有する者を対象とした入試で、前期(11月)及び後期(3月)の2回実施している。小論文と面接試験によって合否を判定する。

(ii)社会人特別試験 A

社会人選抜試験の出願資格要件を満たす者で、企業、団体、官公庁、学校などに在籍し、所属の長の推薦の上、派遣される者を対象にした入試で、前期(11月)及び後期(3月)の2回実施している。面接試験によって合否を判定する。

(iii)社会人特別試験 B

社会人選抜試験の出願資格要件を満たし、公益法人・NPO法人などの非営利組織における活動実績がある者で当該組織の長が推薦する者、あるいは、組織の長またはそれに準ずる役員等の職務経験を1年以上有する者を対象にした入試で、前期(11月)及び後期(3月)の2回実施する。面接試験によって合否を判定する。

(c) 学内選抜

(i)学内特別選抜試験

学内特別選抜の出願資格は、本大学公益学研究科修士課程を受験年度の3月に修了見込みであること、担当指導教員の推薦があることの2つの要件を満たす者としており、入学試験は面接試験によって合否を判定する。

(ii)職員特別選抜試験

一般選抜試験の出願資格要件を満たす本学職員を対象にしており、面接試験によって合否を判定する。

<自己評価>

アドミッション・ポリシーに沿った体制の適切な運用と入試を行っている」と評価している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【公益学部】

入学試験および募集については、入試委員会、広報募集戦略委員会、入試事務室を中心に毎年4月に地域別、高校別の入試結果と募集状況について総括を行い、次年度の募集対策に取り組んでいる。

入学試験については、学習意欲が高く基礎学力も高い学生を早期に確保するため、ギャップイヤー入学試験を平成28(2016)年度入試より導入した。また、本学独自の奨学制度を設定し、学費負担を軽減することで、優秀な学生や経済的に困窮しているが学習意欲の高い学生の確保に努めている。奨学制度は募集要項及び大学ウェブサイトにて周知している [資料 F-4] [資料 2-1-2]。奨学制度の概要について、平成28(2016)年度入試を対象に説明する。入学金の免除以外は、いずれも年度ごとに更新審査が行われる。

東北公益文科大学

名称	概要	対象となる入試区分	免除内容
学費全額免除奨学生制度(事前申込型)	書類審査、面談を通過した者が入学試験を受験し合格した場合に採用	3) 一般入学試験 (A 日程)・(B 日程)	入学金、授業料、施設整備費の全額免除
学費全額免除奨学生制度(同時出願型)	一般入学試験と大学入試センター利用入学試験を同一日程で受験し双方の順位、得点率が高い者を採用	3) 一般入学試験 (A・B 日程)と大学入試センター試験利用入学試験 (A・B 日程)を同時受験	入学金、授業料、施設整備費の全額免除
給付型奨学生制度	事前エントリー必要。書類審査、面接選考、入学試験の得点率に基づき採用する	3) 一般入学試験 (A 日程)	A 給付：月額 8 万円 B 給付：月額 6 万円 C 給付：月額 4 万円
減免型奨学生制度	事前エントリー必要。試験成績と家計要件に基づき採用	1) A0 入学試験、 2) 公募制推薦入学試験 (全日程)、 3) 大学入試センター試験利用入学試験 (全日程)	授業料および施設整備費の半額を減免
特待生制度	試験の順位、得点率に基づき上位者を採用。このほかに、一般入学試験 A 日程、B 日程の入試区分においては、本学が指定する特定高校からの受験生(現役生)のうち、調査書の評定平均値が本学の定める基準を満たしている者を採用	1) A0 入学試験、ギャップイヤー入学試験、 2) 公募制推薦入学試験 (全日程)、指定校制推薦入学試験、 3) 一般入学試験 (全日程)、大学入試センター利用入学試験 (全日程)	授業料および施設整備費の半額を減免
入学金免除制度	編入学試験は本学が指定する短期大学からの合格者、他の入試は合格者全員	2) 指定校制推薦入学試験、 4) 社会人入学試験、編入学試験 (全日程)	入学金を全額免除
スポーツ特待生制度	本学が指定する部活動に所属し、特に優秀な成績を修めている者を対象に、本学監督の推薦またはセレクション、練習会参加により候補者を決定し、入学試験に合格すると採用される	1) A0 入学試験 2) 公募制推薦入学試験 (全日程) 指定校制推薦入学試験	S 特待：入学金、授業料、施設整備費の全額免除 A 特待：授業料の半額減免と施設整備費の全額減免 B 特待：授業料および施設整備費の半額を減免 C 特待：授業料の半額減免 D 特待：入学金免除

このうち、スポーツ特待生制度は平成 25(2013)年度入学生より開始した制度であり、本学が強化指定部と定める硬式野球部、女子サッカー部、男子バレーボール部、女子バレーボール部への入学促進につなげるため、これらのスポーツ活動で優秀な成績を修めた者が学費の面で不安なく、学業とスポーツを両立できるよう後押しすることを目的に実施している。

さらに地元酒田市との連携により、公益大に入学し学生生活を酒田で過ごした若者の定住を促進するため、卒業後に酒田に居住し就業する者を対象に、奨学金の返還を支援する、奨学金返還支援制度(東北公益文科大学学生定住促進事業) [資料 1-2-5] を開始した。対象は平成 29(2017)年 3 月卒業予定の学生からとなる。

募集活動については、広報・募集戦略委員会が学生募集の目標、方針を定めている。募集担当として、青森県、福島県、宮城県、秋田県、山形県に募集担当アドバイザーを設置しているが、平成 27(2015)年度からは関東地区担当を採用し、さらに全教員が分担地区を持ち、募集担当・入試事務室職員等と連携して高校訪問を行った。平成 27(2015)年度では合計で 345 校 1,053 回の訪問を実施した。さらに、会場ガイダンスは 75 回参加し 164 名に、各学校を会場とした校内ガイダンスは 39 回で 392 人に大学説明を行い出願を促した。さらに、高校の進路担当者を招いた大学説明会では、教員が説明するだけでなく、各高校の卒業生と高校教員が懇談する機会を設けた。オープンキャンパスは例年 10 回程度実施し、ダイレクトメールは延べ 420,568 名(受験生向け大学資料請求用媒体の配布数 400,000 名を含む)に発送した。さらに大学ウェブサイトの情報の整理と Facebook による最新情報の発信、新聞、TV、ラジオによる広報・発信等の取り組みを行った [資料 2-1-3]。

<自己評価>

入学者数が入学定員を下回る状況が続いていることは、東北公益文科大学最大の課題として捉え、平成 27(2015)年度からは教授会に「学生募集タスクフォース(TF) [資料 2-1-4]」[資料 2-1-5] を置き、定員確保のための対策を全教員で議論している。具体的には、教員全員体制で高校訪問を行うことや、女子学生確保のための対策立案など、多様な角度から学生募集の対策を立てている。

直近の 5 年間入学者をみると、最少であった平成 24(2012)年の 138 名から平成 28(2016)年の 201 名まで上昇してきた。開学以来、入学者の 7~8 割を山形県内出身者が占めてきたが、近年県外からの入学者が増加傾向にある。入学者の性別は、平成 27(2015)年入学生をみると男性 7 割、女性 3 割である。女子学生確保のために、本学の OG や女子学生の活躍を紹介した、女子受験生をターゲットとする広報活動 [資料 2-1-6] を平成 27(2015)年から行うなど、定員確保に向けて継続的に取り組みを工夫し、定員確保に向けて力を入れてきた。

入試区分ごとに特待生制度や奨学生制度を設定し、学費負担を軽減することで、優秀な学生の確保に努めている。また、平成 25(2013)年度入学生からは、本学の指定するスポーツ活動で優秀な成績を修めた者を対象とするスポーツ特待生制度を開始した。

スポーツ特待生制度は、本学が指定するスポーツ活動において優秀な成績を修めている者の入学を促進し、学生の活躍による本学のイメージアップの創出並びに大学全体の活気や学生の一体感の醸成を図るものである。対象スポーツは、硬式野球・サッカー・バレーボールとし、特待区分は、全額免除の S 特待から入学金免除の D 特待までの 5 区分としている。また選考の流れは、事前に練習会や大会成績を踏まえ特待生候補者の可否及び区分を選定(内定)した後に、入学試験を受験、入学試験の判定により可否が決定する。なお、入試区分は、AO 入試・公募制推薦入試、指定校推薦入試のいずれかによる。

図表 2-1-1a 公益学部における過去5年間の入学者数（入試区分ごと）

入試区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A0入試	7	18	15	13	18
ギャップイヤー入試	-	-	-	-	2
指定校制推薦入試	28	47	64	55	69
公募制推薦入試	22	18	12	15	26
一般入試	55	62	40	59	48
大学入試センター試験利用入試	23	23	23	29	30
編入学試験	3	9	7	10	7
社会人入試	0	1	0	0	0
帰国生入試	0	0	0	0	0
留学生入試	0	0	0	1	0
酒田市特別推薦入試	-	-	-	-	1
合計	138	178	161	182	201

図表 2-1-1b 公益学部における過去5年間の入学者数

（男女および出身高校所在地〔山形県内外〕別）

入試区分	平成24年度				平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	男女		県内外		男女		県内外		男女		県内外		男女		県内外		男女		県内外	
	男	女	内	外	男	女	内	外	男	女	内	外	男	女	内	外	男	女	内	外
A0入試	6	1	6	1	10	8	13	5	9	6	11	4	8	5	11	2	13	5	10	8
ギャップイヤー入試	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2	2	0
指定校制推薦入試	16	12	24	4	34	13	36	11	38	26	50	14	34	21	39	16	38	31	40	29
公募制推薦入試	12	10	11	11	12	6	16	2	9	3	7	5	12	3	10	5	18	8	10	16
一般入試	38	17	43	12	24	38	41	21	26	14	34	6	45	14	49	10	29	19	31	17
大学入試センター試験利用入試	15	8	14	9	15	8	14	9	15	8	14	9	18	11	16	13	22	8	18	12
編入学試験	2	1	1	2	5	4	5	4	5	2	1	6	9	1	3	7	5	2	2	5
社会人入試	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帰国生入試	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
留学生入試	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1
酒田市特別推薦入試	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	0	0
合計	89	49	99	39	101	77	126	52	102	59	117	44	126	56	128	54	126	75	113	88

【公益学研究科】

大学院の収容定員は、修士課程 60 名、博士後期課程 12 名であるが、平成 28(2016)年 5 月 1 日現在の在籍者数は、修士課程 23 名、博士後期課程 3 名であり、充足率は、それぞれ 38.3%、25.0%である。修士課程、博士後期課程とも、例年入学者の 8 割以上が社会人となっている。過去 3 年間の入学者数は、平成 25(2013)年度が修士課程 9 名、博士後期課程 1 名、平成 26(2014)年度が修士課程 7 名、博士後期課程 1 名、平成 27(2015)年度が修士課程 14 名、博士後期課程は入学者 0 名であった。

平成 27(2015)年度は第 1 期吉村プランに掲げた「平成 28(2016)年度入学者を 15 名以上確保する」という目標に向けて学内外の募集活動に取り組むとともに、カリキュラムの魅力向上を目指して、方法論科目のうち「共創の技法」をより実践的な科目に改善し公開する等の検討を行った。平成 28(2016)年度入学生の募集にあたっては、募集パンフレットとは別に、特にニーズが高いと思われる学びの内容をよりわかりやすく周知するためのリーフレットを 3 種類〔資料 2-1-7〕作成し、教員が中心になって発信に取り組んだ。

学部生に対しては、平成 27(2015)年度から全学年のガイダンス(年 2 回)で、本学大学院での学びの内容を周知している。

平成 27(2015)年度より、アジア諸国等海外とのビジネス展開を進め、地域経済の発展に寄与する人材を養成することを目的とし、山形県寄附講座「アジアビジネス人材養成講座」を新設した。同講座には公益学研究科とは別にパンフレットを作成し、県内企業、行政機関、関係機関への積極的な周知活動に取り組んだ。また、平成 27(2015)年 3 月に交流協定を締結した中国の河南師範大学を、同年 5 月に研究科長が訪問し、同講座の PR を行った結果、同校から平成 27(2015)年 10 月に 1 名、平成 28(2016)年 4 月に 1 名と入学者を受け入れることができた。

<自己評価>

平成 27(2015)年度の修士課程の入学者数は、アジアビジネス人材養成講座 8 名を加え 14 名となり、平成 19 年度以来 8 年ぶりに定員の半数近い入学者を得たことは評価できる。特に、外国の大学の新卒者を本研究科に初めて受け入れた意義は大きい。この中には、協定を締結した中華人民共和国の河南師範大学の卒業生も含まれている（同大卒業生は平成 28(2016)年 4 月にも 1 名入学）。

また、平成 27(2015)年度に本研究科の人材育成像を明確化した 3 種類のリーフレットを作成し、周知したことは評価できる。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

【公益学部】

入学者の受け入れはアドミッション・ポリシーとして、学生募集要項 [資料 F-3] に明記している。また大学ウェブサイト [資料 1-3-2] にも公開して掲載し、進学ガイダンス、オープンキャンパス等の説明会でも周知する。

公益学部はいまだ定員を割り込んでおり、これを早期に満たし、入学者の安定的な受け入れが本学の喫緊の課題である。平成 27(2015)年度からは教授会のもとにある「学生募集タスクフォース」と各入試関係委員会が連携し、全学体制で方策を実施している。

具体的には、高校訪問時における在学生・卒業生情報の活用、女子学生獲得のための方策、出張講義のパッケージ化（教員紹介パンフレット [資料 2-1-8] の活用）、ギャップイヤー入試の推進などの取り組みを続行中である。

平成 28（2016）年 5 月 2 日付の東洋経済 ONLINE「有名高校の進路指導教諭が生徒に勧めたい 180 大学」によると本学は東北地区の国公立大学で 3 位にランクされ、北海道・東北地区の私立大学では 1 位となった(全国では約 750 校中 64 位)。このことは高校の進路指導教諭から「生徒の将来を見越して、成長させてくれる大学」であること、「面倒見、就職実績、教育・研究力、国際性」などの環境について、一定の評価を得ていると言える。今後は高校訪問に力を入れると同時に、ガイダンスや説明会を積極的に活用し、高校生や保護者に対する本学の教育内容の認知向上に取り組む。

入学機会の拡大のために平成 28(2016)年度入学生から秋季特別入学試験、秋季留学生特別入学試験も行う [資料 2-1-9] [資料 2-1-10]。スポーツ特待生については、現在、強化指定クラブになっていない(または本学にクラブとして現在存在していない)スポーツ等であっても、個人成績の優秀者で本学への入学を希望している者については、今後のスポーツ活動の活躍が見込めるかどうかを入試委員会で判定した上で、スポーツ奨学生として受け入れていく方針である。

カリキュラムの工夫や多様な入試制度の導入に留まらず、本学の魅力を効果的にアピールする大学広報の再構築やマスコミでの情報発信、ソーシャルメディアの活動など発信ツールを強化し戦略的に推進していく。

【公益学研究科】

入学者の受け入れはアドミッション・ポリシーとして、入学試験要項〔資料 F-4〕に明記している。また大学院ウェブサイト〔資料 1-3-3〕にも公開して掲載し周知する。

平成 27 (2015) 年度、修士課程では、入学定員 30 人に対して入学者が 14 人（春 6 名、秋 8 名）であった。アジアビジネス人材養成講座を開設したことによって、前年度の入学者数 7 人に比べ増加しているが、入学定員の 46.7%に留まっている。このため、これまでの入学者の分析を研究科運営委員会で行うのみならず、平成 27(2015)年度からは大学戦略会議でも対策を議論している。本大学院入学者減少の要因として、修士課程・博士後期課程とも、毎年入学者のほとんどが社会人で、その多くが自治体や企業等からの派遣となっていることや学部からの入学者が少ないこと、庄内地域以外からの入学者の減少などがある。また、研究科の教育内容の充実、人材育成像の明確化、大学院の教育内容の周知が不十分だった。このため、平成 28(2016)年度から着任した伊藤真知子研究科長の元、「大学院イノベーション・アクション実施計画」〔資料 2-1-11〕を策定し、定員確保に向けた施策を特に重点課題として実施する。

具体的には以下のとおりである。

- 1)地域ニーズを調査し、「地域に求められる大学院像」を聞き取りながら、平成 29(2017)年度院生募集からのカリキュラム改編を実行する。
- 2)学部からの進学を促すため、優秀な学生は 5 年で学士号と修士号の両方が取得できる制度や学費減免制度等を整備する。また、学部と研究科の課程のさらなる連携についても検討を進める。
- 3)庄内地域以外からの入学者を増やすため、山形、酒田、鶴岡の 3 つのキャンパスを繋ぎ、遠隔講義での履修を可能にするシステムの活用を推進する。
- 4)平成 27(2015)年度から設置した「履修証明プログラム〔資料 2-1-12〕」について、プログラムを充実させる。特に社会人の履修率が高まるようなテーマ（公共ガバナンス、地域政策、ミニビジネススクール、地域課題解決の方法論など）を選定し、大学院教育の魅力向上に努める。
- 5)公開講座など、市民が研究科の講義を体験できる機会を増やすとともに、ウェブサイトなどを通じた情報発信に力を入れる。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【公益学部】

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

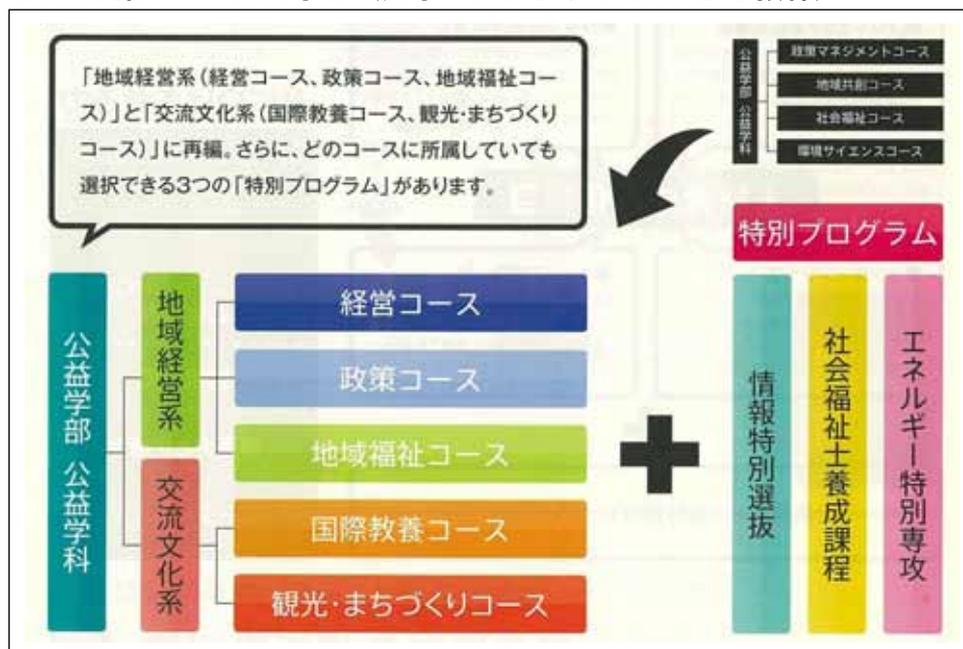
(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【公益学部】

公益学部公益学科では、学則に定めた教育目的「資料 F-3」を踏まえ、平成 26(2014)年度入学生から、新カリキュラムに基づく教育を実施している。新カリキュラムの学びを「地域経営系」と「交流文化系」に大別し、地域経営系の下に「経営コース」「政策コース」「地域福祉コース」を設置している。また、交流文化系の下に「国際教養コース」「観光・まちづくりコース」を設置しており、2系5コースの学びのカリキュラム体系となっている。

図表 2-2-1 2系5コースの学び（大学パンフレット 2014 から抜粋）



公益学部公益学科では、上述の2系5コースを創設するに際し、その教育課程編成方針となるカリキュラム・ポリシーを以下のように明確化している。

図表 2-2-2 カリキュラム・ポリシー

- ア)基本的な学習能力と幅広い教養を身につけるため、基礎教育科目を配置する。地域社会の現状を理解し課題を発見する上で必要となる知識や、課題解決に向けた専門的な方法論を体系的に学ぶため、専門教育科目を配置する。
- イ)特定の分野や時代のニーズに即したテーマを対象として、高度な知識やスキルの修得を目指す特別プログラムを配置する。
- ウ)授業運営においては、教員からの一方的な講義だけではなく、学生同士でのグループワークの実施や成果を発表する機会を多く取り入れる。
- エ)外国語科目を3年次(現在では2年次に変更、その理由に関しては2-2-②のエ)、の改善・向上方策にて説明する)まで必修とするとともに、国際関係論や海外や日本の文化等を学ぶ科目を配置する。さらに、英語圏、中国語圏の大学で語学を学ぶ短期語学留学を配置する。
- オ)地域の人々とのコミュニケーションを図りながら、地域の課題を発見・分析し、問題解決への解を見つけ、提言を行う能力を涵養するため、応用演習科目を配置する。

カ)地域企業の創業者から講義を受けるトップセミナーを配置するとともに、地域の企業と連携しインターシップの充実を図り、学生の目的意識に応じた複数のインターシップを配置する。

カリキュラム・ポリシー [図表 2-2-2] の明示については、以下のとおりである。

[資料 F-12] [資料 1-3-2]

〈自己評価〉

教育目的を踏まえて、教育課程編成方針であるカリキュラム・ポリシーを明確に示していると評価できる。

【公益学研究科】

「大学院学則」第1条に「東北公益文科大学大学院は、教育基本法及び学校教育法に則り、公益に関する理論及び実践応用の教授・研究を行い、高い専門性を要する職業等に必要の高度の知識・能力を持った人材、及び公益研究の発展を担う研究者を養成し、もって公益と経済が調和した国際社会の発展と学術文化の向上に貢献すること」を教育研究上の目的として定めている。

教育課程の編成は、「大学院学則」第7条に基づき、研究科教授会において審議される。

教育上の目的および教育研究を通じて養成する人材像をもとに編成したカリキュラム・ポリシーを大学院パンフレット、大学院ウェブサイトにも明示している [資料 1-3-3] [資料 F2]。

図表 1-2-3 東北公益文科大学大学院 公益学研究科修士課程カリキュラム・ポリシー

カリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施方針）

- 公益社会を実現するための課題と方法について学ぶため、基礎演習「公益社会デザイン」を配置します。
- 複合的な課題の発見とその解決に必要な専門知識を身につけるため、「政策系」「公益ビジネス系」「地域共創系」「福祉・環境系」「アジアビジネス系」の5つの科目群を配置します。
- 課題の分析に必要な手法・技法を身につけるため、「方法論科目」を配置します。
- 課題の解決に必要なとされる多様な主体との共創力、実践力、異文化や多様な価値観に対する理解力を身につけるため、「発展科目」及び「プロジェクト科目」を配置します。
- 以上の集大成として修士論文又は課題研究を作成し、研究成果及び課題の解決策を提示します。

図表 2-2-4 東北公益文科大学大学院公益学研究科博士後期課程 カリキュラム・ポリシー

- 公益の視点から研究テーマに関する高度な専門知識を身につけるため、「公益学研究特殊講義」を配置します。
- 主研究指導教員1名及び副研究指導教員2名から成る研究指導グループの指導により、博士論文を作成します。

〈自己評価〉

カリキュラム・ポリシーの明確化と明示については、適切に対応していると評価できる。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【公益学部】

1) 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

新カリキュラム編成においては、カリキュラム・ポリシー 〔図表 2-2-2〕 に沿って科目配置がなされている 〔資料 2-2-1〕。カリキュラムと照らし合わせながらカリキュラム・ポリシーに沿った科目配置がなされていることを示す。

- (a) カリキュラム・ポリシーの(ア)に関しては、基礎教育科目〔大区分〕に、スタディ導入科目、教養科目、リテラシー科目を設置している。スタディ導入科目では、レポートの書き方やグループワーク、プレゼンテーションの手法を取り上げる「基礎演習 a・b」、公益について理解を深める「現代公益論」、庄内地域の文化と課題を学ぶ「庄内の文化」を必修科目として設定している。教養科目では人文科学 (I 群)、社会科学 (II 群)、自然科学 (III 群) の各分野から合計 24 単位以上修得することを求めている。リテラシー科目は外国語科目として英語または中国語 9 科目を選択必修とし、情報科目を必修科目として設定している。これらの科目を通して基本的な学習能力と幅広い教養の育成を図っている。

また、専門教育科目〔大区分〕に、「地域経営系」「交流文化系」の専門科目を設定している。「地域経営系」(カリキュラム一覧表の専門教育科目〔大区分〕の〔小区分〕における「系共通科目」「経営コース」「政策コース」「地域福祉コース」)では、経済学、経営学、法・政治学等の基本的な科目に加えて、地域の経済や政策の現状と課題を学ぶ科目、企業経営や政策過程に関する科目、地域経営において欠かせない地域福祉についての科目を配置している。各コースにおいて、それぞれ 20 科目前後の科目を設定している。「交流文化系」(カリキュラム一覧表の専門教育科目〔大区分〕の〔小区分〕における「系共通科目」「国際教養コース」「観光・まちづくりコース」)では、国際情勢や国際関係に関する科目、他国の言語、文化等を理解する科目、日本そして地域の文化を理解する科目を配置するとともに、地域活性化における観光交流の役割、内発的なまちづくり等に関する科目を配置している。各コースにおいて、それぞれ 20 科目前後の科目を配置している。所属系から 35 単位以上修得することを卒業要件としており、専門的な知識の獲得を可能としている。

- (b) カリキュラム・ポリシーの(イ)に関しては、発展教育科目〔大区分〕の〔小区分〕に「情報特別選抜」「社会福祉士養成課程」「エネルギー特別専攻」を設置し、高度なプログラミングやデータベース、社会福祉士養成校として必要とされた厚生労働省指定科目、エネルギー政策やエネルギービジネスに関する科目を設定している。専門教育科目〔大区分〕と合算して 57 単位以上修得することを卒業要件としている。

- (c) カリキュラム・ポリシーの(ウ)に関しては、各科目区分においてアクティブラーニングを推進することで対応している。平成 27(2015)年度においては全科目の 56.3%がアクティブラーニング科目である 〔資料 2-2-2〕。なお、基礎教育科目〔大区分〕のスタディ導入科目に設定している、1 年次の必修科目である「基礎演習 a」と「基礎演習 b」(各 2 単位科目)、人材育成強化科目〔大区分〕の応用演習科目に設定している選択必修科目 (4 単位以上必修) である「インターンシップ」「プロジェクト型応用演習」「競争型課題解決演習」「課題解決実践演習」ではグループワークや振り返りを重視しており、成果発表会も実施している。例えば、平成 27(2015)年度の前期では、基礎演習 a

を担当している全ての教員のクラスが合同成果発表会に参加し、成果を競い合った[資料 2-2-3]。平成 28(2016)年度からはシラバスにアクティブラーニングを取り入れた授業であることを明示している。授業の中で、プレゼンコンテストが開催されている科目等がある。

- (d) カリキュラム・ポリシーのエ)に関して、基礎教育科目〔大区分〕のリテラシー科目〔中区分〕の外国語科目〔小区分〕では、全ての学生が選択必修で、英語か中国かを選択する編成になっている。1科目1単位で、英語科目の場合、「英語 I～IX」と上級クラスの「EAPI～IX」を配置している。同様に中国語では「中国語 I～IX」を配置している。カリキュラム・ポリシーでは「外国語科目を3年次まで必修とする」ことを謳っているが、平成 27(2015)年度よりクォーター制を導入し、2年次以降にクォーター単位での中期留学を推進する目的から必修科目の配当年次の見直しを行い、必修の外国語は2年次までに終了するように変更した。また、発展教育科目〔大区分〕で外国語発展科目〔中区分〕を見ると、小区分にて、第3の外国語科目であるロシア語を配置している(「ロシア語 1～4」、1科目1単位)。さらに、留学外国語〔小区分〕では、「短期語学留学 1・2」および1か月以上の海外留学中における外国語の学修時間に応じて単位を認定する「実践外国語」を配置している。海外や日本の文化等を学ぶ科目としては、全ての学生が履修しなければならない「庄内の文化」(2単位)、国際教養コースの専門科目では国際関係論や国際協力論、国際ビジネス論、**Japanese Culture**等を設定している。
- (e) カリキュラム・ポリシーのオ)に関しては、人材育成強化科目〔大区分〕の応用演習科目に「プロジェクト型応用演習」「競争型課題解決演習」「課題解決実践演習」を設定している。「プロジェクト型応用演習」は地域の課題に取り組む演習であり、「競争型課題解決演習」は企業等から提示された課題に複数グループが取り組み、グループごとに解決策をプレゼンテーションし優劣を競う演習である。「課題解決実践演習」は1か月以上の長期のインターンシップやフィールドワークを行った際に時間数に応じて単位を認定する科目である。
- (f) カリキュラム・ポリシーのカ)に関しては、人材育成強化科目〔大区分〕によるキャリア科目〔中区分〕に、1科目1単位科目である「トップセミナー a、b」を配置している。また応用演習科目に「インターンシップ 1～4」の科目を設定しているが、業務体験を通じてスキルを体得する「一般インターンシップ」のみでなく、社長のジョブ・シャドウイングを通じてリーダーとしての視点や責任感を学ぶ「社長インターンシップ」を実習プログラムに取り込んでいる。

各科目区分における卒業要件は [図表 2-2-5] となっている。

各コースにおける専門科目相互の関連性はカリキュラムツリーを平成 26 (2014)年度より新カリキュラムを対象に作成することで示している。また、各科目にはナンバリング [資料 2-2-4] を行うことで難易度や学問分野等を明示しており、これも平成 26 (2014)年度より実施している。これらの取り組みにより、学生は各科目を履修する上で必要となる前提科目を理解することができ、系統立てた履修を可能としている [資料 2-2-5]。また、コースごとに履修モデルを作成しており、学生各々の希望する進路にふさわしい履修計画を

立てられるようにしている [資料 2-2-6]。

図表 2-2-5 卒業要件と 3 年次進級要件 (平成 27(2015)・平成 28(2016)年度入学生)

【2015・2016 年度入学生】

科目区分		3年次進級要件	卒業要件		
基礎教育科目	スタディー導入科目	「基礎演習 a, b」、「現代公益論」、「選択必修語学 I~IV」、「情報リテラシー I・II」、(計 14 単位)を含む、50 単位以上の単位修得	8 単位以上		
	教養科目		I 群	4 単位以上	各群から 4 単位以上修得、かつ合計 24 単位以上
			II 群	4 単位以上	
			III 群	4 単位以上	
リテラシー科目	外国語科目		9 科目 9 単位		
	情報科目		4 科目 8 単位		
専門教育科目	地域経営系		系共通科目	5.7 単位以上 (発展教育科目と合算して)	
			経営コース	※所属している系から 3.5 単位以上修得すること	
			政策コース	※所属している系共通科目及び特別プログラム基礎科目から合計 6 単位以上修得すること	
			地域福祉コース	※国際教養コースに所属する場合は、選択した言語の語学科目は全て必修	
	交流文化系		系共通科目	2 科目 8 単位	
			国際教養コース	5.7 単位以上 (専門教育科目 (専門演習を除く) と合算して)	
	観光・まちづくりコース		※国際教養コース所属の場合、「短期留学留学」又は「実践外国語」より選択必修		
発展教育科目	特別プログラム	特別プログラム基礎科目	10 単位以上		
		情報特別選抜	※「キャリア入門」、「キャリアと人生」必修		
		社会福祉実習	※応用演習科目から 4 単位以上修得すること		
	外国語発展科目	韓国語、ロシア語	「国語基礎 1・2」及び「数学基礎 1・2」		
	留学外国語	12.4 単位以上			
人材育成教科科目	キャリア科目	基本科目	1.0 単位以上		
		発展科目	※「キャリア入門」、「キャリアと人生」必修		
	応用演習科目	※応用演習科目から 4 単位以上修得すること			
	リメディアル科目	「国語基礎 1・2」及び「数学基礎 1・2」			
合 計		50 単位以上	12.4 単位以上		

学士力や、経済産業省の提案する社会人基礎力を、上記のスキルの構成要素という位置づけとして整理し、[図表 2-2-6] に示す 20 のスキルを平成 23(2011)年度に定義した。定義は履修ガイドに掲載して学生に明示している [資料 2-2-7]。ディプロマ・ポリシーに定める各スキルの育成はカリキュラム・ポリシーにおいて各科目区分に割り当てているが、授業の特性により、他のスキルの育成も可能であることから、平成 24(2012)年度よりシラバスの記載内容を変更し、各授業においてどのスキルをどのようにして育成するのかを明記している。[資料 2-2-8]。

図表 2-2-6

東北公益文科大学 20 のスキル

I. コミュニケーション力・発信力	II. 国際感覚	III. 創造力・企画力	IV. リーダーシップ
ia. 読解力	ii. 語学力	iiia. 柔軟性	iva. チームワーク
ib. 数量的スキル	ii. b. 人と社会への関心	iiib. 課題発見力	ivb. 傾聴力
ic. 論理的思考力	ii. c. 世界への関心	iiic. 問題解決力	ivc. 主体性
id. 自己表現力	ii. d. 地球への関心		ivd. マネジメント力
ie. 情報リテラシー			

各スキルを育成するためアクティブラーニングを積極的に推進している。授業におけるアクティブラーニングの実施状況について調査を始めたのは平成 26(2014)年度であり、全授業のうち 50.7%であったが、平成 29(2017)年度までに 65.7%の授業で実施をすることを目標にアクティブラーニングを行う科目を増加させている。平成 27(2015)年度は 56.3%であり、平成 28(2016)年度は 78.5%に達しており、目標値を達成した。平成 28(2016)年度

のシラバスからは、その科目においてアクティブラーニングを取り入れているかどうかが一目で分かるように、チェック欄を設けている。本学では、課題学習、PBL、グループワーク、フィールドワーク、プレゼン、ディベート、振り返りをアクティブラーニングの手法と位置付けている。

また、単位制度の実質化を保つための工夫として、平成 20（2008）年度より直前セメスターの GPA 値に応じて履修登録上限単位数を設定するキャップ制を導入している。1 年前期、編入生、4 年生には適用していない。なお、卒業単位外科目はキャップ制の対象外としている。

直前セメスターの GPA	履修登録上限単位数	27 年度学生分布
3.0 以上	34	23.7%
2.5 以上～3.0 未満	30	25.8%
1.5 以上～2.5 未満	26	36.3%
1.5 未満	24	14.2%

平成 26(2014)年度後期からは単位の実質化の状況を確認するため、授業外の学修時間について授業評価アンケート [資料 2-2-9] を用いて調査している。実時間ではなく、「30 分以内」「1 時間以内」というように範囲で確認しているため厳密なデータではないが、1 科目あたりの学修時間は毎週約 40 分であった。平成 27(2015)年度からはシラバスの様式を変更し、授業外学修の項目を作成し、予習や復習で行うことを記載した [資料 2-2-8]。その結果、平成 27(2015)年度前期の授業外学修時間は、平均で約 61 分に増加したが、さらなる学外学修時間の増加を目指すため、キャップ制の登録上限単位の見直しを行った。GPA3.0 以上の場合は 30 単位へ、2.5～3.0 未満の場合は 28 単位に削減し、平成 28(2016)年度より適用している。

直前セメスターの GPA	履修登録上限単位数
3.0 以上	30
2.5 以上～3.0 未満	28
1.5 以上～2.5 未満	26
1.5 未満	24

〈自己評価〉

カリキュラム・ポリシーに基づき体系的な教育課程を編成している。カリキュラムツリーとナンバリングにより、各科目を履修する上で必要となる前提科目を理解することができ、系統立てた履修が可能となっていると評価できる。シラバスにおいて各授業で育成するスキルを明示し、アクティブラーニングを通して育成するという教授方法の工夫が行われている。シラバスにアクティブラーニングチェック欄を設けたことにより、教員自身がアクティブラーニングを取り入れた授業を意識するようになっている。

【公益学研究科】

1) 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシー (p.30) に示すとおり、修士課程には、「政策系」「公益ビジネス系」「地域共創系」「福祉・環境系」「アジアビジネス系」の5つの科目群を置いている。博士後期課程には、公益の視点から研究テーマに関する高度な専門知識を身につける「公益学研究特殊講義」科目を設けている。いずれも授業科目による授業と研究指導（学位論文等の作成に関する指導）で構成している [資料 2-2-10]。

- (a) 修士課程では、5つの科目群それぞれに「基礎科目」「専門科目」の区分を設けているほか、現代社会特有の複合的な課題の発見とその解決を探究するうえで必要な専門知識とその課題の分析に必要な手法・技法を身につける「方法論科目」、さらに多様な主体との共創力、実践力、多様性・異文化の理解力等を養う実践的な「プロジェクト科目」を設定したカリキュラム編成としている。
- (b) 山形県寄附講座「アジアビジネス人材養成講座」を平成 27(2015)年度から開設した。アジア諸国へのビジネス展開の中核を担い、地域経済の発展に寄与する人材を養成するため、ビジネス英語の集中プログラムを設けて、中核をなす授業科目は英語で行う。修士論文に代えて課題研究（ビジネスプラン）を修了要件としている。
- (c) 論文については、アジアビジネス人材養成講座を除く全院生に修了要件として課している。自ら課題を設定し、課題に関する体系立った知識および分析にもとづくエビデンスにもとづく、論理的一貫性をもった論文の作成にむけ、担当教員は徹底した個別指導を行う。また、年2回の研究報告会で院生が報告し、指導教員以外の教員等の指導や講評を得る機会を設けている。アジアビジネス人材養成講座の演習では、専任教員が2年間を通して指導し、論文の代わりに各自の専門あるいは関心のある分野におけるビジネスプランを作成する。
- (d) 社会人が仕事を持ったまま学修できるよう配慮して、平日の夜間や土曜日にも授業科目を開講している。
- (e) 修士課程では、社会人やさまざまな事情で修業年限（2年）での修了が困難な院生を対象として、2年間の授業料で3年間ないし4年間かけて修了できる長期履修制度を設けている。
- (f) 博士後期課程における研究指導体制については、主研究指導教員1名及び副研究指導教員2名で構成する研究指導グループにより、ナビ・ミーティング（研究指導会議）で指導方針・内容等を協議し、研究指導を進めている。

2) 教授方法の工夫・開発

- (a) 教授方法の改善を進めるための組織体制については、小規模な大学院であり機動的に行うために、研究科長がその任を受け持ち、研究科運営委員会での意見を聞きながら、改善を行っている。

<自己評価>

教育課程は体系的に編成されており、授業方法等の改善も工夫されていると評価できる。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

【公益学部】

以下を重点項目として実施する。

- 1) 第1期吉村プランでは平成28(2016)年度に「各科目の運用状況を把握し、各科目配置・開講科目数を検討し適正なカリキュラムの改編を行うための提言を行う」[資料1-1-3]こととしている。授業評価アンケートを通じた各科目における到達目標の達成状況の確認や科目履修者数を整理した上で、提言を確実に実施する
- 2) FDを行い、アクティブラーニング実施授業数の向上と教育方法の工夫・開発を推進する。また、eラーニング方式の授業実施の可能性について検討する。
- 3) 平成28(2016)年度からは、国際感覚の育成に資するため、選択必修科目の英語と中国語の一部の科目について相互開放を実施した。履修状況や単位修得状況を確認しながら、教育課程における外国語科目の位置づけについて議論する

【公益学研究科】

平成27(2015)年度に改定した「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」「人材育成像」に沿って、カリキュラムの見直し・改編を平成28(2016)年度に行い、平成29(2017)年度から新カリキュラムを実施する。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

「基準項目2-3を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【公益学部】

学修支援及び授業支援の充実は、「入学前教育」「初年次教育」「修学支援」の観点で、それぞれ全学的に取り組みを行っている。

図表 2-3-1 学修支援項目一覧

	学修支援内容	関連部署
1)入学前教育	(a)入学予定者の集い (b)入学前学習	入試事務室 教務学生課 学修支援部会
2)初年次教育	(a)新入生オリエンテーション・ガイダンス (b)時間割作成 (c)基礎演習 a、b (d)キャリア入門 a、b (e)ドミトリー(学生研修寮)教育 (f)自校教育 (g)日本語教育	教務学生課 アドバイザー教員 科目担当教員 教育推進センター 学生支援センター キャリア開発センター 国際交流センター
3)修学支援	(a)年次別オリエンテーション	教務学生課

	(b)オフィスアワー (c)TA (d)欠席調査 (e)(f)休退学相談 (g)教育改善意見交換会 (h)学修・授業支援サービス	アドバイザー教員 科目担当教員 保健管理部学生相談室
--	---------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------

1) 入学前教育

- (a) 入学予定者の集いは「AO 入学試験」や「指定校制推薦入試」「公募制推薦入学試」により 12 月までに入学手続きを行った学生を対象に本学で実施している。入試事務室、教務学生課、教育推進センター内学修支援部会が協働で実施しており、大学生活や授業に関する説明、入学前学習の説明、昼食会を行うことで、学習意欲の向上や入学予定者同士の関係性の構築を図っている。
- (b) 入学前学習は入学試験種別ごとに課題を設定しており、教職員で組織する学修支援部会が学習内容、テキスト選定、添削作業、報告会運営等を実施している [資料 2-3-1]。

2) 初年次教育

- (a) 入学式前後の数日間で、新入生に対してオリエンテーション・ガイダンスを実施している [資料 2-3-2]。ガイダンス全体の運営は教務学生課が担当しており、学部長講話、教育推進センター長による「大学での学び方」の説明、学生生活、教務関係、施設(ネットワーク環境含む)利用、内容は多岐にわたる。
- (b) ガイダンス期間中には時間割作成ワークも行っている。これは基礎演習 a の担当教員(アドバイザー教員を兼ねる)と当該演習に所属が決定した新入生が顔を合わせる最初の機会となっており、1 年生前期で履修すべき科目を漏れなく確認することと、同じ基礎演習 a を履修する学生間の交流を目的としている。なお、このワークには前年度に履修した 2 年生(各演習 1 から 2 名)が演習単位で補助につき、教務学生課職員が教室内を巡回して質問に応じる体制を取っている。
- (c) 基礎演習 a/b、キャリア入門 a/b、ドミトリー(学生研修寮)生活、現代公益論を通して初年次教育を行っている。基礎演習 a/b は学びの導入、スタディスキルの育成、2 年次以降の演習を行う上で必要となる課題発見力、情報収集力、傾聴力、論理的思考力、発信力、マネジメント力、主体性等の知識以外の学力の向上を目的としており、授業の運営方針や学生の選考方法は教育推進委員会が定めている [資料 2-3-3]。
- (d) キャリア入門 a/b はキャリアへの導入とスチューデントスキルの育成を目的としてキャリア開発センターが所管して実施している。大学で学ぶ目的を考え、目標設定や達成に向けた取り組みについてキャリアワークシート [資料 2-3-4] を作成し、アドバイザー教員との面談に活用している。
- (e) ドミトリー(学生研修寮)は 1 年生を中心に希望者が入寮しており、2 年生以上の先輩ドミ生が生活上の相談に応じる体制が整っている。ドミトリーは教育の現場でもあることから、ドミトリー内で生じる問題解決に際しては、学生同士が自主的に話し合うことにより解決できるよう、学生支援センターが働きかけている。また、学生生活を行う上で

身に着けておくべき知識を提供する機会として、公翔セミナーを年に数回設定している。

- (f) 現代公益論では自校教育を行うため、大学の設立の経緯や開学後の主な取り組みについて紹介する時間を設けている [資料 2-3-5]。
- (g) 留学生受入に当たっては、「日本語演習 a/b/c」「日本事情」を開講し、国際交流センターの日本語教員が語学・文化の修得をサポートしており、職員が生活面を含めた支援をしている。

3) 修学支援

- (a) 本学では全学生を対象に学期開始時のアドバイザー面談を実施している。各学期開始時に教務学生課からアドバイザーに情報を提供し、アドバイザー教員はその情報を元に担当学生との面談を実施する。提供される情報は前学期の成績、特待生更新状況、奨学金継続状況等である。また、前学期の成績は保護者にも提供しており、履修状況や成績に関する保護者からの質問は教務学生課で受け付けている。
- (b) オフィスアワーは非常勤講師を含め、すべての教員が設定しており、履修ガイド及び掲示で学生に周知している [資料 2-3-6] [資料 2-3-7]。学生はこの時間を利用して教員の個人研究室または指定されたオフィスアワーの開催場所にて、履修・学修相談や進路相談をしている。
- (c) 必修であるリテラシー科目情報科目(以下、「情報科目」)及びスタディ導入科目の「現代公益論」「庄内の文化」において Student Assistant(以下、本学では「TA」と呼称)を活用している。担当教員から推薦を受けた学生が担っており、授業の進度に合わせたサポートを提供している。
- (d) 授業の連続欠席の情報を授業担当教員、教務学生課(必要に応じて学生相談室)、アドバイザー教員で共有している。各科目を 2 回以上連続で欠席した場合、担当教員から教務学生課に情報が提供される。教務学生課はアドバイザー教員に連絡し、当該学生との面談と報告を依頼する。アドバイザー教員は当該学生と面談の機会を設け、内容を教務学生課に報告する。この内容は教育推進委員会を経て教授会において全専任教員間で共有される。
- (e) 休退学の相談はアドバイザー教員が対応している。教務学生課や学生相談室が学生の休退学の一次窓口になる場合もあるが、その後アドバイザー教員との面談につなげている。
- (f) 退学者の推移については、教授会のもとに休退学対策に関するタスクフォースを設置し、休退学理由、在学中の GPA、奨学金等の受給・継続状況、退学に至るまでの学籍状況等の各種データを踏まえた検討を行った [資料 2-3-8]。
- (g) 学生への学修及び授業支援に対する学生の意見をくみ上げる仕組みとして、年に 2 回、春学期と秋学期の最終週に「教育改善意見交換会」を実施している。専門演習と基礎演習の担当教員より推薦された学生が参加し、司会・記録も学生が行う。出された意見については教授会で共有し、担当センター・委員会・事務組織に持ち帰って改善に向けて検討し、掲示にて学生にフィードバックしている [資料 2-3-9]。
- (h) 従来より導入している教学情報システム(「S.I.P(Student Information Port の略)」)に加え、平成 26(2014)年度より「manaba course(クラウドポートフォリオ)」を導入し

授業時間内外の学修・授業支援サービスを提供している。「S.I.P」の学生向けの主なサービスとしては履修登録、時間割表示、成績確認、休補講情報を提供している。教員は履修者名簿確認、成績評価記入等で活用している。Manaba course は、文部科学省「地(知)の拠点整備事業」に採択されたのを機に導入しており、当初は地域志向の科目で活用していたが、利用科目を拡大するため、平成 28(2016)年度は自己資金で運用している。

〈自己評価〉

様々な場面で教職員が協働して入学時から卒業時までの学修支援及び授業支援を実施していると評価できる。

【公益学研究科】

出願に先立ち、希望する研究内容と本大学院の指導体制・研究環境等に齟齬が生じないよう、教員との事前面談を行う旨を「入学試験要項」に明記している。入学後は、研究指導教員を中心に個々の院生の状況を把握し、きめ細かな個別対応を行っている。

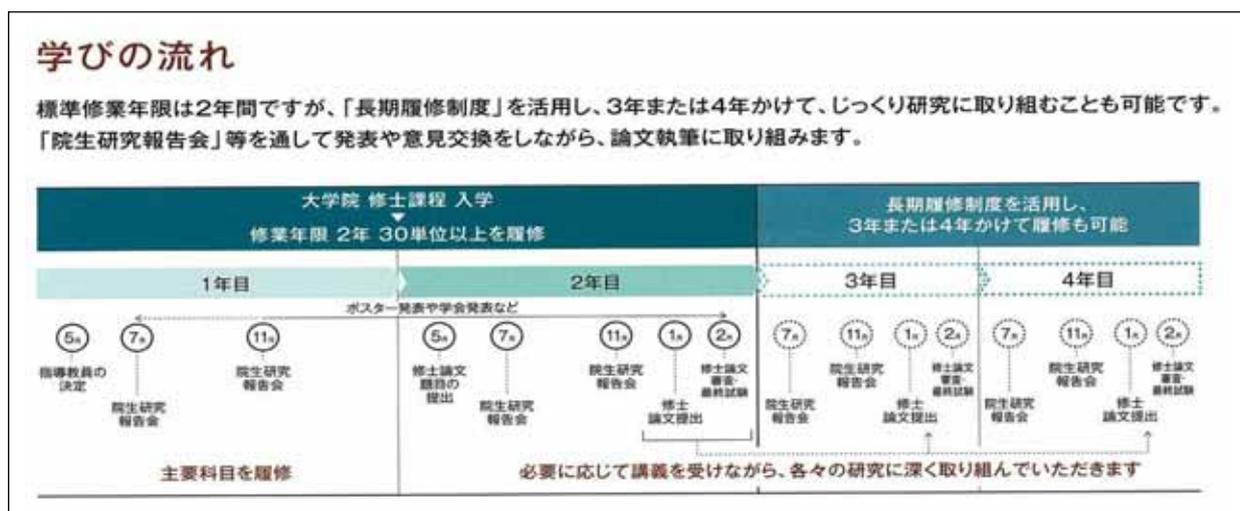
- 1)各教員は非常勤教員も含め大学院オフィスアワーを設定している。メールアドレスを表示して、院生が相談しやすい体制としている。
- 2)社会人院生のニーズに配慮して、平日夜間、土曜日を中心に授業科目を開講している。
- 3)事務室は平日 8 時 30 分から 19 時 40 分まで、土曜日は 8 時 30 分から 17 時 00 分まで開室し、平日の夜間や土曜日にも教員や学生に対応している。
- 4)研究指導教員と事務室が連携して院生の様々な相談に応じ、必要に応じ学生相談室とも協力しながら、院生の学修面及び生活面のサポートを行っている。
- 5)院生の意見・要望を聴取する仕組みについては、アンケートを定期的に行って、教育改善に活かしている。

図表 2-3-2 学修支援項目一覧

大 学 院 生	(学修・研究活動に関する相談) →研究指導教員 (または各科目担当教員)
	(生活上の悩み等の相談) →学生相談室
	(ハラスメント等に関する相談) →研究科長またはハラスメント防止委員会
	(就職に関する相談) →キャリア開発センター
(『学修ガイド』より)	

- 6) アジアビジネス人材養成講座の科目の一部は、遠隔講義システムを利用して、十日町オフィス (山形市) と酒田キャンパスでも受講できるようにし、遠方から通学する社会人の負担を軽減している。

図表 2-3-3 公益学研究科 学びの流れと時間割



時間割〈社会人学生の履修例〉

社会人の就学に配慮し、平日の夜間や土曜日にも授業を配置しています。主要な科目を1年程度で履修し、2年次は研究指導を受けながら、論文執筆に集中します。

1年次前期 (4~8月)	時限	時間	木曜日	金曜日	土曜日
	1	9:00~10:30			
2	10:40~12:10				
昼休み					
3	13:00~14:30				論文作成法
4	14:40~16:10				論文作成法
5	16:20~17:50		演習I	公共経営論	
6	18:00~19:30		統計学	社会調査論	
7	19:40~21:10		地域活性化特論c (地域プロジェクト論)	国際経済論	
〈夏季集中講義〉企業と社会論					

希望者は、学内宿泊施設等に宿泊し、翌日の授業に臨むことも可能です。
(宿泊は要事前予約)

アジアビジネス人材養成講座の科目を履修することも可能です。

1年次後期 (10~2月)	時限	時間	火曜日	水曜日	木曜日
	1	9:00~10:30			
2	10:40~12:10				
昼休み					
3	13:00~14:30			(演習I)	
4	14:40~16:10				
5	16:20~17:50				演習I
6	18:00~19:30		公益ビジネス特論b (公益組織体会計)	公益社会デザイン	
7	19:40~21:10		地域活性化特論a (都市・中心市街地)	公益社会デザイン	ソーシャル・キャピタル論

履修者と教員との調整により、昼間に授業を受けることも可能です。

必要に応じて講義を受けながら(週1日程度の通学)各々の研究に深く取り組むことも可能です。

2年次	科目
1	演習II

<自己評価>

教職員が院生一人ひとりについて、仕事との両立具合や履修に関する要望や悩みなどの状況を把握し、対応できる体制を築いていることは評価できる。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

【公益学部】

以下を重点事項として実施する。

- 1) 専任教員・非常勤講師を問わずオフィスアワーを設定し、学生からの学修相談対応を強化する。
- 2) 授業の連続欠席については引き続き対応することとし、成績不振や休退学の早期発見・予防に努める。
- 3) クラウドポートフォリオの維持費が高額であることから、学内システムで同等のサービスを提供できるよう、検討を始める。
- 4) 退学者推移の分析は引き続き取り組み、データの蓄積と解決策検討の材料とする。

【公益学研究科】

以下を重点事項として実施する。

- 1) 学修継続の困難や、休退学等の悩みをもつ院生への個別支援のさらなる充実のため、学生相談室を所管する健康管理部長と研究科長が定期的に情報交換を行うなどの連携を強化する。
- 2) 教員の教育活動を支援するとともに院生への経済的支援の充実を図るため、学部から進学した院生が日中に TA として学部生の学修支援を行うシステムを導入する。
- 3) 多忙な社会人院生が時間を効果的に使って学修できるよう、学修支援システム「マナバフォリオ」を大学院にも導入する。
- 4) アジアビジネス人材養成講座では、遠隔講義システムを活用して講義の録画を行い、業務などで講義を欠席した院生がビデオによる補講を受けられるようにするため、具体的な方策を平成 28(2016)年度中に検討し、実施する。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【公益学部】

1) 単位の認定

単位の認定は、学則第 28 条 [資料 2-4-1] に定めており、厳正に運用している。履修ガイドにも記載している [資料 2-4-2]。単位の認定の方法には、以下の 4 種類がある。

(a) 試験、論文又は研究報告その他これらに準ずる方法による認定

教員は、シラバス [資料 2-2-8] に科目毎の成績評価の方法や基準を示し、それに基づいて判定を行っている。成績評価の方法や基準は、各科目により異なるが、出席状況は評価の 20%以内と定めている [資料 2-4-3]。成績の結果は、次学期初めのアドバイザー面談の際に学生に配付し、あわせて学生の保護者に向けて郵送している。学生が成績について異議がある場合、成績評価問い合わせ申請 [資料 2-4-4] により、科目担当教員から書面にて回答を受けることが出来る。回答は教育推進委員会の議を経て、学生に返答しており、場合によって評価の変更を行っている。

(b) 学生が取得した資格に応じて関連する科目の認定

「履修ガイド [資料 2-4-5]」に示し、取得した試験認定証の原本を添えて学生が申請を行う。その際の評価は「認」となる。

(c)他の大学における修得単位の認定

大学コンソーシアムやまがたに加盟している大学等(山形県内13校)との協定に基づき、科目の一部について単位互換を行っている [資料 2-4-6]。また海外において、1か月以上の留学を行った場合も単位認定を行っている。この場合は、留学期間中に修得した単位のうち、本学のカリキュラムに読替可能な科目がある場合は、本学の科目の単位を修得したものとして認定する。読替科目がない場合や語学研修プログラム等を修了した場合は、留学期間中に修得すべき外国語の選択必修科目または発展教育科目の「実践外国語」の単位として認定する。「実践外国語」については30時間の学修につき1単位を認定している [資料 2-4-7]。いずれの場合も評価は「認」となる。

(d)入学前における既修得単位の認定

編入学生等が、本学に入学した際に、本学に入学する前に大学又は短期大学において修得した授業科目の単位を認定している。申請方法等は、編入生ガイダンスにて当該学生に説明している [資料 2-4-8]。

2) 進級要件

所定の科目の単位修得と合計 50 単位の修得を 3 年次の進級要件と定めている [図表 2-2-5]。入学年度によって所定の科目は異なる。学期毎の教務ガイダンスや、「履修ガイド (資料)」で学生に周知している。なお、平成 26(2014)年度からは進級要件に対して不足する科目が 2 科目以下の場合には仮進級を認め、仮進級をした 3 年次の 1 年間で進級要件に関わる不足単位を修得した場合は正式な進級として認定している。

3) 卒業要件

卒業については、学則第 42 条 [資料 2-4-9] に定めており、厳正に運用している。卒業要件は、入学年度毎異なり、卒業に必要な単位を修得した者について、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定している。学生には、学期毎の教務ガイダンスや、「履修ガイド (資料)」で周知している。平成 27(2015)年度に、平成 26(2014)年度入学者以降の卒業要件を変更し、専門教育科目の各所属系からの修得単位数を、41 単位以上から 35 単位以上とした。これは、他系の科目も含めて、幅広く学ぶ機会を提供するためである。

4) GPA の活用

GPA は、本学独自の奨学制度である特待生と減免型奨学生の年度更新の基準として使用している [資料 2-4-10]。また、優秀学生奨学金の選考にも使用している [資料 2-4-11]。
(自己評価)

単位認定や進級・卒業要件は明確に示されており、厳格に適用されていると評価できる。

【公益学研究科】

1) 単位認定、修了認定等の基準は大学院学則 [資料 2-4-12] に定めており、厳正に適用している。年度初めに学生に配付する学修ガイド [資料 2-4-13] に明記している。新入生には入学式後のガイダンスで詳しく説明している。

2) 成績評価基準はシラバス [資料 2-4-14] に明記しており、研究科運営委員による第三者チェック [資料 2-4-15] を行っている。学修ガイドに記載して全院生に配付している。

3) 修了認定は、最終試験の結果判定において研究科教授会にて投票を実施して、厳格に審

査している。

4)学位論文の審査に関して、以下のような修士論文等審査内規を定め、論文審査・最終試験の際に厳格に適用し、学生に周知している。

- ①当該のこれまでの研究経過が十分に踏まえられているか。
- ②取り組もうとしている問題の所在が明らかにされているか。
- ③問題の解明の手順および方法が適切であると認められるか。
- ④結論が明らかにされているか。
- ⑤総合的観点から修士研究にふさわしい水準であるか。

5)平成 26 (2014)年度、修了認定の際の重要な要素である学位論文の審査等について、学位の質の保証の観点から関係規定等の検討を行い、学位規程を改定した。

<自己評価>

規程の改定を行い、単位認定、修了要件を適切に定め、厳正に適用していると評価できる。修士課程の院生は、長期履修生を除き、標準修業年限で修了する者がほとんどで、長期履修生も申請した年数で修了できており、単位取得について良好であると評価できる。

(博士後期課程の院生は、平成 26(2014)年に入学した者が標準修業年限に達する平成 28(2016)年度から、改定した学位規程により修了の審査を行う。)

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

【公益学部】

単位認定基準の明確化については、シラバスに科目毎の成績評価の方法や基準を示しており、シラバスの内容を教育推進委員による第三者チェック [資料 2-4-15] を行い、適切な内容であるかチェックをしている。より分かりやすいシラバスとするため、一定のルールを模索しながら、第三者チェックの取り組みを継続する。単位認定の適用が適切であるかについては、授業評価アンケートや、成績評価問合せ、成績評価の割合等を総合的に評価して、カリキュラム・ポリシーに則った授業内容となっているかどうかを検討し、改善する。

【公益学研究科】

論文の質の保証については、平成 29(2017)年度からのカリキュラム改編に向けた検討の中で、論文完成までを指導する研究指導教員の指導のあり方について検討する。修了認定については、ディプロマ・ポリシーに示された知識・能力が身についたかどうかを評価するための明確な基準を作成する。平成 27(2015)年度から実施している研究科教授会での修了判定投票の前に、教員が論文を閲覧できる期間を設けて、審査の一層の厳格化を図る。博士後期課程では、研究指導教員に対し研究指導経過報告書の提出を義務づけ、研究科長および研究科運営委員会が研究指導の状況を的確に把握する。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【公益学部】

1) キャリア教育ならびにキャリア支援

本学では学生の社会人職業人としての自立を支援するために、社会人基礎力の育成をねらいとして、1年次から4年次まで段階的に切れ目のない教育と支援を実施している。

特に学生支援 GP (平成 21 年度～23 年度)「地方小規模大学におけるキャリア開発プログラムの拡充と強化」に採択されて以降、①学生の地域や職業に対する視野を広げる②学生への就職情報提供機会を拡大する③基礎学力向上のための取り組みを行う(リメディアル科目の設置)の3つを柱にしてキャリア開発プログラムの充実と強化を図ってきた。これらの取り組みは学生支援推進プログラム終了後も継続し現在に至っている。

キャリア教育の一環としては、職業に対する視野を広げるために1年次春学期に働く意味や自立について考える「キャリア入門 a/b」を、2年次秋学期にはキャリアプランを考える上で必要な働き方、ワークライフバランス、想定されるライフイベント、経済的な知識等を学ぶ「キャリアと人生 a/b」、3年次春学期には、自らのキャリア選択の方法を知る「就職セミナー」を開講している。いずれも正課であり、これらの延長上に課外講座「就職力強化セミナー」を設置し学生の主体的なキャリア選択を支援している。

さらにキャリア意識は、「インターンシップ」や学生の主体的な学びを推進する「プロジェクト型応用演習」等の学びからも醸成されるため、それらの科目の履修を強く推奨している。なかでも「インターンシップ」は、平成 26(2014)年度までは2,3年生を対象とし在学中2回の履修であったものを、平成 27(2015)年度よりその履修を1年秋学期から可能とし、在学中最大で5回の履修が可能になるよう制度を変更している。

なお学生のキャリア意識を一層促進するために、これまで選択科目であったキャリア科目のうち、「キャリア入門」(1年春学期)を平成 26(2014)年度から、「キャリアと人生」(2年秋学期)を平成 27(2015)年度から必修化するとともに、長期インターンシップや中期留学しやすい環境を整備するために、「キャリア入門」(平成 28(2016)年度より)ならびに「キャリアと人生」(平成 27(2015)年度より)を「キャリア入門 a/b」ならびに「キャリアと人生 a/b」、と、セメスター科目からクォーター科目へと変更し履修の便を図っている。

図表 2-5-1 平成 28(2016)年度 主なキャリア科目の配置

	1年生		2年生		3年生		4年生	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
キャリア入門a	←→							
キャリア入門b	←→							
キャリアと人生a				←→				
キャリアと人生b				←→				
就職セミナー					←→	←→		
インターンシップ	←→	←→	←→	←→	←→	←→		

2) キャリア教育ならびにキャリア支援組織

キャリア教育とキャリア支援を担う組織として「キャリア開発センター [資料 1-2-8]」を設置し、教員と職員が連携しつつ全学体制で臨んでいる。センターの運営にあたっては、キャリア開発センター長（教員）を委員長とする運営委員会（教員 10 名、職員 3 名）を設置し、キャリア教育の企画運営ならびにキャリア支援計画の策定を行っている。運営委員を含め全教員が学生のキャリア支援に深くかかわっており、年に 2 回実施される 3 年生全員を対象とするキャリア面談のうち春の面談や、1, 2 年生春学期開始当初の「キャリア・ワークシート [資料 2-3-4]」に基づいた面談をアドバイザー教員が実施している。いずれも面談内容はキャリア開発センターとの間で共有されている。なお 3 年次秋の面談はキャリア開発運営委員の教員とセンター職員が面談を行い、それを担当教員にフィードバックするなど多面的に支援を行っている。

キャリア開発センターは、カフェテリア 2 階に位置し、平日 9 時から 17 時まで利用可能である。職員は 5 名体制（常勤 4 名、非常勤 1 名）であり、就職情報や求人票の公開、学生の就職活動を支援するための資料の提供や就職相談に対応するだけでなく、学生のエントリーシート、履歴書等の添削指導や、面接指導などきめ細かな指導、助言にあっている。常勤職員のうち 1 名はキャリア開発センター事務部門を統括する管理職、2 名はキャリアカウンセラーの資格を有した職員、1 名は就職筆記試験対策講座の運営に携わるコーディネーターである。非常勤職員は主として面接指導等を行っている。

3) 主な課外講座の取り組み

本学の立地上、学外において学生が各種資格等の講座を受講することは困難なため、学生の自発的な学習意欲を支援するために、本学では各種の課外講座を設けている。ことにニーズの高い公務員試験や民間企業の筆記試験対策のための講座として、就職筆記試験講座 [資料 2-5-1] を開講している。また各種資格試験の取得を支援するために、取得を推奨するいくつかの資格試験に対しては本学保護者会による受験料助成の制度がある [資料 2-5-2]。

このほか夏季休業期間中の 3 年生を対象にした 1 泊 2 日の合宿講座や就職活動開始の 3 年生全員を対象とした面接対策講座を実施している。

4) キャリア支援に関わる活動

3 年秋学期初めのガイダンスにおいて、就職活動へ向けた意識の喚起と高揚をねらって、3 年生全員に就職手帳 [資料 2-5-3] を配布している。就職活動時に心がけたいマナーやワンポイントアドバイスを掲載したものである。

また就職活動を進めるにあたり不可欠な保護者の理解と支援を求めるために、就職に関する情報提供をねらいとして、新入生保護者向けのガイダンス(入学時)や、3 年生保護者を対象とする就職懇談会を本学および山形・仙台を会場に実施している [資料 2-5-4] [資料 2-5-5]。

併せて学生の進路希望を実現するために、日頃からセンター職員や就職アドバイザーが企業を訪問し、山形県内を中心とした求人情報の収集にあたり、学生への周知を図っている [資料 2-5-6] [資料 2-5-7]。これら日頃の活動の結果築かれた企業との信頼関係のもとに、多くの企業の協賛を得て学内合同企業説明会や個別会社説明会選考会を実施しており、年々参加企業が増加している [資料 2-5-8] [資料 2-5-9]。またこれらと並行する形で、学生の就職活動の経済的な負担を軽減するために、山形や仙台、東京など遠方で開催される合同企業説明会に向けた送迎バスの運行も実施している [資料 2-5-10]。近年就職率は好

調に推移している。

こうした就職状況については、庄内地域の酒田市や鶴岡市の関係部局および酒田ハローワークと情報を共有し、酒田ハローワークからは月に2回定期的に相談員の派遣を受けている。また山形県庄内総合支庁(県)および近隣の2市3町とは情報交換のみならず、現職の公務員によるサポートセミナー(3回/年)の開催という支援を受け、セミナーは職務内容やその魅力を伝えるとともに、公務員採用試験に向けた学生の意欲の向上に貢献している。本学はその設立の経緯から、県および庄内地域の自治体ならびに県内企業の多大な協力を得ていることは、インターンシップ協力企業や自治体の多さからも裏付けられるといえる〔資料2-5-11〕。

5) インターンシップ科目

本学では特にインターンシップに力を入れており、教育推進センターの下に「インターンシップ部会」を置き、インターンシップの企画・運営・評価を行っている。インターンシップに取り組む学生には部会教員が担当となり、実習先との連携・指導とフォローを行っている。

平成23(2011)年度には、本学後援会企業(平成28(2016)年5月1日現在、法人会員225社・個人会員239人)・地元官公庁等からの協力を得て、「地域・大学協働人材育成プログラム・ワーキンググループ」を設置〔資料2-5-12〕。地域と大学が一体的に実習教育のあり方を検討する体制を整えた。平成24(2012)年度には、それまで別プログラムとしてきた社会福祉士実習を含め、学内の実習教育を、「地域・大学協働人材育成プログラム」に統合。実習の過程と実習中の指導方法をモデル化し、学内及び地域の実習受け入れ機関と共有した〔資料2-5-13〕。

平成24(2012)年度には、地域・大学協働人材育成プログラムWGでの議論を通じ、企業や官公庁のトップに密着して指導を受ける「社長インターンシップ」を開始し、平成27(2015)年度までに33名の学生が16社の社長及び官公庁トップに師事している。この取り組みは、大学と地元企業の連携による地域経済の担い手育成策として評価を受けている(日本経済新聞 平成24(2012)年7月30日号『『地学地就』で仕事発見』)。

「社長インターンシップ」の創設によって学生は、業務体験を通じてスキルを体得する「一般インターンシップ」と、社長のジョブ・シャドウイングを通じてリーダーとしての視点や責任感を学ぶ「社長インターンシップ」から、自分の目的に合ったプログラムを選択できるようになった〔資料2-5-14〕。

平成26(2014)年度、当初の科目の目的であった「学生の社会性と就業意識の涵養」を、「社会人基礎力の確認と向上」に改め、履修可能年次を従来の2年次夏・3年次夏から1年次春・2年次夏春・3年次夏春へと拡大。経済産業省が平成18(2006)年より提唱している社会人基礎力の12の能力要素を評価項目としている。さらに、平成25(2013)年度に採択を受けた「地(知)の拠点整備事業(COC)」における人材育成強化科目の一つとしても位置づけ、履修をいっそう勧奨している。

インターンシップ科目における学生の指導は、教員と学生による綿密な「対話」に特色がある。学生一人ひとりに担当指導教員を置き、(1)実習前の事前指導、(2)実習中の訪問指導、(3)実習後の事後指導を実施。この指導の過程においては、何度も面談を繰り返して学生の個性を見きわめ、実習テーマの設定と、実習後のふりかえりを丹念にサポートして

いる。

事前指導においては、事前学習ノートに業界の動向や実習企業の特徴をまとめさせ、対話を重ねて学生個々人の関心を引き出しつつ、実習計画書の執筆をサポートする。他にパソコン研修、ビジネスマナー研修も実施している。実習後においては、実習レポートの執筆、報告会用のプレゼンテーション資料の作成も指導する。報告会では、学生・実習担当者・指導教員の三者が参加し、実習体験の振り返りと今後の課題を整理する。

平成 28(2016)年度からは、学生の実習領域に照らしてより専門的な指導が実施できるように、学部の全 5 コースから毎期 1 名以上の教員がインターンシップ科目の担当になるように体制を強化している（26 年度担当教員 6 名→28 年春学期担当教員 10 名）。

〈自己評価〉

平成 27 年度の就職率（就職希望者に対する比率）は 96.7 パーセントと、昨年平成 26 年度の 97.1 パーセントに引き続き高水準を維持した〔資料 2-5-15〕。これは、目標とした 93 パーセントを達成しており、経済状況や雇用環境が回復基調にあるとはいえ、依然として厳しい就職環境の中で、多くの学生や教職員があきらめずに努力した結果に他ならない。学生の主体性を尊重しつつ、企業や自治体等との連携を図りながら、適切なキャリア教育ならびに支援を行っているとは評価できる。

【公益学研究科】

公益学研究科の入学者は毎年 8 割以上が社会人であり、そのうちの多くを企業等からの派遣が占めている。これらの大学院生に対しては、本業における課題と直結した研究指導を行うなど、本人や派遣先が望むキャリア形成が図れるよう努めている。

また、学部新卒者に対しては、キャリア開発センターと連携して、求人情報の提供や説明会の実施を行っている。平成 27 年度は、日本国内の大学を卒業し本大学院修士課程に入学した外国人留学生が、こうしたサービスを利用して希望する国内の企業に就職することができた。

修士課程（アジアビジネス人材養成講座除く）は、厚生労働大臣から「教育訓練給付制度」の講座指定を受けている〔資料 2-5-16〕。対象となる方が、修了後、ハローワーク（公共職業安定所）へ申請することで、上限額 10 万円の教育訓練給付金の給付を受けることができる。

博士後期課程では、これまでに 2 名が課程を修了して博士号を取得し、いずれも大学教員となっている。

〈自己評価〉

自治体や金融機関などから修士課程に定期的に職員が派遣されており、本大学院の教育が社会人のキャリア形成につながっていると評価できる。また、留学生の就職支援を行い、県外企業に内定を得られたことは評価できる。さらに、複数の研究者を目指していた博士後期課程修了者が大学教員の職を得たことは評価できる。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

【公益学部】

キャリアに対する意識をさらに醸成するために、キャリア科目において卒業生を含む社

会人職業人を招く講話やインタビュー調査を組み込んだプログラムを設定するとともに、今後は同窓会の支援を受けて、卒業生による業界研究会や企業研究会等の開催を推進する。

キャリア教育の面では、3年次の「就職セミナー」の受講率の向上を図り、主体的なキャリア選択を一層促したい。

また学生の進路決定に大きな影響を及ぼす保護者との情報共有を図るために、3年生の保護者を対象とした就職懇談会の充実を図り、時期や内容についてアンケート等によって保護者のニーズを探りながら、引き続き本学以外にも会場を設け開催を継続する。

さらに卒業時に実施しているアンケート調査を活用しながらキャリア開発センター運営委員会が中心となって、定期的にキャリア教育やキャリア支援プログラムを検討し、学生の満足度を高めそのキャリア実現を図っていく。キャリア開発センターでは、学生にとって利便性の高い学内個別企業説明会や選考会の開催回数数を増やすとともに、新規求人開拓のための企業訪問を増やし、学生が極力正規社員、正職員として社会人としての第一歩を踏み出せるよう支援を重ねる。[資料 2-5-17]

平成 23(2011)年度から強化を進めてきた上述の体制及び運営を継続する一方、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」（申請主体：山形大学）を活用して、「社長インターンシップ」の取り組みを拡充する。これまで大学周辺地域に偏っていた受け入れ可能企業を県内全域に拡大、学生の選択肢を広げる。さらに、県内の COC+参加校とも連携し、他校の学生による社長インターンシップの参加、他校のインターンシップ科目等のノウハウを活かした新たな学外学修プログラムの開発・導入に取り組む。

【公益学研究科】

平成 28(2016)年度からアジアビジネス人材養成講座の科目として「海外インターンシップ」を開講する。こうした実習科目を修士課程に増やし、講義などで得た知識・技能を実践に結びつける方策について、平成 28(2016)年度からカリキュラム改革の中で検討する。

また、本学修士課程と博士後期課程を修了し博士号を取得した者が本学の専任教員（准教授）となったほか、修士課程修了者が特任教授として在籍していることを活かし、大学院同窓生との連携を強化する方策について、研究科運営委員会で検討していく。大学院の修了生により運営されている大学院連絡会では、修了生と院生との交流事業等を行っている。修了後のロールモデルとしての役割の一旦を果たしていく。

このほかにも、学校教育法第 105 条による「履修証明プログラム」や、科目等履修生制度の実施により、修了後に履修証明書が得られる制度を平成 28 年度から開始している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

1) 授業評価アンケート

(a) アンケート概要

専門演習を除くすべての授業において、最終回または1回前の授業で授業評価アンケートを実施している。質問項目は、平成26(2014)年度に整理を行い、学生の取り組み状況と達成状況(8項目)、ディプロマ・ポリシーについて(4項目)、地域に関する学習について(5項目)、教員の授業の実施状況に対する評価(9項目)、授業外学修時間(1項目)を4択式の項目として設定した。他に自由記述式の設問として、授業を通して身についた知識・スキル、授業改善提案、設備に対する要望の項目がある[資料2-2-9]、[資料2-6-1]。回答にあたり、学生は、紙媒体・Webのいずれかの方式を選択できるが、紙媒体はOMRで結果を読み込むため、自由記述式はWebでの回答に限定される。

(b) アンケート項目

授業評価アンケートの項目のうちディプロマ・ポリシーについては「コミュニケーション力・発信力」「国際感覚」「創造力・企画力」「リーダーシップ」の向上の有無について質問している。4択の選択肢は「そう思う」「ややそう思う」「ややそう思わない」「そう思わない」であるが、「そう思う」「ややそう思う」と回答した者の割合(以下、Yes率)を算出した結果が[図表2-6-1]である。これは平成27(2015)年度の結果であるが、調査を開始した平成26(2014)年度に比べて各項目とも評価の向上が見られる。

図表 2-6-1 授業評価アンケートから見るディプロマ・ポリシーで定めるスキルの獲得状況

	前期(延べ人数)		後期(延べ人数)		Yes率 (2015)	参考 (2014)
	Yes	No	Yes	No		
コミュニケーション力・発信力	2,560	1,479	2,335	1,496	62.2%	57.5%
国際感覚	2,212	1,831	1,969	1,832	53.3%	51.6%
創造力・企画力	2,116	1,904	2,002	1,807	52.6%	50.5%
リーダーシップ	1,577	2,413	1,536	2,263	40.0%	34.4%

授業外学修時間については、各選択肢について1時間未満を30分、2時間未満を90分、4時間未満を3時間、4時間以上を4時間とすると、前後期ともに毎回の授業ごとに約60分の授業外学修を行っている。

図表 2-6-2 授業外学修時間(平成27(2015)年度)

選択肢	前期(延べ人数)	後期(延べ人数)	合計(延べ人数)	備考
1時間未満	2,735	2,452	5,187	学修時間を30分とみなす
2時間未満	1,055	1,018	2,073	学修時間を90分とみなす
4時間未満	218	238	456	学修時間を3時間とみなす
4時間以上	175	179	354	学修時間を4時間とみなす
平均学修時間(分)	61.7	64.6	63.1	

学生の半期ごとの履修登録単位数は、1～3年生は20～25単位程度である。科目数に直すと10科目程度であり、上記の学修時間と合わせると、週当たり10時間程度の授業外学修を行っている。

図表 2-6-3 学生の履修登録状況

	平成 22 (2010)年度	平成 23 (2011)年度	平成 24 (2012)年度	平成 25 (2013)年度	平成 26 (2014)年度
1年次	48.4	47.6	49.2	48.6	46.1
2年次	46.8	46.9	45.2	46.3	46.0
3年次	37.3	39.7	38.8	39.7	40.4
4年次	17.5	18.3	18.3	15.6	15.1
全体	36.6	37.4	37.7	36.0	36.8

2) 卒業論文提出時調査

本学では4年次の必修科目に「専門演習 II」を設定しており、同演習での専門演習の提出を求めている。卒業論文提出は例年1月の中旬であるが、提出時に「卒業論文提出時調査」を実施し、大学生活やカリキュラム、設備等に対する満足度や学修成果に関する質問を行っている〔資料 2-6-2〕。ディプロマ・ポリシーに定める能力の向上に関する項目〔図表 2-6-4〕であるが、「成長した」「やや成長した」と回答した者の割合（以下、Yes率）を算出すると、コミュニケーション・発信力、創造力・企画力は9割以上の学生が向上したと回答している。平成26(2014)年度と比較して値が向上している〔図表 2-6-5〕。授業におけるスキル育成を開始したのが平成24(2012)年度であり、平成27(2015)年度に4年次を迎えた学生は入学当初よりスキル育成教育を受けてきた結果である。

図表 2-6-4 ディプロマ・ポリシーに定める能力の向上（平成27(2015)年度）

	成長した (人)	やや成長 した (人)	変化なし (人)	後退した (人)
1.コミュニケーション力・発信力	63	58	3	1
2.国際感覚	38	60	27	0
3.創造力・企画力	43	73	8	1
4.リーダーシップ	40	55	31	0

図表 2-6-5 ディプロマ・ポリシーに定める能力向上に対する Yes 率

	平成 27(2015)年度	平成 26(2014)年度
1.コミュニケーション力・発信力	96.8%	84.4%
2.国際感覚	78.4%	61.7%
3.創造力・企画力	92.8%	78.0%
4.リーダーシップ	75.4%	68.1%

3) 学修ワークシート

1年次から4年次まで、各学生にはアドバイザー教員を設定し、毎年4月と9月にはアドバイザー教員による成績通知書の配付および個別面談を実施している。その際、学生に学修シートおよびキャリアシートを記入してもらい、各々の学生の学修状況を聞き取って把握し、助言する。学修ワークシートについては、スキル達成の項目が明記されており、今まで身につけまたは今後身につけたいスキルを記入してもらうことで、学生の学士力の保証としてスキル育成に力を入れている [資料 2-6-3]。記入をした学修ワークシートはクラウドポートフォリオの Manaba course に蓄積し、次回のアドバイザー面談時に参照できるようにしている。

4) 資格取得

第1期吉村プランでは教育目的の達成状況を点検する手段として次の就職・資格を設定し、その達成に向けた施策の設定、実施状況の点検は大学戦略会議にて行っている。

- ・ TOEIC500点（英語で行われる専門科目を受講するための EAP 教育の効果評価として）
- ・ 社会福祉士合格率 60%
- ・ 公務員（具体的な目標値の設定はなし）

平成 27(2015)年度における EAP 受講者の TOEIC スコアの平均値は、2 クラスのうち 1 クラスでは目標を達成した。社会福祉士合格率は 40%であり目標を下回ったが全国平均を上回る合格率となった。公務員は 5 名が合格した。

平成 27(2015)年度の就職率（就職希望者に対する比率）は 96.7 パーセントと、昨年平成 26 年度の 97.1 パーセントに引き続き高水準を維持した。キャリア開発センターとも連携し、資格の取得を学生のキャリアデザインに結びつけていくよう指導を行っている。

5) アセスメントポリシー [資料 1-2-16]

アドミッション・ポリシーに基づく選抜、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程の変性及び授業実施、ディプロマ・ポリシーに基づく学生の人材育成が行われているかどうかを点検する仕組みを確立するため、平成 27(2015)年度にアセスメントポリシーを作成し、平成 28(2016)年度より運用を開始した。

アドミッション・ポリシーについては入試委員会、カリキュラム・ポリシーについては教育推進センター内の教育推進委員会及び FD 部会、ディプロマ・ポリシーについては同教育推進委員会が責任部局となり、昨年度の成果を取りまとめて点検評価委員会に報告する。その後、FD にて共有を行い、抽出された課題や確認された方針は当該年度以降の募集や教育に反映される。

〈自己評価〉

授業評価アンケートや卒業論文提出時調査、学修ワークシート、資格取得状況により教育目的の達成状況の点検・評価が行われていることは評価できる。アセスメントポリシーを作成することで3つのポリシーに基づく運用について PDCA サイクルが回る体制が整っている。

【公益学研究科】

教育目的の達成状況は、ディプロマ・ポリシーに基づき、主に学位論文の内容で審査されるため、次のような指導体制を設けて、学位論文の質保障を図っている。

- 1) 論文指導を行う科目（修士課程は「演習」、博士後期課程は「研究指導」）を週1回開講し、学生の希望に応じて時間割を変更・調整するなどしてコマ数の確保を図っている。
- 2) 修士課程の研究指導は、個別指導を基本とするが、専門分野の異なる教員や院生間における研究交流を積極的に推進する旨、「学修ガイド [資料 2-6-4]」に明記して周知している。また、博士後期課程においては、主担当教員のほかに2名の副担当教員を置いて、特定の専門分野以外の視点や知見も取り入れるようにしている。
- 3) 「方法論科目」を6単位以上修得することを修士課程の卒業要件にするなど、講義科目の内容が学位論文の作成に活かされるカリキュラムを組んでいる。
- 4) 年2回、7月と11月に、院生全員による研究報告会を実施し、様々な分野の教員や他の院生との意見交換等によって、多角的な視点で、自分の研究の課題を見つめなおす機会を設けている。11月の研究報告会は、最終学年の院生にとって中間審査も兼ねており、論文作成へのフィードバックがなされている。
- 5) 論文審査・最終試験 [資料 2-6-5] の審査員は、学外の専門家を含む3名の教員で行い、その結果は、研究科教授会において、主査からの報告に基づき審議の上、教授会構成員の無記名投票により判定している。

また、個々の科目が教育目的を達成するのにふさわしい内容となっているかについては、院生アンケート [資料 2-6-6] を行い、その結果を研究科教授会で共有している。

〈自己評価〉

研究指導にあたっては、専門分野の教員による継続的な指導により専門性を深めるとともに、研究報告会などを通じて分野の異なる教員や大学院生からの視点や知見を活かして幅を広げる仕組みが確立している。他の科目についても、こうした研究指導に沿った内容となっており、院生アンケートにより各自の授業の工夫・改善に役立てていることは評価できる。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

1) 授業評価アンケートの実施

専門演習を除くすべての授業において、授業評価アンケートを実施している。アンケートの集計結果は、学内のイントラネットに掲載され、教職員及び学生は自由に閲覧可能である [資料 2-6-7]。科目担当教員は結果を確認した上で、授業改善に向けたコメントを作成し、教育推進センターあてに提出する。教員コメントもイントラネット上で閲覧することができる。

平成27(2015)年度からは、コメントに記載された通りの授業改善が図られているかどうかを確認するため、授業評価アンケートの設問のうち、教員の授業の実施状況に対する評価(9項目)について、昨年度との比較に関する分析結果を教育推進センター内のFD部会が作成し、学部長に報告している。

2) 授業参観の実施

教育方法の改善やカリキュラムツリーの前後に位置付けられた科目間での教育内容の調

整を行うため、教員相互の授業参観を実施している〔資料 2-6-8〕。授業参観実施期間は前期、後期各 1 ヶ月で、当該期間に専任教員が開講する授業が参観対象となる。授業参加者は、公開授業一覧から参観したい授業を選択し、授業担当教員に申し出る。授業担当教員は、授業案を作成し、授業参観者に送付する（任意）。授業参観集終了後、参観者は授業参観成果報告に記入し、教育推進委員会へ提出する。平成 25(2013)年度は 4 件、平成 26(2014)年度は 1 件の参観が行われ、設備の使い方や話し方、資料の作り方、質問の投げ方、学生への対応方法、板書方法等が参考になったとの前向きな意見が得られた。平成 27(2015)年度は授業参観としては実施しなかったが、競争型課題解決演習やプロジェクト型応用演習等を公開報告会としたため、授業改善について広く学内外からの意見が得られた。

〈自己評価〉

授業評価アンケートにより学生の取り組み状況や達成状況を把握し、教育の内容や方法について改善をする仕組みが整っていると評価できる。

【公益学研究科】

平成 27(2015)年度から全大学院生に教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けてのアンケートを行い、要望を聞いている。院生の意見への対応を研究科運営委員会で検討し、改善策について教授会に報告した。教授会で承認された院生への回答は鶴岡キャンパス内に掲示し周知している。

〈自己評価〉

全院生に教育内容・方法及び学修指導等についての意見を聞き、課題共有するとともに改善を実施したことは評価できる。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

【公益学部】

学修成果を可視化するため、ディプロマ・ポリシーに定めるスキルについて平成 28(2016)年度からルーブリックを学内で作成着手した。次年度以降、授業内での試行を経て実用化を進める。

教育内容や方法の改善状況について、直近の授業評価アンケートの結果を過年度の結果と比較する体制を整備した。この体制を継続することで、教育改善に関する点検・評価を確実に実施する。

平成 27(2015)年度より、山形県内に就職した卒業生の離職者状況調査を行っている〔資料 1-2-12〕。また、地域の企業・団体が参加する東北公益文科大学後援会が主催した「卒業生を交えた意見交換会〔資料 1-2-13〕」で出された意見を通して、本学での学びが社会人となってからどのように活かされていると感じているかなど、教育目的の達成状況の点検・評価に活かしていく。

【公益学研究科】

平成 29(2017)年度に向けて進めているカリキュラムの改編にあわせて「アセスメントポリシー」を明確化し、それに沿った評価を行う。特に、院生へのアンケート調査については定期的に行うとともに、経年変化等も確認できるよう内容の再検討を行う。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

「基準項目 2-7 を満たしている。」

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

本学は、設立の理念を「尊重し調和へ」とし、使命の一つに「人材育成（教育）－『知を咲かす』：公益の視点から、豊かな教養と専門性を身につけ、地域や国際社会の課題に挑戦する公益人を育成します」を掲げている。このような人材を育てるために、本学では学生に対する各種サービスを提供している。学生支援センターを設置し〔資料 1-2-7〕、教務学生課と連携を図りながら、学生サービスの質の向上と学生生活における安心・安全の確保を実現している。学生からの要望に対しても適切に対応している。

＜事実の説明＞

【公益学部】

《経済的支援》

1) 本学独自奨学金による支援

経済的支援として、特待生制度、スポーツ特待生制度、減免型奨学生制度、給付型奨学生制度がある(p.24)。

原則として最長 4 年間給付されるが、学生の修学意欲を促進するため、減免型奨学生と給付型奨学生については進級時に継続審査を行っている。あわせて、半年ごとに現在の成績状況を学生及び保護者に連絡し、計画的な学修が行えるようにしている。

平成 25(2013)年度より入学時における学費減免、給付型奨学金制度の充実のため、在学生の成績優秀者を対象とした優秀学生奨学金制度を設け、毎年 3 名に対し 10 万円ずつ給付している。

スポーツ特待生制度(平成 26(2014)年度設置)は、本学が指定するスポーツ活動において優秀な成績を修めている者の入学を促進し、学生の活躍による本学のイメージアップの創出並びに大学全体の活気や学生の一体感の醸成を図るものである。対象スポーツは、硬式野球・サッカー・バレーボールとし、特待区分は 5 区分を設けており、S(入学金と授業料・施設整備費全額を免除)・A(授業料半額と施設整備費全額を免除)・B(授業料半額と施設整備費半額を免除)・C(授業料半額を免除)・D(入学金を免除)としている。なお、特待区分の選考は対象スポーツの監督等が判定し、目安としては、S が全国大会出場等、A が県内トップレベル、B・C がチーム主力選手で大学入学後の期待度で判断、D が大学入学後の期待度で判断している。

2) 海外留学に対する支援

本学では海外留学を奨励している。現在、アメリカ、アイルランド、ニュージーランド、中国、ロシアの 5 か国で語学力の向上や異文化理解を目的とした 3 週間程度の短期語学留学を実施しており、意欲ある優秀な学生に対して語学検定試験の結果に最大で渡航費用の 2/3 以内を助成している。

また平成 27(2015)年度からは特定のクォーターを活用し、2 ヶ月から 4 ヶ月程度実施す

る中期留学や、6ヶ月から1年程度実施する長期留学の希望者に対しても支援を拡充し、留学期間中の学費減免(中期・長期)や、渡航費の半額助成(中期)を行っている。

3) 外部団体による奨学金

(a) 独立行政法人日本学生支援機構による奨学金

ここ数年の傾向としては、高校在学中に申し込みを行う予約採用が増加する一方で、大学進学後に申し込む定期採用が減少傾向である。貸与希望で資格を満たす学生には全員支給できた。平成 27(2015)年度の採用実績は、第一種奨学金が合計 45 人、第二種奨学金が合計 75 人である。

(b) 公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

日本の大学・大学院に留学する外国人留学生に対して奨学金を支給、支援する民間最大の奨学団体である公益財団法人ロータリー米山財団奨学会より、平成 28 (2015) 年度に学部留学生 1 名 (中華人民共和国出身) が奨学生として採用された。奨学金の給付期間は卒業までの 2 年間となる。奨学生は月に 1 回開催される例会や他の奨学生との交流行事等に参加している。

4) アルバイト情報の提供

本学はアルバイトを希望する学生のために、事業者から依頼された求人情報を学生用掲示板で公開している。掲示板を利用するための要領を設け [資料 2-7-1]、優良な事業者を紹介する仕組みを構築している。また、事業者に労働条件通知書を学生に手交することを義務づけるなどして学生の安全な就労環境を確保している。

《居住支援》

本学はドミトリ(学生研修寮 [資料 2-7-2])を設置 (収容定員総数 174 名) している。A~D クラスターで構成しており、8~9 名を定員とする独立棟 20 棟(うち 1 棟が国際寮)と、硬式野球部用に借り上げた専用寮がある。内部は学生ごとに個室を完備している。この施設は共同生活や各種プログラムを通じて、お互いに助け合いながら切磋琢磨する心を養い、社会に出てからも必要とされる協調性や主体性などのスチューデントスキル (Student Skill) を身に付けることを目指して整備された。現在は 1 年生を優先し、希望者が入寮している。

各クラスターには教員 1 名を「クラスター担当教員」として配置するとともに、学生生活の支援を効果的に行うために、2 年生~4 年生から希望者を募り、本学が選考して「先輩寮生(レジデントアシスタント)」として各クラスターに複数名を入居させ、1 年生に対する生活面での支援を行っている。先輩寮生を中心に各棟のリーダーが毎月会議を行い、生活上の問題点や改善点などを相互に共有し、自主的な研修寮の管理を促している [資料 2-7-3]。また、入寮生に生活面での諸注意を促し、規範意識を身につけさせるために、「公翔セミナー」を定期的で開催している。平成 25(2013)年度には 7 回、平成 26(2014)年度には 6 回、平成 27(2015)年度には 7 回を開催し、人間関係及び寮生活のマナー、インターネットトラブル、自主防災活動、避難訓練、交通安全、危険薬物及び寮生活の振り返りをテーマとした [資料 2-7-4]。

1 年生の寮費は毎月 25,000 円とし、近隣集合住宅の家賃に比較して低額での入居が可能である。家賃は近年据え置かれている。尚、先輩寮生の寮費は毎月 20,000 円としている。

本学は学生支援委員会のもとにドミトリ一部会を設置し、教員がすみやかに対応する体制を構築している。同部会を中心に、学生研修寮の秩序維持の措置や災害時の避難訓練などが実施されている。ドミトリには総務課職員1名を「ドミトリ(学生研修寮)舎監業務担当」として居住させているほか、警備員の巡回、防犯カメラの設置などにより学生の安全の向上を図っている。

このほかに硬式野球部の強化を目的とした硬式野球部専用寮がキャンパス外にあり、上記の総務課職員と硬式野球部監督、及び学生支援委員会が連携しながら入寮生の指導と支援にあたっている。

《課外活動支援》

1) クラブ・サークル活動状況

(a) 公認クラブ

サークルとして1年以上の活動実績があり、構成人数が10名以上で、規約が整備され、担当顧問が存在する学生団体は、申請により公認クラブに認定される。平成27(2015)年度現在、21団体、約430名の学生が活動を行っている。公認クラブに対しては本学保護者会より「クラブ活動等支援費」が支給されている[資料2-7-5]。

また、平成24(2012)年度以降、平成26(2014)年度を除いて毎年「クラブ・サークルリーダー養成研修会」を開催している[資料2-7-6]。クラブ・サークルの代表者にリーダーとしての見識を深める機会を提供するとともに、ワークショップ形式で実施することにより、学生生活上の課題の抽出、大学への要望などを整理・共有し、さらには適切な団体運営、活動の活性化と成果向上、他団体との親睦を深めている。

(b) 強化指定クラブ

公認クラブの内、本学では特に「強化指定クラブ」として、硬式野球部、女子サッカー部、男子バレーボール部、女子バレーボール部を支援している。同団体には「強化費」が大学より支給されている。

活動実績として、硬式野球部は平成26(2014)年、南東北大学野球連盟秋季リーグ戦(1部)において優勝し、最優秀選手賞に1名、優秀選手賞に1名、打点王に1名、盗塁王に1名、ベストナインに2名が選出された。女子サッカー部は、平成25(2013)年に全日本学生選手権大会に出場し、平成27(2015)年度東北地域大学女子サッカーリーグでは第3位の結果となった。また平成28(2016)年3月にはレディースフットサルフェスティバル山形県統一大会に出場し優勝している。バレーボール部は平成28(2016)年4月に開幕した「東北バレーボール大学男女リーグ戦2部南リーグ戦」に出場し、男女とも全勝で2部南リーグ初優勝となった。

(c) 公認サークル

活動目的が明確であり、かつ学生5名以上で構成されている団体は、公認サークルに認定され、平成27(2015)年度現在、23団体、約300名の学生が活動を行っている[資料2-7-5]。

2) 大学の活性化のための学生活動の支援

開学以来、大学の活性化を目的とし、学生の主体的な運営により大学祭「公翔祭」（10月）、ウェルカム・パーティー（4月）及びフェアウェル・パーティー（3月）を継続的に実施してきた。いずれも複数学年による実行委員会が組織され運営されている。

各実行委員会に対しては保護者会や同窓会からの財政支援を受けている。また、学生支援委員会を中心とした教職員による運営面のサポートやアドバイスを行っている。

《心身健康支援》

平成 28(2016)年度より学生支援センターの下に保健管理部を新たに設置した〔資料 1-2-7〕。学生相談室は健康管理室とともに学生の相談窓口を設けながら、学内外の関係部署・機関等との連携を図り、支援している。障害のある学生については東北公益文科大学障害学生修学支援規程〔資料 2-7-7〕に基づき、学部に障害学生支援委員会を設け、障害のある学生の支援方策について協議している。

学生相談室には、コーディネーター（専任相談員）を配置しており、常時学内他部署（各コース所属教員、教務学生課、キャリア開発センター事務室）との連絡調整を行い、学生生活全般にかかわる相談と支援に取り組んでいる。

1) 健康管理室の運営

健康管理室は、学生の心身健康を総括的にサポートしている。過去 3 年間の健康管理室利用状況は平成 25(2013)年度は累計で 491 件、平成 26(2014)年度は 462 件、平成 27(2014)年度は 490 件となっている。

健康管理室における健康相談案件のうち、心的相談に関しては学生相談室への案内を行っている。開室時間は 10 時 30 分から 16 時 30 分までで看護師 1 名が常駐している。

2) 学生相談室の運営

(a) 学生相談室の専任スタッフ

学生相談室は、心の悩みを含む学生生活全般についての心的支援を行うため、8 名のスタッフにより運営されている。スタッフの構成は、専任相談員兼コーディネーター 1 名（臨床心理士）、非常勤相談員 3 名（臨床心理士 2 名、看護師 1 名）、教員 3 名（室長 1 名、副室長 1 名、担当員 1 名）、事務職員 1 名となっている。

(b) 学生相談室の利用状況

相談室の開室は週当たり 5 日間で、開室時間は 9 時から 17 時である。卒業生を含む学生やその保護者、心的支援にかかわる教職員が利活用し、面談を主に、電話やメールなどで相談に応じている。

利用件数は、過去 3 年では、平成 25(2013)年度 1,703 件、平成 26(2014)年度 1,786 件、平成 27(2015)年度 1,647 件で、相談内容は発達障害を含む精神保健関係、対人関係、勉学関係、就職関係が多くなっている〔表 2-12〕。

(c) 心の問題の早期発見・早期つなぎ・早期対応

学生の心の問題を早期に発見し、相談室や医療機関につなぎ、対応するため、入学が決まった学生やその保護者を対象に修学上の配慮や支援に関するニーズ調査〔資料 2-7-8〕を実施している。平成 26(2014)年度は 7 名、平成 27(2015)年度は 6 名について、

入学前および入学直後の電話相談や面談に応じている。

入学式時の新入生ガイダンスや保護者説明会においても学生相談室の利用方法を案内し、周知徹底している。

新入生を含む学生へは、セメスター開始時のガイダンスにおいて学生生活アンケート〔資料 2-7-9〕を実施している（春学期開始時のアンケート内容にはUPI（心理測定）を含む）、回答した項目の中で心的支援が必要と思われる学生に優先順位を付け、電話連絡後、電話相談や面談を実施している。平成 27(2015) 年度前期は 57 名、後期は 65 名の学生に対応している。

医療が必要と思われる学生には、学校医（精神科）を紹介、つなげるなど、早期に医療機関への受診を薦めている。紹介やつながった医療機関とも緊密に連携し、支援の継続を行っている。

(d) 相談員の資質の向上

学生相談室のスタッフ、特に相談員の資質の向上のため、外部から講師を招き臨床心理士によるスーパーバイズ研修を年 2 回実施している。一方、内部研修として、教員 1 名、4 名の相談員によるケースカンファレンスを月 1 回行い、ケースの検討や相談スキルを磨いている。

スタッフ 1~2 名は、毎年「日本学生相談学会大会」（5 月）「全国学生相談研修会」（11 月）に参加し、学生相談を担当する教職員と意見交換や情報交換を行っている。

(e) 学生相談室の運営体制

学生相談室の運営については、学生相談室担当教員 3 名、専任相談員兼コーディネーター 1 名、事務職員 1 名の 5 名により、月 1 回「相談室運営委員会」を持ち、「気になる学生」の情報集約、「配慮が必要な学生」への対応等の報告や協議を行っている。この打ち合わせによる決定事項は教授会に報告し、教職員と情報を共有するとともに、協力を依頼している。

3) ハラスメント防止への取り組み

ハラスメント防止への取り組みは、新年度のガイダンスにおいて配布する「学生便覧」において、ハラスメントについての項目を掲載し、防止に向けた留意点やハラスメントを受けた際の対応、相談窓口の案内をしている〔資料 F-5〕。また、学内各所に、ハラスメント防止への呼びかけや学内及び学外の相談窓口に関するポスターを掲示し周知を行っている。なお、学内の相談窓口は、教職員により構成されているハラスメント防止委員会が「東北公益文科大学ハラスメント防止委員会規程〔資料 2-7-10〕」に則り対応している（平成 25(2013)年度から平成 27(2015)年度における対応件数は 1 件）。また、学生相談室、健康管理室等もハラスメント相談窓口として利用できるよう周知している。

4) 障害学生支援の取り組み

本学では開学以来、障害学生支援に積極的に取り組み、学生支援 GP 採択（平成 19 年度~22 年度）を機に学生共育支援室を設置し、障害を持つ学生の学修環境の整備と学生へのインクルーシブ教育のための体制を整備してきた。平成 28(2016)年度からは障害者差別解消法の施行に伴い、「東北公益文科大学障害学生修学支援規程」により学部長、研究科長、教育推進センター長、学生支援センター長、保健管理部長と関係教職員を委員とする

障害学生支援委員会を設置し、障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、当該学生の意見・要望を聴取し、その内容に基づき修学等に関する具体的な支援方策を講ずるための全学的な体制を強化した。障害学生差別解消法の施行と上記の学内体制及び支援方針については全学生及び教職員への周知に取り組んでいる。

《留学生支援》

経済面では、「留学生奨学金制度」〔資料 2-7-11〕〔資料 2-7-12〕に基づき、支援を必要とする留学生に対して毎月一定額を奨学金として支給している。また、学生寮費の免除などの支援も行っている。同時に公益財団法人ロータリー米山記念奨学金などの外部奨学金の獲得への補助や、有償の授業アシスタント等の機会の提供を行い、留学生が安心して学業に専念できるよう支援している。

生活面では、学生研修寮のうち1棟を「国際寮」と位置付け、留学生が安心して居住・通学できるようにしている。

日本語教育については、平成 27(2015)年 4 月に「日本語教育担当助教」を置き、平成 28(2016)年度から留学生を対象とした「日本語演習」や「日本事情」の4科目をシラバスに記載している。

専任教員1名が学生支援委員と国際交流委員を兼務し、両センターが連携して留学生の支援に当たっている。

《地域活動支援》

本学では、平成18(2006)年度に設置した地域共創センターを中核として、「まちづくりインターンシップ旅費補助金」、学内の「震災復興教育プロジェクト」等を通じた、学生と地域との協働によるまちづくり活動、ボランティア活動の活性化、被災地の支援等を推進してきた。

「学生活動支援助成金」については、平成26(2014)年度は3件(64千円)、平成27(2015)年度は6件(208千円)、「まちづくりインターンシップ旅費補助金」については、平成26(2014)年度は3件(30千円)、平成27(2015)年度は8件(73千円)の助成を行うなど、学生による自発的な地域活動等の促進を図ってきた。これらの助成制度については、インターンシップに参加した学生が、当該期間中に検討、企画したイベントを「学生活動支援助成金」を活用して実現するなど、地域・企業と連携した積極的な事例が生まれており、学生の創意工夫が活かせる制度として定着してきている〔資料2-7-13〕〔資料2-7-14〕。

＜自己評価＞

本学では、学修支援のためのアドバイザー制度及びドミトリー(学生研修寮)入寮生のためのドミトリー(学生研修寮)アドバイザー制度等に基づき、生活面を含めた一人ひとりの学生の成長を見守るための全学的な体制を整え、支援している。平成 25(2013)年度以降はさらに多様化が進む学生のニーズに対応するために、学生支援センター、保健管理部や障害学生支援委員会の設立などの支援体制の見直しや学生活動支援助成金制度の創設などの支援制度・サービスの改善に取り組んできたことは評価できる。

外部の評価として、平成 28(2016)年 5 月 2 日付の東洋経済 ONLINE「有名高校の進路指導教諭が生徒に勧めたい 180 大学」によると本学は東北地区の国公立大学で 3 位に

ランクされ、北海道・東北地区の私立大学では1位となった(全国では約750校中64位)。このことは高校の進路指導教諭から「生徒の将来を見越して、成長させてくれる大学」であることは一定の評価を得ているといえる。また、平成24(2012)年大学通信社実施の高校の進路指導教諭へのアンケート調査によると、「面倒見の良い大学」として本学は北海道・東北地区の大学で第10位となり、本学の学生サービスが適切に機能しているものと評価できる。

【公益学研究科】

1) 健康管理

年に1回健康診断を行い、必要に応じて学校医からの指導を行っている。事務室内に医薬品を、事務室前にAEDを置き、急な発病等に対しては、事務室から健康管理室を通じて学校医に連絡するなどにより対応している。

2) 生活上の悩み等の相談

必要に応じ学生相談室の職員が院生と面談するなどして、相談に応じている。

3) ハラスメントの防止

ハラスメントの防止については、研究科長またはハラスメント防止委員が院生からの相談を受け、公益学部同様、ハラスメント防止委員会が対応する。

図表 2-7-1 院生支援体制について

大 学 院 生	(学修・研究活動に関する相談) →研究指導教員 (または各科目担当教員)
	(生活上の悩み等の相談) →学生相談室
	(ハラスメント等に関する相談) →研究科長またはハラスメント防止委員会
	(就職に関する相談) →キャリア開発センター
(『学修ガイド』より)	

4) 経済的支援

大学院事務室において、日本学生支援機構を初めとする各種奨学金制度に係る手続きを支援している。

遠方から通学する学生に対しては、キャンパス内に宿泊施設を用意している。空きがなかった場合には、指定する施設に宿泊費の一部補助している。

また、院生が研究発表を行う際には旅費の補助を行い、学会等への参加を促している [資料 2-7-15]。

公益学部から修士課程へ、あるいは修士課程から博士後期課程へ進む学内特別選抜試験を受験して進学する場合、受験料と入学金の両方が免除される。また、社会人に対し、入学金が半額になる試験区分(社会人特別選抜 A)を設けている。

5) 教育・研究環境支援

全各院生にデスク、書棚、PCなどを完備した個人用の研究ブースを提供し、24時間いつでも利用できるようにしている。

遠方から通学している社会人院生のために、平成 28(2016)年度より、一部の授業を鶴岡キャンパス（大学院）、酒田キャンパス（学部）、十日町オフィス（山形事務所:山形市）を遠隔講義システムで結んで実施する。

6) 長期履修制度

職業等の都合や家庭状況などにより、標準修業年限（2年）で修士課程を修了することが困難な院生に対し、3年または4年で計画的に課程を修了できる制度を設けている。

7) 留学生支援

大学院事務室において、留学生の入国・居住に係る手続きやアドバイスを行っている。経済的支援を必要とする留学生に対しては、学部留学生同様「留学生奨学金制度」〔資料 2-7-11〕〔資料 2-7-12〕の対象としている。

<自己評価>

健康面、生活面、経済面などにおいて支援体制を整えていることは評価できる。特に、社会人院生のニーズに可能な限り応えるべく、様々な支援制度を設けていると評価できる。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

本学は小規模な大学であり、その特徴をいかして少人数教育を徹底している。学生生活での不安や疑問、心身の健康などは、学生ごとに配置されたアドバイザーを務める教員と学生が気軽に相談することができ、アドバイザーは相談内容に応じて教務学生課、学生支援室などの学内関係部局と連携をとりながら解決を支援している。

<事実の説明>

【公益学部】

1) 教育改善意見交換会〔資料 2-3-7〕

教育推進委員会の下で FD 部会が主催し、定期的に教育改善意見交換会を開催している。これは学生が自由に意見を述べられるよう、教員は同席せず、司会・記録も学生が行っている。専門演習と基礎演習の担当教員より推薦された学生代表が授業内容、カリキュラム、大学の施設などについて意見交換を行っている。学生から寄せられた意見については教授会で共有し、各センター・委員会・関係事務組織に持ち帰り、改善策を検討している。なお、回答は掲示し、学生にフィードバックしている。

2) 卒業論文提出時調査〔資料 2-6-2〕

学生が卒業論文を提出する際にアンケート調査を実施している。本学の教育、施設、就職指導など広範な内容に対する満足度を調査し、その結果を関係部局と共有し学生サービスの改善を図っている。

<自己評価>

教育改善意見交換会および卒業論文提出時調査を定期的に実施し、学生の生活・学修に関する意見を聴取し、要望に汲み上げ、本学の教育環境の改善、学生サービスの向上、授業改善に活かす仕組みがあると評価できる。

【公益学研究科】

平成 27(2015)年度に、学生の意見・要望を把握するために院生アンケート調査〔資料 2-6-6〕を行った。研究科運営委員会で分析し、研究科教授会において検討し、対応を学生に周知した。

院生の意見をもとに、遠距離通学者の宿泊補助が受けられる施設の拡充や、学外団体が

らの研究助成情報の開示強化等を行っている。院生へメールでの周知をした上で、ポスター・チラシがあるものは大学院事務室前掲示スペースに掲示をしている。

また、科学技術の最新情報を提供する総合WEBサイト「Science Portal」

<http://scienceportal.jst.go.jp/funding/application/index.html> より、院生の研究分野等に該当するものがあれば、個別にも案内している。

アジアビジネス人材養成講座では、平成27(2015)年10月の開講後2ヵ月を経た時点で、院生アンケートを実施した。冬季の通学を心配する学生が複数いたため、研究科運営委員会で協議し、演習以外の科目は遠隔講義システムを通じて実施できるよう、学則の改正を行った。

<自己評価>

アンケート調査など院生の要望をふまえた改善を行っていることは評価できる。

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

【公益学部】

以下を重点項目として実施する。

1) 学生相談室の支援強化

支援の必要な学生に適切な対応ができるよう教員からの紹介・情報共有を更に推進する。障害者差別解消法の施行に基づき、障害学生に対する適切な支援を実施することができる体制を整備する。平成28(2016)年4月からは障害学生支援委員会を設置した。

2) 学生の課外活動活性化

学生の自主性を尊重した課外活動を活性化するため、今後、更に支援を強化する。

【公益学研究科】

アンケート調査を定期的に行うとともに、経年変化等も確認できるよう内容の再検討を行う。院生生活上の悩みなどの支援にあたっては、学生相談室との連携を強化する。

大学院留学生については、ロータリー米山記念奨学金などの外部奨学金を獲得できるよう、支援を強化する。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

「基準項目2-8を満たしている。」

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

- 1) 平成28(2016)年5月1日現在における本学の専任教員数は48名であり、公益学部（学士課程）に所属している。職位の構成は、学長、教授20名、准教授15名、講師9名、助教3名となっている。

- 2) 学士課程における大学設置基準上の必要専任教員数は 32 名で、そのうち必要な教授数は 17 名であり、それぞれ必要数を充足している。
- 3) 大学院公益学研究科を担当する教員は、公益学部所属の教員を対象に、毎年度「研究指導等教員審査〔資料 2-8-1〕」を実施し、研究業績と教育業績が審査基準を満たしている教員が大学院の担当教員を兼ねている。平成 28(2016)年 5 月 1 日現在の公益学研究科公益学専攻（修士課程）の担当教員は 29 名である。そのうち、研究指導教員数が 23 名、研究指導補助教員が 6 名となっており、大学院設置基準上の必要教員数である研究指導教員 8 名と研究指導補助教員数を合わせて 12 名以上を充足している。また、公益学研究科公益学研究専攻(博士後期課程)の担当教員は 19 名で、そのうち研究指導教員数が 12 名、研究指導補助教員が 7 名となっており、大学院設置基準上の必要教員数である研究指導教員 6 名と研究指導補助教員数を合わせて 10 名以上を充足している。
- 4) 専任教員の年齢構成は、45 歳以下が 19 名、46 歳から 55 歳が 16 名、56 歳以上が 12 名となっており、バランスのとれた構成となっており、平均年齢は 48.6 歳である。また、男女別構成は、男性 37 名、女性 11 名(22.9%)である。
- 5) 公益学部公益学科のカリキュラムでは、専門教育科目に経営コース・政策コース・地域福祉コース・国際教養コース・観光まちづくりコースの 5 つのコースを設置し、発展教育科目に情報特別選抜・社会福祉士養成課程・エネルギー特別専攻の 3 特別プログラムを設置しており、専門分野に即した教員を科目担当として適切に配置している〔資料 2-8-2〕〔資料 2-8-3〕。
- 6) 公益学研究科では、政策系科目・公益ビジネス系科目・環境・福祉系科目・地域共創系科目・アジアビジネス系科目の 5 つの各科目群を設置しており、それぞれの分野に即した教員を科目担当として適切に配置している。
- 7) 兼務教員については、公益学部、公益学研究科あわせて 65 名を配し、円滑な科目運営に努めている。

<自己評価>

教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置がされていると評価できる。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

- 1) 教員の採用、昇任、更新については、「教員の任用に関する規程〔資料 2-8-4〕」に則り、適正に行っている。採用については、学長が採用の分野や人数を理事会に諮り、理事会の議を経て募集手続を開始する。募集に関する事務及び審査等については、学長を委員長とする「教員人事委員会」を設置し業務を行っている。なお、「教員人事委員会」は、学長の他、学部長、研究科長、その他学長が指名する者により構成され、採用の他、昇任と更新に関する事務及び審査を所掌する。

なお、平成 28(2016)年度については、「教員の任用に関する規程」に則し、教員 3 名を採用している。

また、「組織規程」第 8 条第 2 項〔資料 1-3-4〕の規定に基づき任用する特別任用

教員の採用については、「特別任用教員任用規程 [資料 2-8-5]」に則り、学長の推薦に基づき理事長が任用することとしている。平成 28 年度(2016 年度)は新規に 2 名の特別任用教員を任用している。

- 2) 昇任については、教員理事が教員人事委員会に昇任審査対象者を発議し、教員人事委員会において「教員の任用に関する規程」に定める昇任基準の調査並びに適否の審査を行い、その結果を踏まえ理事長が昇任の可否を決定している。なお、平成 28(2016)年度に昇任した教員は、准教授から教授が 2 名、講師から准教授が 2 名である。
- 3) 雇用期間を設けて採用した教員について、教員人事委員会が当該教員の更新に係る意思確認並びに審査を行い、その結果を踏まえ理事長が更新の可否を決定している。なお、平成 28(2016)年度は、4 名の教員を更新している。
- 4) 教員評価については、「教員評価実施要領」を定め、各教員のモチベーションの向上と自己改善の促進のため、「教育業績」、「研究業績」、「学内業務」、「学外業務」の 4 つの領域について自己の設定した業務目標と業務の遂行状況を複数の評価者によって評価している。なお評価者は、一次評価者を学部長(公益学研究科における業務をシユとする教員については研究科長)とし、最終評価者を学長としている。なお、評価結果において課題が認められた教員については、一次評価者が翌年度の最終評価まで継続的に助言や指導を行うこととしている。また、理事長は業績手当の支給に係る勤務成績の決定にあたり評価結果を参考として活用する。
- 5) FD 活動については、教育推進センターの運営を担う教育推進委員会に FD 部会を設け、教育内容・方法の改善のための研修活動の企画立案と実施等の業務を行っている。平成 27(2015)年度の FD 開催実績は 16 回で、大学の教育改善、授業改善、入学前学習や学生の動向調査など様々なテーマで実施している[資料 2-8-6][資料 2-8-7]。

特に重要とされるテーマについては当日出席できない教員へのフォローとしてビデオ研修も行っている。

全学的な FD 活動に加えて、大学院公益学研究科では「大学院公益学研究科のこれまでと今後」をテーマとした FD も独自に実施した。内容は、魅力ある大学院として入学者を増加させるための方策について意見交換を行い、課題の共有を図った。この FD での意見を参考に、平成 28(2016)年度 4 月から大学院運営委員会を中心に、大学院研究科のこれからの方向性について、具体的な方策の検討を開始した。

- 6) また、全教員を対象とした「教員向けガイド - 学習者中心の大学の一員として - [資料 2-8-8]」を作成、本学の教員として認識すべき事項について取りまとめ、新規採用教員には着任時に学部長が説明するとともに、学内情報共有システム「Aipo」を活用し、全教職員の情報共有を図っている。

<自己評価>

教員の採用、昇任、更新について、「教員の任用に関する規程」に則し、適切に行われていると評価できる。また、教員評価についても、「教員評価実施要領」に基づき適切に行われている。FD においても全学的な活動とともに、大学院研究科としての活動により課題を共有するなど適切に実施され、教学上の課題を教員全員で共有し、課題解決のための具体

的方策検討を開始したことは評価できる。教員の資質・能力向上への取り組みがなされていると評価できる。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【公益学部】

平成 26(2014)年度より開始した新カリキュラムにおける教養教育では「スタディ導入科目」「教養科目」「リテラシー科目」を教養教育として実施している。スタディ導入科目は学士課程の導入として位置付ける「基礎演習 a・b」、公益について理解を深める「現代公益論」、庄内地域の文化と課題を学ぶ「庄内の文化」を必修科目として設定している。教養科目では人文科学 (I 群)、社会科学 (II 群)、自然科学 (III 群) の各分野から合計 24 単位以上修得することを求めている。リテラシー科目は外国語科目と情報科目であり、基本的な情報リテラシーやプログラミングを通じた論理的思考能力の育成、外国語活用能力の育成を図っている

教養教育のうち「教養科目」に関わる課題（科目の設置、担当者の調整、時間割編成）について審議するため、平成 27(2015)年度より、教育推進センターのもとに 4 名の教員から構成される「教養教育部会」を設置している [資料 2-8-9] [資料 2-8-10]。

〈自己評価〉

本学組織において、教養教育実施の運営上の責任体制は教養教育部会にある。そのうえに、全学出動体制で教養教育に取り組んでおり、教養教育を実施する体制は整備されていると評価できる。

【公益学研究科】

本研究科の目指す人材育成像に必要な教養教育として、修士課程の「基礎科目」を位置づけている。5 つの科目群(政策系 3 科目、公益ビジネス系 4 科目、地域共創系 3 科目、福祉・環境系 3 科目、アジアビジネス系 3 科目)から、院生それぞれが関心のある科目を履修し、個人と社会の関わりや体系的な知識を学ぶとともに、ものの見方、考え方を養成する。

さまざまな専門分野から「公益」を考え続ける実践の場としては「公益社会デザイン」を「基礎演習」として設置し、基礎科目もしくは基礎演習から 6 単位以上の取得を修了要件としている。

また、現代社会特有の複合的な課題の発見とその解決を探究するうえで必要な専門知識と、その課題分析に必要な手法・技法を身につける、方法としての教養については「方法論科目(12 科目)」として、6 単位以上の取得を修了要件としている。

〈自己評価〉

複合的な課題を研究対象に持つ院生が、専門分野に留まらず幅広い知識を養う基礎科目・基礎演習となっていることは評価できる。また、院生が方法論科目で学んだ統計分析などを用いて主体的に研究を進めており、客観的に自分の研究を説明できるスキルを身につける教養科目体系になっていることは評価できる。

(3) 2-8 の改善・向上方策 (将来計画)

教員の配置、職能開発については適切に行われており、引続き諸規程に基づき適正な教員配置及び教員評価、FD 研修活動を進めていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

「基準項目 2-9 を満たしている。」

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学は、公益学部を酒田キャンパスに、大学院を鶴岡キャンパスに設置している。

酒田キャンパス敷地内には、体育館、学生研修寮、テニスコートを整備しており、また、酒田市に隣接する遊佐町にセミナーハウスを設置している。

酒田・鶴岡キャンパスともに、すべての建築物が新耐震基準を満たしている。バリアフリーの状況についても、車椅子利用者が就学できる環境となっており、施設設備の安全性が確保されている [資料 2-9-1]。

[酒田キャンパスの概要]

校地面積 52,303 m²で体育館等用地 9,073 m²、学生研修寮用地 12,787 m²が含まれている。建物は、教室・共同研究室・研究室からなる教育研究棟、カフェテリア・学生ラウンジ・売店等からなる厚生棟（新世紀館）、図書館・IMC（インフォメーション・マネジメント・センター）からなる図書館棟、理事室・学長室・事務局・会議室からなる本部棟の4棟で構成され、延べ床面積は、13,556 m²となっている。なお、キャンパス内には、酒田市が生涯学習施設として整備した「酒田市公益研修センター」が併設されている。この公益研修センターは、大学キャンパスの一部として整備されたもので、公益ホール(536席の大ホールと中研修室等を配置)、グラウンド、図書館の一部(研修室等)などの施設で構成している。本学は、酒田市から指定管理者に指名され、当該センターの管理運営業務を行っており、授業や諸行事、学生の課外活動等で有効に活用している。

教育研究棟では様々な授業形態に柔軟に対応するため、大教室（300人程度収容）1室、中教室（120～180人収容）3室、小教室（32・36人収容）10室と3種類の教室を配し、これとは別に情報教室を4室（71人・63人収容を各1室、32人収容を2室）設けている。なお、全ての教室が学内LANにアクセスできる環境となっている。

また、学生と教員の融合の場として、共同研究室を設け、教員研究室を共同研究室に隣接させたレイアウトとし、ゼミ担当教員と学生とのコミュニケーションを高める仕組みとなっている。

ドミトリー(学生研修寮)は社会性・協調性を養うために学生同士が共同生活を送る場となっており、1棟に8～9人が入居している。クラスター担当教員として教員を配置し、寮生の指導を行っており、夜間は警備員が常駐し、安全性にも配慮している。また、ドミトリーに先輩学生をレジデントアシスタントとして配置し、クラスター担当教員への連絡役を担っており、共同生活のサポート等を行っている。

体育施設としては、体育館1棟、テニスコート5面を整備しており、授業並びに学生の部活動等に使用されている。

〔鶴岡キャンパスの概要〕

校地面積 5,785 m²で、建物は、セミナー室・中教室・共同研究室・研究室からなる大学院棟と本学図書館の鶴岡サイトである致道ライブラリー、ホール・講師室・事務室からなるセンター棟及び食堂を設置するレストハウスで構成され延べ床面積は 2,892 m²となっている。なお、鶴岡キャンパスは慶應義塾大学先端生命科学研究施設と併設した形となっており、致道ライブラリーを含むセンター棟は慶應義塾大学と鶴岡市、レストハウスは慶應義塾大学と共有している。

具体的な内容として、12人収容のセミナー室を5室と60人収容の中教室1室からなり、使用什器は全て容易に移動できる家具を配し、討議・プレゼンテーション等々、様々な用途に対応できる環境となっており、全てのセミナー室、中教室から学内 LAN にアクセスできる環境としている。大学院棟の共同研究室は、大学院生1人ごとにブースを貸与し、ブースにパソコンを設置し、教育活動に集中できる環境を整えている。また、酒田キャンパス同様、教員の研究室を隣接させ、教員と院生とのコミュニケーションを高める仕組みとなっている。

〔図書館の概要〕

図書館については、地域に開かれた大学図書館を目指しており、平成 27(2015)年度の利用実績は、学内利用者 14,672 人、学外利用者 12,288 人と、55:45 の割合になっている〔表 2-23〕。平成 27(2015)年度の蔵書数は 108,611 冊で、貸出冊数は 12,521 冊である。なお、図書、雑誌の他、DVD 等の視聴覚資料、データベースや電子ジャーナル及び電子書籍も蔵書している。学部図書館の閲覧席数は 162 席あり、集中して学習できる個人席、複数名で使用できる閲覧席、グループ学習のためのグループ学習室が整備されている〔表 2-24〕。なお、開館時間は、平日が 9 時から 20 時まで、土・日・祝日は 9 時から 16 時 30 分までとなっており、授業時間終了後も利用できる環境としている。

また、図書館を教育・学習に更に活用される場に改善するため、平成 27(2015)年度には、主に次の施策を行った。1 点目に、「語学の自学自習コーナー」を 8 ブース設置した。これは、グローバル人材の育成強化に則したもので、ブース内の PC で学生が学習した状況を、教員が確認、指導できるシステムとなっている。2 点目は、「カリキュラムに対応する資料の体系的な選書・収集」を行ったことである。専門教育科目の 5 コースと発展教育科目の 3 特別プログラムの関連図書をはじめ、人材教育科目、教職課程の関連蔵書及び視聴覚資料等の多様な媒体を収集した。3 点目は、「学生ダイレクト選書」の実施である。参加学生を募り、図書館長、図書館司書と直接書店に出向き選書するもので、学生利用者の増加策として企画、実施した。

このような活動の結果、平成 27(2015)年度の利用者、貸出冊数ともに前年度実績を上回る結果となった。

大学院図書館として設置する致道ライブラリーは、本学と慶應義塾大学、鶴岡市の三者がそれぞれの立場で共同運営を行う施設となっており、本学は本図書館の鶴岡サイトとして、慶應義塾大学は先端生命科学研究施設の資料室として、鶴岡市は生涯学習施設として位置付けられている。スタッフについては 3 者がそれぞれ専任職員を配置し利用者サービスに対応しており、配架冊数は約 32,000 冊である。なお、開館時間は講義期間中の平日は開館時間を 9 時、閉館時間は 20 時とし、学生の学修、研究する場を提供している。

図書館における IT 関連の整備については以下のとおりとなっている。

ア)メディア自習コーナー端末システム変更 (平成 24(2012)年 1 月)

これは、情報検索端末をシンクライアントシステムに変更したことにより学内利用者は情報教室と同じ環境で使用可能となったもので、学生の学修面において利便性が上がった。

イ)本学機関リポジトリとして国立情報学研究所(NII)の提供サーバ「JAIRO Cloud」の使用(平成 27(2015)年 11 月)

学位規則の改正により、平成 25 (2013)年 4 月以降に授与された博士論文のインターネット公開が義務化された。機関リポジトリでの公開が原則であり、NII の提供するサーバを利用し博士論文をインターネット公開することとした。

<自己評価>

教育研究目的を達成するための施設設備は整っている。大学設置基準を満たしているほか、教員や学生の利便性に配慮した施設となっている [表 2-18]。

また、文部科学省の施設整備費補助金を活用し、平成 25(2013)年度には 1,306 万円の補助を受け基幹情報ネットワーク機器設備更新を行い、平成 26(2014)年には、1,182 万円の補助を受け情報教室教育システムの更新を行っており、最新の教育環境を整えることに努めている。運営、管理についても委託業者と連携した管理を行い、修繕を要する箇所は、教育環境に支障をきたすことのないように、予算の状況をみながら計画的に進めている。ドミトリー(学生研修寮)、図書館、IT 環境等、運営には教育推進センター、学生支援センター等、担当する教職員が積極的に関わっており、円滑な運営を行っている判断する。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

酒田キャンパスでは小教室 12 教室、中教室 7 教室、大教室 1 教室を活用し、授業を実施している。うち、小教室 2 教室、中教室 2 教室はコンピュータが設置された情報教室となっている [資料 2-9-1] に示す。

公益学部では授業を行う際の学生数について、講義科目では一部の科目を除いて定員の設定は行っていないが、演習、実験科目については教育効果を考慮して定員設定を行っている。

1 年次前期の必修科目である「基礎演習 a」は初年次教育科目であり、特にきめ細やかな指導を行う必要があることから定員を 10 名以下としている。基本的には全教員が担当し、学生の希望に沿いながら、受け入れの上限数を設けて構成している。また、外国語の必修科目については少人数教育を行うため、定員 20 名を基本としている。ただし、入学式直後に行う英語のプレイスメントテストの点数に応じたクラス編成を行うため、一部のクラスでは 20 名を超過する場合がある。

2 年時以降配当のプロジェクト型応用演習については、ガイドラインを作成し、1 演習あたりの定員を 10 名としている。ただし、履修を希望する学生が多いことから、平成 28(2016)年度からは 15 名に拡大している [資料 2-9-2]。

実験科目の「化学」「物理学」「生物学」については、実験に使用する機材の制約に応じて人数設定をしている。

3、4 年次配当の専門演習 I、II については、対象となる学年の学生数を教員数で除して

定員を設定し、若干名までの超過を認めていたが、担当する学生数に偏りが見られることから、平成 28(2016)年度からは定員数をコースごとに設定することとし、かつ定員を超過した受入れを認めないこととした。

講義科目について、平成 27(2015)年度の履修状況を見ると、20 人以下の授業が全体の 52.2%、21 人～50 人が 30.9%、51～100 人が 12.5%となっている。すなわち 100 人以下の授業運営は 95.6%であり、少人数の学生に対する教育が行われている。

履修者数	20 人以下	21 人～50 人	51 人～100 人	101 人以上
科目数	201	119	48	17
割合	52.2%	30.9%	12.5%	4.4%

鶴岡キャンパスでは、小ホール 1 室、中教室 1 室、小教室 5 室を活用し、授業や研究指導を行っている。うち小教室 1 室は、コンピュータが設置された情報教室である。研究科では、授業を行う際の院生数について、定員の設定は行っていない。

<自己評価>

演習、実験科目では授業を行う学生数の適切な管理を行っているとして評価できる。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

設置から 15 年が経過し、施設設備の老朽化、更新に備える必要がある。施工業者や管理委託業者と点検を怠りなく行い、教育研究活動に支障をきたさないことを前提に、適時適切な更新を行っていく。また、教育改善意見交換会〔資料 2-3-9〕や卒業論文提出時調査〔資料 2-6-2〕等での学生の教育環境に対する意見も活かしながら、施設環境を整えていく。各施設の運営についても、事務局や各センター、委員会等が連携し、適切な運営に努め、課題については迅速に対応を行っていく。

図書館については、選書基準やデータベース等の購入検討など、教育環境の見直しを定期的に行う。

【基準 2 の自己評価】

本学は、「尊重し調和へ」を基本理念とし、学部・大学院でそれぞれ定める人材像の育成を目的に、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。

学生の受け入れについては学部、大学院ともにアドミッション・ポリシーを設定の上、ウェブサイト等で周知を図っている。アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行うにあたり、複数の選抜方法を設定することで受験生の多様な学力を公平に評価することができるよう配慮している。入学定員に沿った選抜を行うには至っていないが、学部では入学試験区分の新設や、奨学制度の充実、大学院ではアジアビジネス人材養成講座や履修証明プログラムの新設等の取り組みを行うことで、入学者増加の兆しが見えつつある。現在は、教育を通じた人材育成や、その成果に基づき募集活動をより積極的に行うことで定員の確保を目指している状況である。

教育課程については、カリキュラム・ポリシーを明確に示しており、その方針に従って科目の区分を定めている。シラバスには予習・復習内容を記載しており、学部では履修登録上限単位の設定を行うことで、単位の実質化を図っており、授業外学修時間は着実に増加している。

学修及び授業支援については、学内の複数部署が連携し教職員の協働の下で、入学前教育、初年次教育、修学支援のそれぞれの観点で支援を実施している。

単位認定、卒業・修了認定等については、学部、大学院共に学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価の基準をシラバスに明示し、厳格に適用されている。大学院においては学位規定等関係規程に基づき、学位論文審査及び最終試験を行っている。

キャリアガイダンスについては、キャリア関係科目を教育課程に位置付け、複数の科目を必修科目とすることで、1年次より切れ目のない教育を行っている。また、キャリア開発センターやアドバイザー教員が連携し、教職員の協働により就職・進学に関する相談・助言を行う体制が整備されている。

教育目的の達成状況については授業評価アンケート、卒業論文提出時調査を通して確認し、アンケートの結果を担当教員にフィードバックしている。これに加えて、2015（平成27）年度にアセスメントポリシー [資料 1-2-16] を策定し平成 28(2016)年度から運用を開始している。これにより、3 ポリシーに基づく教育について総合的な点検、評価が可能となる。評価結果は点検評価委員会で整理したのち、教育情報として FD を通して全教員にフィードバックされ、教育内容や方法の改善に活用される。

学生サービスについては学生支援センターが中心となり、ドミトリー（学生研修寮）の運営や、本学独自の奨学金の更新審査、課外活動への支援を行っている。また学生支援センター内の保健管理部が運営する学生相談室には専任スタッフが常時在室しており、学生の心身の健康にかかわる相談や助言を行っている。学生からの要望については「教育改善意見交換会」等が活用されており、学生サービスの組織、機能は適切に運用されている。

教員については、大学設置基準に定める教員数、教授数を満たしており、適切に配置されている。採用、昇任、更新については「教員の任用に関する規程」に則り、適正に運用されている。また、「教員評価実施要領」に基づく教員評価制度を通して、教員のモチベーションと自己改善に努めている。FD 活動も適切に運用されている。教養教育については全学出動体制で実施されており、科目の開講や担当教員の設定については教養教育部会が鶴運営を行っている。

教育環境については、各キャンパスともに校地、校舎、教室、図書館、情報ネットワーク等が安全性や利便性にも配慮して整備されており、適切に整備されている。機器の修繕や更新も計画的に行われている。授業については受講者が 50 人以下の科目が多数を占めており、おおむね少人数の学生に対する教育が行われている。

以上、基準 2 の各基準項目について、いずれも適切に運用されていると評価できる。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

〈3-1 の視点〉

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人は、理事長のリーダーシップの下、理事会の運営が進められ、大学の経営が行われている。寄附行為「資料 F-1」に則り、理事の任命、理事長の選任がされている。本法人は、平成 13（2001）年 12 月に、山形県と当時の庄内 14 市町村からの支援を受けて設立しており、理事には山形県副知事、酒田市長、鶴岡市長といった地元自治体の長が副理事長として就任している。また、地域経済界の識者も複数理事に就任し、地域に密着した、公設民営方式の特性を活かした大学経営を行っている。

評議員会は、理事会に対する諮問機関であり、寄附行為に則り選任している。法人の職員で理事会において推薦され、評議員会で選任される評議員、本学卒業生で 25 歳以上の理事会で選任される評議員、学識経験者で理事会において選任される評議員で構成され、地元自治体、経済界、教育界等、幅広い分野の関係者が就任しており、様々な視点から貴重な意見をいただいている。

なお、学校法人の組織について、法令、寄附行為及び学則に定めるもののほか、学校法人東北公益文科大学組織規程において、必要な事項を定め、適切な運営体制を整えている。

〈自己評価〉

「寄附行為「資料 F-1」及び「組織規程「資料 1-3-4」」に則り適切な経営を行っており、経営の規律と誠実性は維持されている。理事会は大学の管理運営に対する意思決定の最高機関となっているが、小規模大学の利点を活かした迅速な意思決定のもと大学経営がなされていると評価できる。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

理事長は、「公益とは『自立して生きること』」と明言しており、本学は、グローバルな視野を持ち、地域の人々とともに、地域社会が直面する経済、行政、福祉などの課題にリーダーシップをもって果敢に取り組む人材を育成している「資料 3-1-1」。

平成 26(2014)年 10 月に「第 1 期 吉村プラン [資料 1-1-3]」が制定され、本学の 4 つの基本教育目標を掲げ、教育・研究・地域貢献について目標達成を目指して組織的に活動している。教育、研究活動においては、学長のリーダーシップの下、教育推進センター、学生支援センター、研究活動推進委員会等の各センター長、委員長がそれぞれの事業の指揮を取り、進捗状況を把握しながら、目標を意識した活動を行っている。社会貢献活動においては、平成 25 (2013) 年度に採択された文部科学省の「地(知)の拠点整備事業」を主軸とし、庄内オフィス、地域共創センターが地域への窓口機能となり、事業を展開している。

<自己評価>

第 1 期吉村プランでは、4 つの基本教育目標を掲げ、「学習者中心」の大学として教育活動を推進している。基本教育目標を教職員全員が共有し、大学の使命実現に向けて継続的に努力していると評価できる。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学は学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令に基づき、諸規程を定めており、その遵守に努めている。なお、法令改正や関係通達があった場合には、遅滞なくそれに対応している。

また、研究活動に関する不正行為を防止するため、「研究費の使用に関する行動規範 [資料 3-1-2]」を定め、「公的研究費の使用・管理等に関する規程 [資料 3-1-3]」を整備し、研究活動が適正に行われるように組織として取り組んでいる。なお、研究についての行動規範、不正に係る規程、研究費等のガイドラインについては大学 HP 情報公開、研究のページに掲載している [資料 3-1-4] [資料 3-1-5]。

<自己評価>

法令上必要とされる諸規程は整備しており、最新の諸規程を閲覧に供しており、遵守していると評価できる。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

諸規程を整備し、環境保全、人権、安全への配慮を行っている。具体的には、平成 26(2014)年 10 月に防災計画の策定 [資料 3-1-6] と防災マニュアルの作成 [資料 3-1-7] を行い、教職員に周知している。避難訓練を定期的に行い、防災に対する意識を高めている [資料 2-9-1] [資料 3-1-8] [資料 3-1-9]。

本学は平成 27(2015)年 9 月に、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援に取り組む山形県内の企業を県が認定する「山形いきいき子育て応援企業(宣言企業)」に登録された [資料 3-1-10]。第 1 期吉村プランに「男女共同参画、ワークライフバランスのできる環境の整備」について明確に定め、仕事と家庭の両立支援を積極的に進めている。

また、ハラスメントを防止するため、ハラスメント防止委員会を組織し [資料 3-1-11]、事案が発生した場合には、被害者への配慮を最優先とした体制で対応することを徹底も

ましている。

なお、教職員、学生の健康管理においては、毎年の健康診断はもちろん、キャンパス内を全面禁煙にし、健康増進を推し進めている。社会的な問題となっている「心のケア」においても、「メンタルヘルス研修」を実施し、組織的に取り組んでいる〔資料 3-1-12〕。

環境保全においては、冷暖房等の温度管理について季節ごとに教職員に周知し、必要以上のエネルギー消費がなされないよう配慮している。使用していない教室、会議室等の消灯も徹底している。

<自己評価>

環境保全、人権、危機管理へ対応するための諸規程は整備しており、適切に機能していると評価できる。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育研究上の基本的な情報やシラバスについては大学ウェブサイトで公表している。大学案内や大学広報紙にも教育情報を掲載し、地域の様々な場所に配置し、高校生、在校生、保護者、一般市民が見られる状況となっている〔資料 3-1-13〕。

財務情報については、大学ウェブサイトの学校法人情報の事業報告財務状況のページで公表している〔資料 3-1-14〕。

<自己評価>

広く社会に公表しており、適切な情報公開を行っている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、理事長、学長の下、使命実現のために教職員が一丸となって大学運営にあたっていく。大学運営には教職員それぞれが能力を発揮することが不可欠である。教職員自らが考え、行動していけるよう、教職員の評価制度等を活用しながらモチベーションを高められる体制を整えていく。また、関係法令の遵守、改正に気を配り、素早い対応で健全な大学経営を進めていく。

3-2 理事会の機能

≪3-2 の視点≫

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の理事会の役員は、理事 13 人～15 人、監事 2 名で構成され、その選任は「寄附行為〔資料 F-1〕」「学長等選任等規程〔資料 3-2-1〕」「学部長選任等規程〔資料 3-2-2〕」「大学院研究科長選任等規程〔資料 3-2-3〕」に則り適正に行われている。また、理事長の下に、副理事長、専務理事を置き、その選任については「組織規程〔資料 1-3-4〕」に則り適正に行われている。副理事長のうち 1 名は、理事長職務代理者が就任し、理事長

に事故があった場合や不在の場合は、その職務を代理することとなっている。専務理事は理事長及び副理事長の補佐を行い、法人内部の事務を専掌している。具体的な就任状況としては、学外理事者に山形県副知事、酒田市長、鶴岡市長が就任しており、地元の意見をより反映できる体制になっている。地域の大学として、公設民営方式の特性を活かした就任状況となっている。

理事会は、大学の経営方針を決定する最高機関であり、大学経営に関する重要案件がすべて理事会に諮られる。組織規程に掲げられる各センターや各委員会の議を経た案件等が理事会に諮られ、議題に従い活発な議論、審議がなされている〔資料 1-3-5〕。

理事会は、5月、9月、12月、3月の定例の開催を含め、随時開催している。

<自己評価>

理事は適切に選任されており、理事会は「寄附行為〔資料 F-1〕」に則り適正に運営されている。また、地元自治体の長が理事に就任されていることで、地域の意見をより反映できる体制となっており、学内理事と学外理事が活発な意見をかわし、慎重に審議が行われており、戦略的に意思決定ができる体制は整備され、的確に機能していると評価できる。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も地元自治体との関係を良好に保ち、地域の人々の声を取り入れられる体制を維持し、また、理事者と教職員が意見を交換できる仕組みを構築し、学内外の幅広い視点から戦略的な意思決定をしていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

〈3-3 の視点〉

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学の意思決定組織は、次のとおりとなっており、構成は学校法人東北公益文科大学組織図に示されている〔資料 1-3-5〕。

学長を議長とする「大学戦略会議」を設置〔資料 3-3-1〕し、教学運営の重要事項についての方針を検討するほか、大学で策定する中期計画等の進捗管理及び評価・見直し、IR に関する事項及び認証評価の受審に関することを所掌し、大学の教学に関する改革を全学的に推し進めている〔資料 1-2-10〕。

また、大学運営に関し、複数のセンター及び委員会を設置し、具体的な施策を検討・実施しており、センター等の責任者を大学戦略会議の構成員としている。

公益学部及び公益学研究科に置く教授会は、学則に規定する審議事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関に位置付けている。

<自己評価>

大学運営に係る具体的な施策の検討・実施を担う、各センター・委員会の責任者を大学戦略会議の構成員とすることにより、大学の意思決定の過程で、学内の意見や各種情報を的確に把握することが可能となる。また、各センター等においても、大学戦略会議で検討された方針を踏まえ、具体的な施策について責任を持って展開できる仕組みとなっている。このことから、組織の構成、権限と責任の明確性及び機能性は確保されていると評価できる。

3-3-②大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長の役割を「組織規程[資料 1-3-4]」第 3 条において「学則の定めるところに従い、本学の教学に関する事項を総理し、教育職員を総督する。」と規定しているとともに、学長は、寄附行為第 6 条第 1 項第 1 号の規定により、理事に選任されている。

学長は、大学運営に関する責任者として位置付けられているとともに、平成 27(2015)年 3 月 25 日の学則改正により、教授会の審議事項等について、学長が決定を行うにあたり、意見を述べるものとするに変更するなど、学長の強力なリーダーシップを発揮できる体制を整えた[資料 3-3-2] [資料 1-3-5]。

平成 26(2014)年 4 月に吉村学長が就任後、学長の掲げる基本教育目標を実現するため、ワーキンググループを立ち上げ、第 1 期吉村プランを策定し、平成 26(2014)年 10 月の理事会、評議員会で承認された。その後、プランに掲げる諸施策を実施するにあたり、学部長・研究科長をはじめ、教育推進センター、学生支援センター、キャリア開発センター、地域共創センター、国際交流センターの各センター長及び各委員長に対し、学長から指示がなされ、着実に成果を挙げている。なお、吉村プランの進捗管理及び評価・見直しについては、学長の指示の下「大学戦略会議[資料 3-3-1] [資料 1-2-10]」で行っている。

<自己評価>

大学の意思決定は、大学戦略会議において方針を検討するとともに、理事会に報告することとなっている。決定事項については、学長から学部長・研究科長及び各センター長等に適切に指示され、具体的施策を実行している。このことから、学長の適切なリーダーシップが発揮されていると評価できる。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学戦略会議は月 1 回開催しており、学長のリーダーシップの下、適時適切に大学の意思決定がなされており、引続きこの体制を継続する。

また、第 1 期吉村プランについて、平成 28(2016)年度が計画の最終年度となるため、各施策の評価を行い、次期の吉村プラン策定に向けて、検討を進めていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

＜3-4の視点＞

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本法人の管理運営機関として、理事会、評議員会を設置している。

理事会は、「寄附行為〔資料 F-1〕」第 15 条第 2 項により「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定されているとともに、「理事会の承認に基づき実施すべき事項及び運営理事会に関する規程〔資料 3-4-1〕」第 2 条で「理事会の承認に基づき実施すべき事項」を定めている。なお、同規程第 3 条により、運営理事会の設置が規定されているが、平成 24 年度から、理事会の責任において法人の管理運営を司ることを明確にするため、運営理事会を開催していない。

また、評議員会について、「寄附行為」第 19 条及び第 20 条の規定により、本法人の諮問機関としての役割が明確に示され、事業計画及び予算の決定等に当たっては、評議員会の諮問を踏まえ、理事会で決している。

法人と大学の円滑な連携を図るため、学長、副学長、学部長、研究科長が理事に就任している。また、「組織規程」第 2 条の 2 の規定により専務理事を置き、大学における教学の方針等を決定する「大学戦略会議」に専務理事が参加している。

大学内でのコミュニケーションについては、教学面では大学戦略会議に学部長、各センター・委員会の長が参加しており、円滑なコミュニケーションが図られている。また、管理部門についても、専務理事が法人と大学事務局との連携を図り、事務局では事務局長と各課・室長との課長会議を毎週行い、円滑な業務遂行を図っている。なお、教員と職員のコミュニケーションについても、各委員会等に教員と職員双方が参画し、情報を共有するなど、円滑にされている。

＜自己評価＞

法人と大学とのコミュニケーションを図るための仕組みは整っており、円滑に機能が果たされている。大学内のコミュニケーションについても、教員・職員の連携が十分になされており、良好な状態にあると評価できる。

3-4-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

法人の業務について意見具申等を行う機関として、評議員会を設置している。「寄附

行為」第 19 条では、「次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員の意見を聞かなければならない。」と規定され、第 20 条では、「評議員は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」と定めている。

評議員は、本法人職員 5 名、卒業生 4 名、学識経験者 22 名の 31 名が選任されており、評議員会では、事業計画案及び予算案の審議、事業及び決算の報告に関する協議をはじめ、大学運営に対する様々な意見を広く伺う機会となっている。

監事について、「寄附行為」第 7 条の規定により 2 名の監事を選任している。監事は非常勤であるが、「寄附行為」第 14 条の定めに基づき職務を遂行しており、法人の業務又は財産の状況及び大学の運営状況について監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

また、公認会計士による会計監査の際には、監事との意見交換の場を設け、随時、専務理事、事務局長も交え、法人が適切に業務を執行しているかのチェックを行っている。

<自己評価>

法人及び大学の各管理運営機関において相互チェックを行う体制が整備されており、適切に機能していると評価できる。

3-4-③リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

教学に関する事項は、学長が議長となる大学戦略会議の検討事項となるほか、軽微な案件は、学長から各センター長等に指示されている。

また、各センター等からの案件については、大学戦略会議での検討を踏まえ、重要案件については理事会に上程し、議決後に事業等を実施しており、教職員からの提案を生かした運営がなされている。

<自己評価>

理事長及び学長のリーダーシップが発揮されるとともに、各部署からの意見の集約もできる仕組みとなっており、バランスのとれた運営がなされていると評価できる。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

必要に応じ理事会を開催し、理事会の責任において法人及び大学の運営が行われている。また、法人と大学とのコミュニケーションについても円滑になされており、今後も継続していく。

3-5 業務執行体制の機能性

≪3-5 の視点≫

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-①権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の組織体制は「寄附行為 [資料 F-1]」及び「組織規程 [資料 1-3-4]」で規定されており、理事長、副理事長、専務理事、学長等の職務及び選任手続き等が明記されている。また、事務局体制 [資料 3-5-1] [資料 1-3-5] についても「組織規程」に規定され、事務局長が理事長の命を受けて事務局の所管事務を統括している。

事務局には、課、室を置き、所管業務を遂行するとともに、各センター、各委員会の庶務を担っている。なお、大学運営に係る各委員会には事務局職員が委員として参画し、教員と職員が一体となって大学の運営を行っている。

また、毎週一度事務局長と各課・室長等で課長会議を実施し、情報の共有や諸案件の検討を行い、円滑な業務遂行に努めている。

なお、事務局職員の構成は、平成 28(2016)年 5 月 1 日現在、81 名（うち正職員 25 名、嘱託等 35 名、パート・アルバイト 21 名）となっている。

<自己評価>

大学運営に係る諸業務に対応した組織体制を整えている。また、事務局職員が各委員会の委員として参画し教員と職員が一体となり大学運営に努めていることなどから、業務の効果的な執行体制が確保されていると評価できる。

3-5-②業務執行の管理体制の構築とその機能性

事務局職員は、「就業規則」第 10 条 [資料 3-5-2] の規定に基づき、競争試験又は選考により、適正に採用されている。

業務執行体制は、「組織規程」の規定に基づき、事務局長が事務を統括し、各課長及び室長が当該課及び室の事務を所掌している。なお、課長及び室長の下に、課（室）長補佐、係長、主任、主事を置き、業務を円滑に遂行する体制を構築している。

また、職員評価について、「一般職員評価実施要領 [資料 3-5-3]」に則り実施している。評価方法は、各職員が「業務目標」を設定し、評価者との面談において達成状況をチェックすることとしているほか、評価者が、各職員が職員として望ましい行動がなされているかを評価する「行動基準達成度」を合わせて実施している。

<自己評価>

事務局の業務を適切に管理できる体制が構築されていると評価できる。

3-5-③職員の資質・能力向上の機会の用意

事務局職員においても、大学運営の重要な役割を担う必要があり、そのための資質・能力向上のため、スタッフ・ディベロップメント (SD) を行っている。SD の開催状況

は〔資料 3-5-4〕のとおりとなっている。

また、担当業務の遂行能力向上のため、学生支援をはじめとする業務研修の参加費用を予算化し、能力向上の機会を多く設けている。

<自己評価>

事務局職員の能力向上に関する SD の開催や業務研修機会を多く設けていることは、評価できる。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

各委員会等への参画など、大学運営に職員も深く関与しており、このような体制を今後も継続していく。

また、職員の担う役割の重要性が高まるにつれ、更なる資質・能力の向上が必要となるため、定期的な SD の実施及び新たな研修制度の検討を進める。

3-6 財務基盤と収支

<<3-6 の視点>>

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

「基準項目 3-6 を満たしている。」

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

大学の使命を実現するために、「第 1 期 吉村プラン」を掲げ、教育基本目標を設定しプランに基づく事業計画・予算編成方針を定めている〔資料 3-6-1〕〔資料 3-6-2〕〔資料 3-6-3〕。本学は、自己資金構成比率や基本金比率及び固定比率が全国平均よりも高く、財務基盤は安定しているといえる。ただし、入学者数の減少の影響により、本来の収入源である学生納付金が減少している。現在は毎年度の事業計画に沿い、学生の定員確保を最重要課題として、奨学費を充実させることで毎年度の安定した定員確保を目指している。その結果、平成 24(2012)年度に過去最低に落ち込んだ入学者 138 人から平成 25(2013)年度 178 人、平成 26(2014)年度 161 人、平成 27(2015)年度 182 人と、平成 28(2016)年度 201 人と、入学者数も徐々に回復してきている(p.27 図表 2-1-1a)。引き続き入学者確保に繋げるために東北圏内及び首都圏の高校訪問の強化を図っている。また、学生のための大学改革や学生と共に行う地域貢献活動等を推進するとともに、留学制度の拡充や公務員講座等の学生支援など、本学の取組みをアピールして、学生の確保に向け、不断の努力を重ねている。

<自己評価>

毎年度の事業計画の下、目標達成に向けた予算編成を行っている。予算編成のポイントとしては、学生の確保に向けた取組みを最重要課題として奨学費の充実、広報募集活

動を重視している。また、大学の中期計画である「第1期吉村プラン」に沿った財務運営を行っているとは評価できる

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財務基盤の確立のために、学生納付金の確保を最重要課題として、様々な取組みを行っていることは3-6-①に示したとおりである。

さらに、外部資金の獲得にも力を注ぎ、平成25(2013)年度には文部科学省「地(知)の拠点整備事業」に採択され、また、平成27(2015)年度には文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」の4タイプのうち、タイプ1(教育の質的転換)、タイプ2(地域発展)、タイプ4(グローバル化)の3タイプに採択された。今後、残り1つのタイプ3(産業界・他大学等との連携)の獲得を目指していく。文部科学省の補助金以外にも、科学研究費補助金の獲得、委託事業等、外部資金の獲得を行い、財務基盤の強化を図っているところである。

なお、本学は、大学設立時に山形県と当時の庄内14市町村からの支援を受け、公設民営方式で設立した経緯があり、そのため借入金がないことが大きな強みとしてあげられる。

また、地元自治体には様々な面で支援をいただいております、一例として、平成27(2015)年度には、山形県寄附講座として年間3,000万円の補助金で「アジアビジネス人材養成講座」を大学院に開設している。酒田市、鶴岡市等からも学生支援事業や地域貢献活動のための補助金を獲得している。

収支について、毎年度4億円弱の減価償却費を計上しており、学生納付金の減少、学生数の減少による文部科学省の経常費補助金の圧縮で、減価償却費分の収入を賄っていないため、減価償却費比率は全国平均に比べ大きく乖離している。ただし、総資産(固定資産と流動資産)に対する総負債の割合が3.2%と低い値となっており、財務基盤は安定している。

<自己評価>

学生納付金の減少が影響しているが、学生確保に向けた様々な取組みや補助金等外部資金の獲得に努めており、借入金も無いため、財務基盤は確立しているとは評価できる。

(3) 3-6の改善・向上方策(将来計画)

引き続き学生確保に向け、広報・学生募集活動を強化していき、入学定員確保を最重要課題として活動し、外部資金の獲得等、収入源の多角化を図る。

さらに、積立金の運用を見直し、資産運用収入の増を目指す。ただしリスクの高い運用は行わず、安全性を重視した運用を行っていく。支出面では、教育研究活動の質の向上は確保しながら、コストパフォーマンスを意識した事業展開を行い、経費削減を図っていく。

3-7 会計

＜3-7の視点＞

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

「基準項目 3-7 を満たしている。」

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学の会計は、学校法人会計基準を遵守するとともに、経理規程〔資料 3-7-1〕に従って処理されている。会計処理は総務課が担当しており、各担当課（室）から提出される納品書、請求書等の証憑書類が添付され、決裁を受けた支出伺いを確認した上で、支払事務を行っている。予算執行については、各担当課（室）が事業ごとの議決予算額の範囲内で執行することに努め、やむを得ない場合は補正予算で対応している。予算の執行状況については、各担当課（室）が、担当する事業についての予算執行状況を把握できる仕組みとなっている。総務課では、会計システムを導入しており、全体の執行状況を管理している。

＜自己評価＞

学校法人会計基準、経理規程等を遵守し、会計処理について不明な点は、公認会計士に確認を行い、適正に処理している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学は、公認会計士と契約を締結し、会計監査を受けている。4月はじめの現預金残高の実査、5月の決算関係書類の監査、11月、2月の期中監査では諸帳簿や伝票等の確認、照合等、会計処理が適正に行われているかの監査が行われている。毎回、4人～5人の監査チームで行われ、総務課の担当者との質疑応答があり、詳細に行われている。監査終了後に事務局長への講評があり、指摘事項や課題があった場合は、指摘箇所の修正、課題解決への対応を行っている。また、5月、11月の監査時には、本学の監事のうち1名が、公認会計士と意見交換を行い、本学の経営環境、管理体制等について情報共有されている〔資料 3-7-2〕。

監事による監査も毎年度行われており、事務局長から決算の概要、業務執行等について報告を受け、監事は理事会・評議員会において監査報告を行っている〔資料 3-7-3〕。

＜自己評価＞

会計監査は年間を通じて実施されており、会計年度終了後2ヶ月以内に計算書類を作成し、公認会計士及び監事の監査を受けている。会計監査の体制整備はなされ、厳正な実施がされていると判断している。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準が改正され、平成 27(2015)年度決算から適用された。外部研修を

通じ担当職員の会計実務の向上を図り、公認会計士から適宜適切な指導、アドバイスを
受け、適正に対応していく。

【基準3の自己評価】

本学は、理事長のリーダーシップの下、「寄附行為」に則り、理事会の責任において
適正な経営を行っている。本法人は、平成12年12月に、山形県と当時の庄内14市
町村からの支援を受けて設立しており、学外理事には山形県副知事、酒田市長、鶴岡市
長が副理事長として就任しているほか、地域経済界の識者も複数理事に就任し、地域に
密着した大学経営を行っている。今後も、地元自治体との関係を良好に保ち、地域から
の要請に応えられる体制を堅持する。また、理事会に対する諮問機関である評議員会に
ついても、「寄附行為」の規定に基づき、適切に機能していると評価する。

全教職員が一丸となり本学の使命と目的を実現することを目指した「第1期吉村プラ
ン」を平成26(2014)年10月に策定し、平成28(2016)年度までの具体的な計画に取り組
んでおり、使命と目的の実現のため継続的に努力している。大学内の意思決定について
は、学長をトップとする「大学戦略会議」においてなされているが、各担当部署からの
意見の集約も図られ、学長のリーダーシップと現場からのボトムアップが適切に機能し
ていると評価できる。

なお、大学を運営するにあたり、関連法令の改正等を遅滞なく本学規程に反映するな
ど、法令の遵守を徹底するとともに、環境保全、人権、安全を遵守するための諸規程等
を整備し、対応を図っている。

更に、業務の執行について監事が適時適切に状況をチェックしているほか、事務局体
制についても大学運営に係る諸々の業務に対応した組織体制としており、実際に業務に
従事する職員の研修を行っている。

大学運営の礎となる財務基盤については、自己資金構成比率や基本金比率及び固定比
率が全国平均よりも高い数値となっているが、単年度の収支バランスにおいては支出超
過の状況となっている。これは入学者数の減少による学生納付金収入の減少が大きく影
響しているものである。単年度収支の均衡を目指すためにも、学生の定員確保を最重要
課題として、過年度に積み立ててきた資金を元手に奨学費の充実や海外留学の支援強化
等の対策を講じることで、毎年度の安定した定員の確保を目指していく。

また、外部資金獲得に向けた努力により、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」
の採択及び「私立大学等改革総合支援事業」の3タイプ採択等、全学的な取組みによる
成果が表れている。今後も外部資金の獲得に積極的に取り組んでいく。

会計処理について、関連法令等を遵守し、適切に処理されている。また、会計監査に
おける徹底したチェックと公認会計士と監事との連携により、厳正に監査が行われてい
ることを評価する。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

自己点検・評価については、大学学則及び大学院学則ともに第 2 条に規定し [資料 4-1-1] [資料 4-1-2]、本学の目的を達成するため、教育研究水準の向上を図り、自ら点検および評価を行うものとし、全学的に自己点検・評価を実施している。

具体的には、平成 26(2014)年 10 月に策定された第 1 期吉村プランにおいても、不断の評価を推進することを明記するとともに、平成 27(2015)年 10 月に点検評価等実施規程 [資料 4-1-3] を改正し、評価項目、評価期間、点検評価委員会の構成、評価の検証に係る事項等を整理した上で、点検評価を行っている。点検評価のフローは、下記のとおりとなっており、最終的に自己点検・評価の結果を学外評議員が検証している。

なお、教育活動における自己点検・評価の仕組みとして、平成 27(2015)年度にアセスメントポリシーを作成し、平成 28(2016)年度より運用を開始した。

【点検評価フロー】

事業計画策定 ⇒ 各事業の実施 ⇒ 事業実施状況取りまとめ ⇒ 自己評価報告書作成			
・評議員会承認後 理事会で議決 ・主要事業決定 (前年度 3 月)	・各部署において 進捗状況をチェック ・吉村プランと連動 (当該年度中)	・事業報告書作成 主要事業実施状況を 自己点検・評価 (3 月・4 月) ※ 状況を次年度 事業計画に反映	・事業報告書を基に 自己評価報告書 を取りまとめ ・評議員会に提出、 学外評議員による 検証

<自己評価>

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行うための仕組みは整っており、適正に行われていると評価できる。

4-1-②自己点検・評価体制の適切性

点検評価に係る事項の検討及び実施を行うため、点検評価委員会を設置している。委員会は、学長を委員長とし、学部長、各センターの長や専務理事及び事務局長等で組織され、学内各部署を網羅する形で構成されている。

点検評価委員会において、自己評価報告書の作成方針等を決定した後、各部署で点検評価を行い、委員会の審議を経て理事会に報告するとともに、その結果を学外評議員に

説明している。

なお、平成 28(2016)年度の認証評価については、「第 1 期吉村プラン」の推進を担う大学戦略推進室が所管している。

<自己評価>

適切な点検評価を実施するため、点検評価委員会を設置するとともに、平成 28(2016)年度認証評価については、大学戦略推進室が担うことと整理しており、確実な点検評価を実施できる体制は整っていると評価できる。

4-1-③自己点検・評価の周期等の適切性

「点検評価等実施規程」第 4 条の 2 第 1 項に、大学の点検評価は概ね 3 年に一度実施するものと規定している〔資料 4-1-3〕。また、同条第 2 項に、全学的な取組みにおいて、年度毎の実実施計画が定められている場合は、必要に応じ実施するものとする。と規定されている。本学では、平成 26(2014)年 10 月に「第 1 期吉村プラン」を策定したことから、平成 26(2014)年度と平成 27(2015)年度は 1 年ごとに点検評価を実施している。なお、「第 1 期吉村プラン」の進捗管理については、学内各部署において吉村プランに係る諸事業に重要度と数値目標を設けるとともに、進捗状況を「点検評価委員会」で確認後、理事会、評議員会に報告している〔資料 4-1-4〕〔資料 4-1-5〕。

<自己評価>

自己点検・評価の周期については、適切に設定されていると評価できる。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

「第 1 期吉村プラン」について、平成 28(2016)年度が最終年度となっていることから、平成 27(2015)年度までの評価を検証し、次期の計画にフィードバックすることを進めていく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

≪4-2 の視点≫

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

平成 26(2014)年度から自己評価報告書〔資料 4-2-1〕作成において、当該年度の事業報告書の作成と連動することとなった。事業報告書は理事会、評議員会の承認を得ており、理事会・教授会・各種委員会の議事録や受託研究契約書及び報告書、教員の派遣依頼文書等を確実に参照することで、エビデンスに基づいた自己点検・評価ができるよう

にしている。

<自己評価>

エビデンスに基づいた透明性の高い点検評価を実施できる仕組みとなっていると評価できる。

4-2-②現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

「大学戦略推進室」に IR 担当を設置している。平成 27(2015)年度からは IR 担当を中心に「東北公益文科大学 基本データ集」[資料 1-2-11]を作成し、学内の現状把握と課題共有に役立てている。

IR 担当が調査・収集したデータは、学内情報共有システム「Aipo」において教職員に提供されており、各部署で自己点検評価を行う際、必要があれば当該データを確認し、活用することが可能となっている [資料 1-2-10]。

<自己評価>

現状把握のための調査・データ収集がなされており、教職員に提供され、活用が可能となっていると評価できる。

4-2-③自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己評価報告書は、学内の各部署により組織的に作成され、結果についても都度、学内周知されている。また、自己評価報告書を教職員が適時閲覧できるようにするため、並びに、評価結果を広く社会に公表するため、平成 21(2009)年度からの自己評価報告書を本学ウェブサイトに掲載している [資料 4-2-2]。

<自己評価>

自己点検・評価の結果について、学内で共有され、広く社会にも公表されていると評価できる

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR 担当において収集された各種学内データ [資料 1-2-11] について、教育活動におけるアセスメントポリシー [資料 1-2-16] の仕組みと連動させ、より有効に活用できるようなシステムを検討する。

また、自己点検・評価の結果については、本学の運営状況を明確に示すものであり、引き続き、本学ウェブサイト等で広く社会に公表していく。

4-3 自己点検・評価の有効性

≪4-3 の視点≫

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 27(2015)年度と平成 28(2016)年度の事業計画における大きな柱は、「第 1 期吉村プラン」の推進と「地(知)の拠点整備事業」の展開としている。「第 1 期吉村プラン」並びに「地(知)の拠点整備事業」では、各事業の進捗状況及び成果を自己点検・評価し、改善を図っていくこととしており、平成 28(2016)年度の事業計画については、前年度の事業の進捗状況等を踏まえ策定を行っていることから、PDCA サイクルが機能していると言える。

具体的な例を挙げると「第 1 期吉村プラン」において、各センター等で設定した重要事業と数値目標に対し、9 月にセンター等の中間進捗状況を「大学戦略会議」でチェックし、期末(3 月)には当該年度の達成率をチェックしており、その状況を踏まえ、次年度の事業計画に繋げている〔資料 4-3-1〕。

<自己評価>

自己点検・評価を活用するための仕組みが確立されており、次期の計画策定にあっても、PDCA サイクルが機能していると評価できる。

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

引き続き、自己点検・評価の機能を維持し、IR で得た情報及び結果・分析についても本学の事業や教育内容の改善に活用を進めていく。

【基準 4 の自己評価】

本学では、平成 13(2001)年度の開学から完成年度を迎えた平成 16(2004)年度までの自己評価を皮切りに、平成 17(2005)年度から平成 19(2007)年度まで、平成 20(2008)年度 (認証評価受審に係る自己評価として対応)、平成 21(2009)年度から平成 25(2013)年度まで、平成 26(2014)年度、平成 27(2015)年度と途切れなく自己評価を行っている。

また、平成 26(2014)年度に策定した第 1 期吉村プランでは、PDCA サイクルを活用した事業管理を行っており、大学運営に携わる教職員に、自己点検・評価を将来計画に反映させていくことの重要性が浸透している。

また、点検評価委員会の構成等を整理するとともに、大学戦略推進室に IR 担当を置き、エビデンスに基づいた点検評価を進める体制が整っていることも評価できる。

引き続き、この自己点検・評価を推し進め、評価結果を将来の大学構想検討に向け活用していく。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域・社会貢献

A-1 地域・社会貢献

《A-1 の視点》

A-1-① 教育分野における取り組みについて

A-1-② 研究分野における取り組みについて

A-1-③ 社会貢献等における取り組みについて

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①教育分野における取り組みについて

1) 地域をフィールドとした教育の実践と「地（知）の拠点整備事業」の採択

本学では開学以来、地元の自治体、企業・団体、地域住民等からの協力を得ながら、「公益自由研究」（現「基礎演習 a」）や「専門演習」等の正課の演習科目において、庄内全域でのフィールドワークを展開してきた。企業・自治体等へのインターンシップにも開学当初から取り組んでいる。平成 24(2012)年度からは地域と大学が協力しながら学生の社会人を育成する「地域・大学協働人材育成プログラム」としてインターンシップを実施し、新たに経営トップに密着する「社長インターンシップ」も導入している。同様に社会福祉士実習や教育実習においても、地域の福祉施設・教育機関等から協力いただき内容の充実を図っている。

さらに、地域課題の把握や解決を正課の授業の中で取り組む「公益社会演習」（現「プロジェクト型応用演習」）では、グリーンツーリズムや高齢者の生きがいづくり、離島の高齢化対策、小学生を対象とした公益を考える授業等をテーマとして取り組んできた。

平成 25（2013）年度の「地（知）の拠点整備事業（COC 事業）」（事業名「地域力結集による人材育成と複合型課題の解決—庄内モデルの発信」）の採択後は、より地域志向を意識した新カリキュラムの再編を行い、地域の課題を学び、解決する過程を通じて人材育成を図る取り組みを強化している。

2) 地域を取り扱う授業の拡充

シラバスにおいて地域に関する学修を行うことを明示している授業科目数の割合は、平成 25（2013）年度の 13.2%から平成 26（2014）年度は 36.8%、平成 27（2015）年度は 38.0%へ増加した。また、当該科目の半期当たりの延べ履修者数は、平成 25（2013）年度の 897 人から平成 26（2014）年度は 1,725 人、平成 27（2015）年度は 1,746 人へ増加した。[資料 A-1-1]。

3) 人材育成強化科目群（応用演習科目：インターンシップ、プロジェクト型応用演習、競争型課題解決演習）の設置

平成 26(2014)年度から学部の人材育成強化科目（選択必修）として、学生がコミュニケー

ション力、主体性、課題発見・解決能力やマネジメント力を、実践的に身に付けることができるように、地域の企業、自治体や各種団体との連携を図りながら行う「人材育成強化科目群」を設置した。

インターンシップは、学生の希望に応じて複数の実習先（企業、福祉、行政、社長、ベンチャー企業等）を用意し、複数回履修できるものとした。また学生が自ら開拓してきた企業等も実習先とした。平成 26(2014)年度については、一般インターンシップに 83 名、社長インターンシップに 11 名、平成 27(2015)年度については、一般インターンシップに 97 名、社長インターンシップに 4 名の学生が参加した。また本学は山形大学が平成 27 (2015) 年度に採択した「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業「COC+事業」(事業名「協働・循環型「やまがた創生」人材育成事業」)の参加大学として、特にインターンシップ等の学外研修科目の拡充を図る部分を担当している。

「プロジェクト型応用演習」は、地域や社会の課題について、それが発生する背景等を考察し、調査、分析等により課題解決策を見出し、実践する力を育成するものである。

「競争型課題解決演習」は、企業や地域の各種団体から提示された課題に対して複数の学生・教員チームが競い合い取り組むものである。平成 27 (2015) 年度に開始されたこの二つの演習への履修者数は 224 名となっている〔資料 A-1-2〕。両演習科目は、COC 事業の課題解決アクション・プロジェクトの受け皿科目となっており、学生に関する実態調査や住民当との対話の場に参画することを通じ、学生の地域課題解決への企画・立案能力を高める仕組みとなっている。

4) 学生の地域への関心

学生への授業アンケートの結果、「庄内地域への理解の深まり」の Yes 率が平成 26 (2014) 年度に 63.4%に対して、平成 27 (2015) 年度には、71.2%を超えるなど向上が見られた〔資料 A-1-3〕。

<自己評価>

開学以来、地元の自治体、企業・団体、地域住民等からの協力を得ながら、庄内全域でのフィールドワーク等を展開してきた。平成 25 (2013) 年度には COC 事業に採択され、平成 26 (2014) 年度からは、より地域を意識した新カリキュラムに再編を行い、地域課題を学び、解決する過程を通じて人材育成を図る取り組みの強化が着実に図られていると評価できる。

A-1-②研究分野における取り組みについて

1) 地域課題の解決に向けた基礎研究

本学では、教員の個人研究のみならず、教員と地域が連携しながら、地域課題を掘り起こし、解決に向けた提言等を行う取り組みを行っている。

平成 22 (2010) 年 2 月に公益総合研究センターで実施した庄内プロジェクトでは、「地域の大学として今後どのような取り組みを行うべきか」、改めて分析・検討を行う

ことを目的とした庄内地域 2 市 3 町の住民を対象としたアンケートを実施した。また、平成 24 (2012) 年度には、同じく庄内プロジェクトの一環として、庄内地域の高校 2 年生を対象としたアンケート調査の結果を通して、「若者からみた庄内地域の魅力と課題」を探った [資料 A-1-4]。

また、平成 25 (2013) 年度に「地域と大学の連携による地域課題の解決のための住民アンケート」を庄内地域 2 市 3 町の住民を対象として実施し、地域課題解決に向けた地域ニーズの把握を行った [資料 A-1-5]。

2) 地域課題基礎研究費

平成 25 (2013) 年度の COC 事業の採択以降は、複数の要因から構成される地域課題の解決に向けた新しい知見を創造することを目指し、地域志向の研究強化を図ってきた。

具体的には、地域課題基礎研究費の枠組みを創設し、平成 26 (2014) 年度は、プロジェクト型には 3 件、教員提案型には 5 件、平成 27 (2015) 年度は、プロジェクト型には 3 件、教員提案型には 7 件が採択され、教員による地域の団体等と連携した地域志向の研究実施への意識が高まった。また、本学学生及び大学院生が研究協力者となるなど、学生による地域課題解決と人材育成に関する研究への参画、貢献が行われた [資料 A-1-6]。

3) 日本地域課題解決学研究会

地域志向の研究の成果については、他の COC 大学等の参画を得て共有・体系化することを目指し、平成 26(2014)年 12 月に第 1 回地域課題解決全国フォーラムを開催した。講演会、パネルディスカッション等に県内外から約 350 名が参加した。平成 27(2015)年 12 月の第 2 回全国フォーラムにおいては、本学が中心となり「日本地域課題解決学研究会」を設立するとともに、講演会等には県内外から約 350 名が参加した。研究・実践報告には、本学学生も参加し、学会発表の機会を得た。 [資料 A-1-7]

<自己評価>

複数の要因から構成される地域課題の解決に向け、地域課題基礎研究費の枠組みを創設するとともに、日本地域課題解決学研究会を立ち上げるなど地域志向の研究の取り組みの強化が図られているものと評価できる。

A-1-③社会貢献等における取り組みについて

1) 地域のプラットフォームとしての地域共創センター及び庄内オフィス

本学では、平成18 (2006) 年度に「地域共創センター [資料1-2-9]」を設置し、大学の地域貢献に関する学内外のコーディネート、地域・企業との連携事業の企画等を行ってきた。学生生活動支援助成金 [資料2-7-13] やまちづくりインターンシップ旅費補助金 [資料2-7-14] など、学生生活を活性化させる助成金を独自に創出し、学生と地域との協働によるまちづくり活動や、ボランティア活動等を推進している。

また、平成25（2013）年度のCOC事業の採択を機に「庄内オフィス〔資料A-1-8〕」を設置し、この二つの組織を両輪として、市民との知的交流を積極的に展開し、共に地域課題の解決や教育・文化の向上を目指し、行動することを通じ、地域社会との協力関係を構築してきた。具体的には、両組織の事務局である庄内オフィス事務室を窓口として、市民、企業、自治体等と学内の教育・研究・社会貢献機能を結びつける取り組みを行っている。

2) 庄内地域カレッジ

平成26(2014)年（2014年）に「庄内地域カレッジ」を開講し、「地域を動かす人材・主体的に行動できる人材」（地域リーダー）の育成を目標とし、子ども、中・高生、大学生、社会人まで、幅広い年代を対象とした体系的な教育プログラムを展開している〔資料A-1-9〕。

3) 複合型地域課題解決に向けたアクション・プロジェクトと情報の発信

庄内オフィスの研究（シンクタンク）機能が抽出した地域課題と、解決すべき具体的なテーマについて、演習科目等の中で「アクション・プロジェクト」として、課題解決に向けて地域と共に取り組んできた。主な取り組みは以下のとおり。

(a) 就業機会・雇用の創出

平成 26（2014）年度から本学学生や地域の若者を受講生とし、地元企業の経営者が定期的に登壇する庄内経営者塾を実施している。平成 27（2015）年度からは、酒田市からの委託を受け、酒田市公益研修センター内の小研修室を活用し、コワーキングスペース UNDERBAR を設置し、実践的な起業に関する情報交換の場として、取り組みを発展させている。

(b) 交流人口の拡大・観光産業の創出

平成 26（2014）年に実施された山形県ディステーションキャンペーンに合わせ、学生有志約 20 名が「酒田おもてなし隊」を結成した。また、その派生プロジェクトとして、外国人客を多数受け入れている地元の旅館と連携し、「外国人おもてなし隊プロジェクト」を実施するなど、地域と連携した観光振興の取り組みを実施している。

(c) 地域エネルギー対策

学内外の関係者が連携し、平成 27（2015）年 3 月に風力発電に関する政策提言を取りまとめた。また未利用小水力資源の有効活用を図ることを目的に、庄内小水力利活用推進円卓会議を平成 26（2014）年 11 月に立ち上げ、継続的に実施している。

(d) 主体的なコミュニティ組織

地域防災力を高めることを目的として、鶴岡市第一学区において、平成 25（2013）年度より実施されている「誰も孤立させない絆づくりプロジェクト」に本学学生が地域の実態に関するデータ分析等の面で貢献している。また、酒田市飛島地区・

八幡日向地区では、防災計画づくりに寄与する調査・立案や防災マップづくりの活動への参画、防災意識を醸成するための研修会を住民の方々と一緒に実施する等の取り組みを展開している。

また、こうした地域課題の解決などの各種取り組みについては、広く社会に還元する観点から、成果報告書等の作成を行うとともに、ウェブサイト、フェイスブック等の活用、全国フォーラム等の機会を活用したPRに努めてきた。平成27(2015)年度に学生による発信組織(ペリカン企画)を立ち上げるなど、情報発信の強化を進めている[資料A-1-10]。

<自己評価>

学生と地域との協働によるまちづくり活動や、地域を動かす人材・主体的に行動できる人材の育成、地域課題の解決に向けたアクション・プロジェクト等の活動を、地域共創センター・庄内オフィスの両組織が連携して実施しており、その取り組み状況の情報発信を含め、社会貢献の成果を積み重ねてきていると評価できる。

(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

地域志向の科目については、COC事業の評価を踏まえ、内容の改善を図っていく。研究分野の地域課題基礎研究費については、申請された研究が庄内地域の課題解決により貢献できる内容となっているかを重視し、選定していく。また、日本地域課題解決学研究会の会員拡充に努めながら、全国で地域の問題に取り組む人たちの情報交換の場となるよう、フォーラムの内容充実を進める。教育・研究・社会貢献それぞれの活動について、COC補助期間中と同様の事業展開が出来るよう学内組織の整備を進めていく。

A-2 地域・社会との連携協力活動

<A-2の視点>

A-2-① 大学の物的・人的資源の提供

A-2-② 大学と地域社会との連携・協力

(1) A-2の自己判定

「基準項目A-2を満たしている。」

(2) A-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-2-①大学の物的・人的資源の提供

1) 施設の開放

施設については、図書館やカフェテリア(学生食堂)をはじめ、テニスコートなど大学施設を一般の市民に開放している。また、酒田キャンパス内には酒田市の生涯学習施設「酒田市公益研修センター(大ホール・研修室・グラウンド等)」があり、大学が管理・貸出業務を市から受託して市民に開放している。

平成27(2015)年度からは、酒田市からの委託を受け、酒田市公益研修センター内

の小研修室を活用し、コワーキングスペースUNDERBARを設置した。起業家の育成を目的として、会員制による運営を行うとともに、市民に広く開かれたイベントの開催等を行っている〔資料A-2-1〕。

2) 教員による講演、審議会等への参画

学内外における教員による授業以外の講演は、平成26(2014)年度152件、平成27(2015)年度118件となっている。また、学外の各種審議会等の参画状況については、平成26(2014)年度137件、平成27(2015)年度178件となっており、各教員の専門性に応じた地域への知識・情報の提供に積極的に取り組んでいる。

3) 公開講座等

公益教養プログラム(FORUM21)を始め、市民が参加できる市民講座等を積極的に開催している〔資料A-2-2〕〔資料A-2-3〕〔資料A-2-4〕〔資料A-2-5〕。

<自己評価>

学内の施設、人材を含む知的資源を積極的に地域社会に提供していると評価している。開学当初から継続している公開講座 公益教養プログラム(FORUM21)や、小学生対象の科学教室、起業家育成のイベントなど、幅広い年齢層・目的に応じた様々な学びの機会を提供している。

A-2-②大学と地域社会との連携・協力

1) 行政機関との連携

本学では平成23(2011)年度から庄内地域の市町村長等で構成される庄内開発協議会より「公益のふるさとづくり活動補助金」(学生の地域活動により、地域を活性化させる活動に助成)を受けている。

平成25(2013)年度に採択された文部科学省補助事業のCOC事業では、庄内地域の2市3町及び山形県(庄内総合支庁)が連携自治体として参画している。

平成27(2015)年度には、酒田市からのコワーキングスペースUNDERBARの運営委託や、鶴岡市からの地域共創コーディネーター養成プログラム〔資料A-2-6〕構築事業の補助を受けるなど、多くの教員が庄内地域を対象とする研究・教育・社会貢献の諸活動に携わっている。

2) 地元の企業・団体との連携

法人会員225社個人会員238人(平成28(2016)年5月1日現在)で構成される本学後援会の協力により、教育面での連携体制が充実している。平成23(2011)年度には、後援会長が主宰する人材育成のあり方を検討するワーキンググループが立ち上がり、インターンシップ、社会福祉士実習などの体験学習プログラムへの助言機能を果たしている。平成24(2012)年度には、このワーキングでの検討を経て、経営トップのかばん持ちを体験する「社長インターンシップ」、日本を代表する一流の仕事や文化に触れて感性を磨く「一流体験合宿型研修」などのプログラムを実施している。

また、山形県漁協・山形県農村工業農業協同組合連合会の農商工連携事業に本学が連

携参加者として参画した「『とび魚だし』を使用しためんつゆの開発、生産に関するマーケティング調査及びデザイン開発業務」では、平成24(2012)年度「輝けやまがた若者大賞(県知事表彰)」を受賞している。

平成26(2014)年度には、株式会社日本政策金融公庫酒田支店と「業務連携・協力に関する覚書」を締結するなど、地元金融機関との連携も深めている[資料A-2-7]。

<自己評価>

開学以来、地域の行政機関、企業等との関係が密接であり、地域共創センターの基盤、COC 事業の採択を踏まえた活動展開で、より協力関係を構築できていると評価できる

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

物的・人的資源の社会への提供については、これまで同様、施設の開放に努めるとともに、コワーキングスペースによる起業家育成など新たなニーズを捉えた取り組みを継続する。各種審議会等への教員の派遣、公開講座等についても引き続き実施していく。

また、山形県及び庄内地域2市3町、地元企業・団体および地域住民等との協力についても引き続き連携を継続していく。

【基準Aの自己評価】

本学は開学以来、山形県及び庄内地域の自治体、企業・団体等との連携・協力を深めてきた。「地域に開かれた大学」として、庄内地域をフィールドに研究、教育、社会貢献の3つの側面から地域を志向した取り組みを実践するとともに、物的・人的資源の社会への提供、地域社会との協力関係を構築しており、本学の地域・社会貢献は基準を満たしていると評価できる。

基準 B. 国際交流（グローバル化の推進）

B-1 留学等を通じたグローバル人材の育成

《B-1 の視点》

B-1-① 学生の送り出し体制の整備と適切な運営

B-1-② 学生の受け入れ体制の整備と適切な運営

B-1-③ 学内の国際交流活性化のための活動

(1) B-1の自己判定

「基準項目B-1を満たしている」

(2) B-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 学生の送り出し体制の整備と適切な運営

1) 国際交流活動体制

(a) 国際交流センター

留学及び留学生受け入れの促進と本学の国際学術交流の推進を目的に、平成26(2014)年度に国際交流センター [資料1-2-3] を発足させた。国際交流委員の協力のもと、本学の英語ウェブサイトの充実を図り、本学の存在を積極的に海外にアピールしている。

(b) 国際交流活動内容

国際交流センターを中心に、本学学生への海外大学等への派遣、海外の大学等からの外国人留学生の受け入れ及び日本語教育の実施、海外大学との交流協定締結などの活動を行っている。

2) 留学プログラム

3週間から1ヶ月程度の「短期」、2ヶ月から4ヶ月程度の「中期」、4ヶ月以上から1年程度の「長期」の3つの期間区分を設けている。学生が留学しやすいよう、助成金交付や学費免除など経済的な支援を充実させるとともに、クォーター制の導入、進級要件の緩和などを行い、4年間で卒業できる仕組みを整え留学を促進している [資料B-1-1]。

(a) 短期留学

平成26(2014)年度と平成27(2015)年度は、クレイトン大学（米国）、ワイカト大学（ニュージーランド）、ヨーク大学（アイルランド）、東北林業大学（中国）、復旦大学（中国）、モスクワ大学（ロシア）での短期語学留学を実施した。ワイカト大学（ニュージーランド）への留学では、希望者に対し同国内での海外インターシップの機会も提供している。参加した学生には、帰国後、報告会の開催を義務付けている。学則に基づき、語学研修30時間につき1単位を認定している。

(b) 中期留学

主にクォーター制(S2クォーター)を活用しての留学を促すための制度である。平成27(2015)年にクレイトン大学と学術交流等協定を締結し、同年度は2名学生が中期留学に取り組んだ。帰国後、学生には留学先での成績表の提出を義務付け、語学

教員による面談を実施している。短期語学留学同様、研修時間数により単位認定を行っている。

(c) 長期留学

留学規程〔資料B-1-2〕に基づいた提携校との「交換・派遣留学」と提携校以外への「認定留学」がある。平成27(2015)年3月から本学学生が長期留学したクレイトン大学と、同年4月に学生相互派遣を可能とする協定を結び、平成28(2016)年度からは同大学生の本学での受入を開始する予定である。平成27(2015)年度にはブリテイッシュ・コロンビア大学（カナダ）にも1名が8ヶ月間の留学に参加した。また、平成27(2015)年9月からはロシア（ユーラシア言語大学）で1名が、平成28(2016)年4月からは西ワシントン大学（米国）で1名が長期留学を開始した。このほか、平成25(2013)年度には中国（清華大学）に1名が休学して長期留学を行った。これも研修時間数により単位認定を行っている。

(d) 学生への周知

短期留学は4月及び11月に、中期留学は4月に募集をし、語学クラスでのパンフレット配布、学生への一斉メール、ポスター掲示、ウェブサイト掲載などにより周知に努めている。

3) 安全確保のための施策

渡航中の学生の安全確保、緊急事態対応のために、語学教員及び事務局担当者も参加する事前研修を実施し、留学中に想定されるトラブル、海外事情、ホームステイ先での行動などについて指導している。また、学生・引率者、大学、現地コーディネーター、研修先大学の連絡先が記載された緊急連絡網を作成し、学生・引率教員・関係部署に配布している。ホームステイ先住所、フライト情報、インターンシップ先などの情報も関係する教職員によって共有されている〔資料B-1-3〕。

4) 留学促進、学修の効果向上のための施策

長期留学をしても4年間で卒業できるよう、進級要件の緩和や、本来通年科目である必修の「専門演習」を半期ごとに履修できる体制を整えている。また、中期・長期留学をした学生は、語学教員・国際交流委員と教育推進委員に留学後の報告及び面談を義務付け、計画的な単位修得ができるようにしている。

さらに、次のような事業を通して留学の促進を図っている。

- ・留学報告会（現段階では短期留学のみ。国別に実施）
- ・留学相談会（平成27(2015)年7月に1週間の期間を設けて実施）
- ・留学情報パネルの設置（エントランスホールの一隅に写真付きで設置されている）
- ・留学先（クレイトン大学（米国）、ヨーク大学（アイルランド））のスタッフを招いての留学促進説明会（平成28(2016)年4月11日にクレイトン大学、4月13日にヨーク大学からスタッフが来て実施）

5) 経済的支援

本学では留学を奨励しており、意欲ある優秀な参加学生に対して、語学検定試験の結果に応じて最大で渡航費用の2/3以内を助成している。また、中期や長期の留学参加者に対しても、帰国後の審査により渡航費の助成や留学期間中における学費を減免する制度を設け、支援の拡充を図っている〔資料 B-1-2〕。

<自己評価>

国際交流センターを中心に進めてきた各取り組みは着実に成果を上げていると評価できる。特に今までほとんどいなかった中・長期間の留学希望者が増加傾向にあることは評価できる。

B-1-② 学生の受け入れ体制の整備と適切な運営

1) 外国人留学生の受け入れ

国際交流センター設置にあわせ、平成27(2015)年4月に日本語教育担当の助教を採用するなど、留学生受入体制の整備を進めた。公益学部では、平成27(2015)年4月に中国から1名が2年次編入生として入学した。公益学研究科(修士課程)では、平成27(2015)年3月に協定を締結した中国の河南師範大学から、平成27(2015)年10月に1名、平成28(2016)年4月に1名の合計2名が入学した。平成28(2016)年4月にはパキスタンからも1名が入学した。

2) 外国人留学生への支援

(a) 学修支援

平成27(2015)年4月に日本語教育担当教員を1名採用し、平成28(2016)年度から外国人留学生向けの「日本語演習」と「日本事情」に関する4科目を開講している。

(b) 経済的支援

平成27(2015)年度に外国人留学生2名に対して学費免除等の経済的支援を行った。

(c) 生活支援(ドミトリー(学生研修寮)等)

学部外国人留学生の奨学金申し込みの手続きのサポートを行い、採用された実績がある。学生研修寮のうち1棟を「国際寮」と位置付け、外国人留学生が安心して居住・通学できるようにしている。

<自己評価>

本学では開学後の14年間で外国人留学生は公益学部2名、修士課程1名であったが、平成27(2015)年度からは1年間に複数の外国人留学生が入学した。特に協定校から本学修士課程への留学や本学での学修希望者が出ていることは評価できる。

B-1-③ 学内の国際交流活性化のための活動

山形県の友好県省である中国・黒龍江省との友好交流の発展のため、平成26(2014)年から山形県ハルビン事務所を通じて、協定校である東北林業大学を中心とした黒龍江省内の大学、高等学校等の高等教育機関との3週間程度の短期留学及び1週間の研修旅行の相互派遣を行っている。

短期語学留学は授業の一環として語学力の向上を目的とし、派遣先の語学を相互に学んでいる。研修旅行は学生交流を目的に外国人学生と触れ合うとともに、派遣先の国の文化を学び国際的視野を広げる事業となっている。

<中国への派遣>

	短期語学留学	研修旅行	備考
H27年度	4名	8名	
H26年度	5名	7名	短期語学留学は 上海・復旦大学に派遣した
H25年度	-	-	

<中国からの受入>

	短期語学留学	研修旅行	備考
H27年度	7名	9名	
H26年度	-	12名	
H25年度	-	2名	

海外からの留学生・研修生の受け入れにあたっては、授業・クラブ活動を通して学生が主体となり、交流会、日本文化体験、料理教室等を実施している。また、庄内町国際交流協会からの依頼を受け、平成23(2011)年度に内閣府「世界青年の船」事業で来日したエジプトとベネズエラの青年、平成27(2015)年度には国際協力機構（JICA）「青年研修受入事業」で来日したラオスの青年と本学学生が交流した。

<自己評価>

現在は中国人学生との交流が中心だが、外国人留学生等との交流の機会を増やしていることは評価できる。海外からの留学生・研修生の受け入れにあたって、学生が主体となり、交流会、日本文化体験、料理教室等を実施したことは評価できる。

(3) B-1の改善・向上方策（将来計画）

以下を重点項目として取り組む。

- 1) 本学学生の留学者数の増加を図る。学生により効果的なアピールを行い、留学の手続き等に関して簡潔な説明を与えられる仕組みを作る。
- 2) 現状では中国からの外国人留学生が主だが、平成28(2016)年より協定校関係にある米国の大学等からの受け入れを積極的に行う、
- 3) 外国人留学生受入れに向けて、平成28(2016)年度より外国人留学生向けの日本語及び関連科目を開講し内容の充実を図る。

B-2 時代のニーズにかなった新たな国際交流の展開

≪B-2の視点≫

B-2-① グローバル教育の拡充

B-2-② 多様な国際交流機会の提供

(1) B-2の自己判定

「基準項目B-2を満たしている」

(2) B-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2-① グローバル教育の拡充

1) 外国人教員の増員

平成27(2015)年度から開講される国際教養コースの専門科目と、同年に開講した「アジアビジネス人材養成講座」の科目を担当する教育体制の充実を図るため、平成27(2015)年に英語担当教員1名、国際教養コース教員1名、アジアビジネス人材養成講座担当教員1名の合計3名の外国人教員を新規に採用した。平成28(2016)年4月にはアジアビジネス人材養成講座担当教員1名としてさらに外国人教員1名を採用した。

2) 留学の必修化

本学学生の海外留学を促進するため、平成26(2014)年度から実施しているカリキュラムで、国際教養コースに所属する学生の留学を必修とした。平成27(2015)年度からクォーター制を導入したことで、6月から8月の第2クォーターを利用した中・長期留学が可能となった。

3) 語学学習コーナーの拡充

中国語と英語の自学自習を推進するため、酒田キャンパス図書館に語学学習コーナー（CALLブース）を設けている。平成27(2015)年度、私立大学等改革総合支援事業（タイプ4：グローバル化）の支援対象校となり、内容を拡充できた〔資料B-2-1〕。あわせて書籍の充実（graded readers：新たに4シリーズを購入し、多読を奨励）も図った。平成28(2016)年度より語学授業における設備の積極的運用を進める（シラバスに明記済み）。

4) アジアビジネス人材養成講座の開講

経済成長を続ける東南アジア等への生産・販売拠点進出を担う人材を開発し、地域産業界等のニーズに応えることを目的に、平成27(2015)年10月に山形県からの寄附講座（教授1名、准教授1名、助教1名を新規雇用）として開講した。担当教員3名のうち2名（平成28(2016)年4月からは3名全員）は外国出身者で、平成27(2015)年10月の入学者数は8名（地元企業・金融機関社員6名、地方公共団体職員1名、留学生1名）、平成28(2016)年4月の入学者は3名（地元金融機関社員1名、留学生2名）であった。カリキュラムは、アジア地域に焦点をあてた経済・経営系科目で構成しており、専門科目12科目のうち5科目を英語の講義とするとともに、インターンシップでの実践体験を組み込んでいる。そのため、英語集中プログラムを設け、履修者全員の英語運用能力の向上を図っている。入学後2ヵ月目に履修者アンケートを実施するとともに、2週間に1回の割合で担当教員会議を開催しており、短いサイクルでPDCAを回し、講座内容の向上・充実を図っている。

<自己評価>

積極的な外国籍教員の増員や語学学習コーナーの充実により学修環境を整えられたことは、本学のグローバル化に大きな推進力を与えている。留学参加者は従来2～3年生が中心だったが、国際教養コースにおいて留学を必修にしたことで、1年次からの参加者が増加傾向にあり、より早い時期から海外体験に挑戦する学生が増えていることは評価できる。

B-2-② 多様な国際交流機会の提供

1) イングリッシュカフェ

地域住民と本学外国出身教員との交流の機会として、平成27(2015)年8月に酒田市内の施設を利用して英会話を通じて市民との交流をはかった。参加者からは、こういう機会をもっと設けてほしいといった意見があり好評であった。

2) 地域教育機関との協働

ディベートを通じて国際理解の促進と英語への学習意欲を高めるため、平成26(2014)年10月、イギリスから一流ディベーターを本学に招き「英国議会方式ディベートセミナー」としてモデルディベートの公開講座を行い、本学学生及び市民約300名が参加した。

また当日は地域の高校生の英語力向上につなげるため、本学教員と英国議会方式ディベートチームが酒田東高等学校に出向き、英語による模擬ディベートの授業や生徒との交流を図った。

3) グローバルセミナー

庄内地域の高校生の海外への関心や英語への興味を高めるため、平成27年8月6日（木）と7日（金）の両日、庄内地域在住または地域外から酒田市内の高校に通学する高校生を対象に、英語を交えた国際教養の授業、本学遊佐セミナーハウスでのネイティブの教員との宿泊体験などを行い、61名の高校生が参加した。

4) 中国との新たな交流

平成27(2015)年3月中国黒龍江省の高等教育機関を管轄する佳木斯職業教育集団管理委員会と、教育・学術交流の基本協定、留学生派遣協議書を締結し、今後、教育・学術上のプログラム、事業、人的交流の連携を推進することとなった。また、前年12月に教職員が訪問した河南省の河南師範大学とも、同月に交流協定を締結した。

<自己評価>

地域市民との外国語をきっかけとした交流、地元高校と大学教員との学問的交流など、多方面にわたる交流が進められている。また、イングリッシュカフェやグローバルセミナーを通して地域の高校生や市民との交流が進んでいることは評価できる。

B-2-③ 時代のニーズにかなった新たな国際交流の展開

1) 海外大学との協定

平成27(2015)年度までに、東北林業大学（中国）、河南師範大学（中国）、クレイトン大学（米国）などと交流協定を結んでいる。このうちクレイトン大学とは、今後学生相互派遣を目的とした協定を締結するための協議を行っている。

2) 海外の学生派遣先などの拡充

協定校や短期留学受入校を訪問し、中期・長期の留学派遣や、相互派遣などの交渉を行っている（平成27(2015)年8月アメリカ、平成28(2016)年2月ニュージーランド）。

<自己評価>

海外諸機関と提携関係を進め、海外大学との協定や派遣先の拡充、海外大学との学生の相互派遣について、継続的に進めていることは評価している。

3) B-2の改善向上のための方策（将来計画）

これまで英語圏と中国を中心に交流先を拡大してきたが、台湾や東南アジア、南アジア諸国との国際交流にも取り組む。また、平成28(2016)年度から海外協定校との教員間の研究協力など、学術交流を本格化させる。さらに、平成28(2016)年度からは正規の科目として外国人留学生を対象とした日本語教育科目を開講し、内容を充実させていく。

[基準Bの自己評価]

B-1とB-2は「国際交流センター」設置から短期間で多くの項目において目標が達成されている。第1期吉村プランの柱の一つであるグローバル人材の育成は着実に進められており、現在取り組んでいる新規留学先の開拓や外国人留学生受入れの増加が今後期待できる。本学学生に対しては、より魅力的な留学プロモーションの実施や選択可能なプログラムを多数用意すること、留学参加の重要性を伝えることを今後とも継続していく。海外提携大学への短期語学留学に対する奨学助成制度や、帰国後の審査により中・長期留学参加者への授業料減免を行うなど学生への財政的援助も充実しており、留学先での研修時間数により単位認定を行うことなどにより、長期留学に参加しても4年間で卒業できるようカリキュラムが整備されている。また、海外の学生に対しては、本学の学びの内容がより理解しやすいよう、英文による大学紹介ウェブサイト <http://www.koeki-u.ac.jp/en/> の充実などに今後も力を入れていく。これらのことから、グローバル人材育成のためのキャンパスの国際化は着実に成果が出てきているものと評価できる。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	

東北公益文科大学

【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人東北公益文科大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	東北公益文科大学 CAMPUS GUIDE 2017 東北公益文科大学大学院 GUIDE BOOK 2016	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	東北公益文科大学学則 東北公益文科大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2017 年度 学生募集要項 平成 28(2016)年度 東北公益文科大学大学院 入学試験要項(一般選抜・社会人選抜) 平成 28(2016)年度 大学院 学内特別選抜試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧 2016	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 28(2016)年度事業計画及び当初予算	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 27(2015)年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	東北公益文科大学ウェブサイト（施設設備） https://www.koeki-u.ac.jp/facilities/ 東北公益文科大学ウェブサイト（交通アクセス） http://www.koeki-u.ac.jp/about_us/access.html	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人東北公益文科大学規程集（目次）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	役員・評議員名簿 理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類・監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	2016 履修ガイド(学部) 平成 28(2016)年度 東北公益文科大学大学院 学修ガイド	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	東北公益文科大学 Innovation Action Plan ～社会システムをデザインし、社会を先導する人材育成を目指して～ 平成 21(2009)年～平成 25(2013)年	
【資料 1-1-2】	東北公益文科大学 大学改革プラン	

東北公益文科大学

【資料 1-1-3】	第1期 吉村プラン 平成 26(2014)年～平成 28(2016)年 ～ 地域に根ざし、世界に発信する教育・研究拠点 ～	
【資料 1-1-4】	中期計画等の推移	
【資料 1-1-5】	東北公益文科大学ウェブサイト (理念と使命) http://www.koeki-u.ac.jp/about_us/philosophy.html	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	協定等締結状況	
【資料 1-2-2】	高校生向け吉村プラン	
【資料 1-2-3】	東北公益文科大学国際交流センター規程	
【資料 1-2-4】	平成 27(2015)年度アジアビジネス人材育成講座関連 公開講座 参加者アンケート総括	
【資料 1-2-5】	東北公益文科大学定住促進事業奨学金返還支援制度資料	
【資料 1-2-6】	東北公益文科大学教育推進センター規程	
【資料 1-2-7】	東北公益文科大学学生支援センター規程	
【資料 1-2-8】	東北公益文科大学キャリア開発センター規程	
【資料 1-2-9】	東北公益文科大学地域共創センター規程	
【資料 1-2-10】	東北公益文科大学インスティテューショナル・リサーチ(IR)の 運営に関する内規	
【資料 1-2-11】	東北公益文科大学 基本データ集(平成 27 年度版)	
【資料 1-2-12】	東北公益文科大学卒業生の離職者状況(1～11 期)	
【資料 1-2-13】	東北公益文科大学後援会主催「卒業生を交えた意見交換会」 ...社会と時代の要請に応え得る人材とは...(次第)	
【資料 1-2-14】	山形県寄附講座アジアビジネス人材養成講座 GUIDE BOOK 2016	
【資料 1-2-15】	アジアビジネスに関するアンケート結果	
【資料 1-2-16】	アセスメントポリシー	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	人材育成像、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー 等	
【資料 1-3-2】	大学ウェブサイト(人材育成像・ポリシーに関するページ)	
【資料 1-3-3】	大学院ウェブサイト(人材育成像・ポリシーに関するページ)	
【資料 1-3-4】	学校法人東北公益文科大学組織規程	
【資料 1-3-5】	大学組織図(H28.4.1)	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	アジアビジネス特別選抜試験要項 2016	
【資料 2-1-2】	大学ウェブサイト(奨学制度)	
【資料 2-1-3】	平成 27 年度東北公益文科大学広報・募集活動の実績	
【資料 2-1-4】	2015(平成 27)年度タスクフォース名簿	
【資料 2-1-5】	2015 学生募集タスクフォースの活動	
【資料 2-1-6】	～公益大 OG たちの物語～ (OG パンフレット)	
【資料 2-1-7】	大学院 3 種類のリーフレット	
【資料 2-1-8】	出張講義パンフレット 2016	
【資料 2-1-9】	秋季特別入学試験学生募集要項	
【資料 2-1-10】	秋季留学生特別入学試験学生募集要項	

東北公益文科大学

【資料 2-1-11】	大学院イノベーション・アクション実施計画(2016 年度)	
【資料 2-1-12】	大学院履修証明プログラム募集要項	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	カリキュラム表	
【資料 2-2-2】	アクティブラーニング科目一覧	
【資料 2-2-3】	合同成果発表会チラシ	
【資料 2-2-4】	履修ガイド抜粋 科目ナンバリングとカリキュラムツリー	
【資料 2-2-5】	履修ガイド抜粋 カリキュラムツリー	
【資料 2-2-6】	履修ガイド抜粋 履修モデル	
【資料 2-2-7】	履修ガイド抜粋 各スキルの到達目標	
【資料 2-2-8】	履修ガイド抜粋 シラバスの見方	
【資料 2-2-9】	学部授業評価アンケート	
【資料 2-2-10】	履修ガイド抜粋 研究科カリキュラム表	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	入学前学習の概要について (H28 年度入学生対象)	
【資料 2-3-2】	平成 28 年度オリエンテーション・ガイダンス日程表	
【資料 2-3-3】	履修ガイド抜粋 基礎演習 a・b について	
【資料 2-3-4】	キャリアワークシートサンプル (1 年春学期初め)	
【資料 2-3-5】	公益概論講義レジュメ集	
【資料 2-3-6】	履修ガイド抜粋 オフィスアワー	
【資料 2-3-7】	2016 年度春学期オフィスアワー日程	
【資料 2-3-8】	退学タスクフォース関連資料	
【資料 2-3-9】	教育改善意見交換会案内教育改善意見交換会 回答掲示	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	学則抜粋 28 条	
【資料 2-4-2】	履修ガイド抜粋 単位	
【資料 2-4-3】	平成 28 年度シラバス記入上の注意	
【資料 2-4-4】	成績評価問い合わせ様式	
【資料 2-4-5】	履修ガイド抜粋 資格による単位認定	
【資料 2-4-6】	ゆうキャンパスウェブサイト 単位互換	
【資料 2-4-7】	履修ガイド抜粋 中期・長期留学	
【資料 2-4-8】	編入生 修得単位の認定手続き様式	
【資料 2-4-9】	学則抜粋 42 条	
【資料 2-4-10】	特待生および減免奨学生資格更新基準	
【資料 2-4-11】	平成 27 年度優秀学生給付型奨学金制度	
【資料 2-4-12】	大学院学則抜粋	
【資料 2-4-13】	学修ガイド抜粋 単位認定、修了認定	
【資料 2-4-14】	学修ガイド抜粋 成績評価基準	
【資料 2-4-15】	公益学部シラバス第三者チェック項目	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	就職筆記試験講座受講者数推移	
【資料 2-5-2】	各種資格取得支援及び受験者・合格者数	
【資料 2-5-3】	就職手帳	
【資料 2-5-4】	新入生保護者説明会資料(キャリア支援)	
【資料 2-5-5】	3 年生保護者就職懇談会実施状況	
【資料 2-5-6】	企業訪問活動件数	
【資料 2-5-7】	求人票の受理件数	

東北公益文科大学

【資料 2-5-8】	学内合同企業説明会参加企業数及び参加学生数	
【資料 2-5-9】	学内個別企業説明会実施件数	
【資料 2-5-10】	学外合同企業説明会へのバス運行数及び参加学生数	
【資料 2-5-11】	キャリア科目の招聘外部講師一覧	
【資料 2-5-12】	地域・大学協働人材育成プログラム・ワーキンググループ活動実績	
【資料 2-5-13】	実習の 3 つのステップと 7 つの指導モデル	
【資料 2-5-14】	平成 27(2015)年度インターンシップ受入機関一覧	
【資料 2-5-15】	平成 27(2015)年度 就職先一覧	
【資料 2-5-16】	一般教育訓練給付指定講座通知	
【資料 2-5-17】	ご採用のための大学案内 2017 (企業向け大学案内)	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	授業評価アンケート実施要領	
【資料 2-6-2】	卒業論文提出時調査	
【資料 2-6-3】	学修ワークシートサンプル	
【資料 2-6-4】	学修ガイド抜粋 研究指導	
【資料 2-6-5】	学修ガイド抜粋 学位取得のプロセス	
【資料 2-6-6】	大学院生へのアンケート 2015 年度	
【資料 2-6-7】	授業評価アンケート	
【資料 2-6-8】	教員相互の授業参観	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	東北公益文科大学アルバイト掲示板 許可要領	
【資料 2-7-2】	学校法人東北公益文科大学学生研修寮規程	
【資料 2-7-3】	平成 27 (2015) 年度のドミトリー担当教員制度について	
【資料 2-7-4】	平成 27 (2015) 年度実績公報セミナー	
【資料 2-7-5】	公認クラブ、公認サークル	
【資料 2-7-6】	クラブ・サークルリーダー養成研修会について	
【資料 2-7-7】	東北公益文科大学障害学生修学支援規程	
【資料 2-7-8】	修学上の配慮や支援について	
【資料 2-7-9】	学生生活アンケート (春学期、秋学期)	
【資料 2-7-10】	学校法人東北公益文科大学ハラスメント防止委員会規程	
【資料 2-7-11】	留学生奨学制度	
【資料 2-7-12】	学校法人東北公益文科大学外国人留学生規程	
【資料 2-7-13】	平成 28 年度学生生活活動支援助成金募集要項	
【資料 2-7-14】	平成 28 年度まちづくりインターンシップ旅費補助金募集要項	
【資料 2-7-15】	学修ガイド抜粋 院生の学会等研究発表旅費の交付	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	東北公益文科大学大学院研究指導等教員審査基準	
【資料 2-8-2】	教職課程の教員配置について	
【資料 2-8-3】	社会福祉養成課程の教員配置について	
【資料 2-8-4】	学校法人東北公益文科大学教員の任用に関する規程	
【資料 2-8-5】	学校法人東北公益文科大学特別任用教員任用規程	
【資料 2-8-6】	平成 27(2015)年度 FD 開催状況	
【資料 2-8-7】	平成 28(2016)年度 FD 実施計画	
【資料 2-8-8】	教員向けガイド - 学習者中心の大学の一員として -	
【資料 2-8-9】	教養教育部会活動状況	
【資料 2-8-10】	平成 28 年度 委員会等	

東北公益文科大学

2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	学校法人東北公益文科大学大学施設等管理規程	
【資料 2-9-2】	プロジェクト型応用演習・運用ガイドライン (2016 年度)	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	東北公益文科大学 CAMPUS GUIDE 2017 抜粋 理事長巻頭言	
【資料 3-1-2】	東北公益文科大学における研究費の使用に関する行動規範	
【資料 3-1-3】	東北公益文科大学における公的研究費の使用・管理等に関する規程	
【資料 3-1-4】	東北公益文科大学ウェブサイト抜粋 研究倫理関係	
【資料 3-1-5】	学校法人東北公益文科大学内部通報に関する規程	
【資料 3-1-6】	東北公益文科大学防災に関する規程	
【資料 3-1-7】	学校法人東北公益文科大学防災マニュアル	
【資料 3-1-8】	学校法人東北公益文科大学防火管理規程	
【資料 3-1-9】	学校法人東北公益文科大学安全及び衛生に関する規程	
【資料 3-1-10】	山形いきいき子育て応援企業_登録書	
【資料 3-1-11】	学校法人東北公益文科大学ハラスメント防止委員会規程	
【資料 3-1-12】	メンタルヘルス研修資料	
【資料 3-1-13】	東北公益文科大学ウェブサイト トップページ	
【資料 3-1-14】	東北公益文科大学ウェブサイト 事業報告財務状況	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人東北公益文科大学学長等選任等規程	
【資料 3-2-2】	学校法人東北公益文科大学学部長等選任等規程	
【資料 3-2-3】	学校法人東北公益文科大学大学院研究科長等選任等規程	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	東北公益文科大学戦略会議規程	
【資料 3-3-2】	平成 27(2015)年第 2 回教授会資料 教授会運営方針検討結果	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人東北公益文科大学理事会の承認に基づき実施すべき事項及び運営理事会に関する規程	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	平成 28 年 5 月 1 日事務局体制	
【資料 3-5-2】	学校法人東北公益文科大学就業規則	
【資料 3-5-3】	一般職員評価実施要領	
【資料 3-5-4】	SD 開催状況	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	平成 28 年度当初予算編成作業について	
【資料 3-6-2】	平成 28 年度事業計画策定にあたって	
【資料 3-6-3】	H28 事業計画概要	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人東北公益文科大学経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人東北公益文科大学資産運用規程	
【資料 3-7-3】	監査報告書 (平成 28 年 5 月 23 日)	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	東北公益文科大学学則 第 2 条	
【資料 4-1-2】	東北公益文科大学大学院学則 第 2 条	
【資料 4-1-3】	学校法人東北公益文科大学点検評価等実施規程	
【資料 4-1-4】	東北公益文科大学における改革の主な取り組み	
【資料 4-1-5】	第 1 期吉村プランの実現を目指して 平成 27 年度東北公益文科大学 実行目標 細目	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	東北公益文科大学自己評価報告書	
【資料 4-2-2】	東北公益文科大学ウェブサイト 自己点検・評価	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	第 1 期吉村プラン 平成 27 年度進捗状況確認一覧	

基準 A. 地域・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域・社会貢献		
【資料 A-1-1】	地域を取り扱う授業数等	
【資料 A-1-2】	プロジェクト型応用演習・競争型課題解決演習開講科目一覧	
【資料 A-1-3】	授業アンケートによる学生の自己評価	
【資料 A-1-4】	庄内地域の高校2年生を対象としたアンケート調査実施報告書	
【資料 A-1-5】	地域と大学の連携による地域課題の解決のための住民アンケート結果	
【資料 A-1-6】	地域課題基礎研究費採択テーマ一覧	
【資料 A-1-7】	「日本地域課題解決学研究会」の設立について	
【資料 A-1-8】	東北公益文科大学庄内オフィス規程	
【資料 A-1-9】	庄内地域カレッジ各プログラムの受講状況	
【資料 A-1-10】	地域・社会貢献に関する各種報告書等一覧	
A-2. 地域・社会との連携協力活動		
【資料 A-2-1】	コワーキングスペース UNDERBAR の利用実績	
【資料 A-2-2】	公益教養プログラム (FORUM21) 開催実績	
【資料 A-2-3】	共創カフェ開催実績	
【資料 A-2-4】	科学体験教室「身近なもので電気をつくろう！」開催実績	
【資料 A-2-5】	コワーキングスペース UNDERBAR での起業イベント開催実績	
【資料 A-2-6】	地域共創コーディネーター養成プログラム	
【資料 A-2-7】	株式会社日本政策金融公庫との「業務連携・協力に関する覚書」	

基準 B. 国際交流(グローバル化の推進)

項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 留学等を通じたグローバル人材の育成		
【資料 B-1-1】	平成 26(2014)年度・平成 27(2015)年度留学実績	
【資料 B-1-2】	東北公益文科大学留学規程	
【資料 B-1-3】	海外留学・研修時の危機管理対応図	
B-2. グローバル教育		
【資料 B-2-1】	平成 28(2016)年 4 月 5 月自学自習コーナー利用状況	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。